

監査業務支援ツール

2022 年 7 月 21 日

公益社団法人 日本監査役協会
本部監査役スタッフ研究会

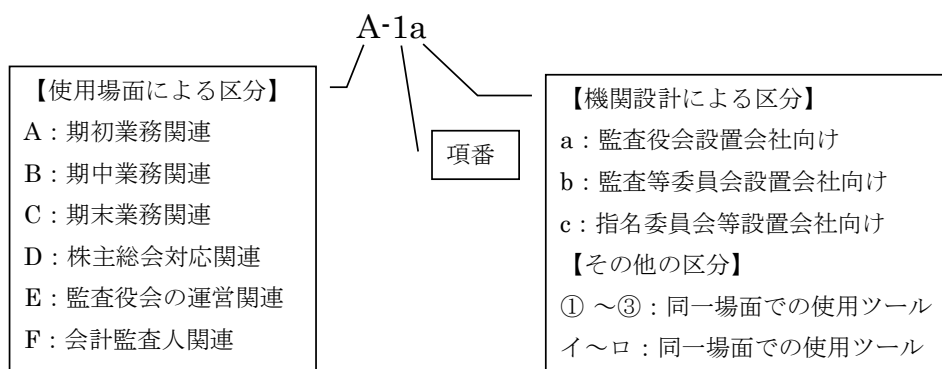
はじめに

2017年7月に公表され、監査役スタッフはもとより多くの監査役にも手引書として活用されてきた「監査役監査と監査役スタッフの業務」（通称「オレンジ本」。以下「オレンジ本」という。）を元に、前期第48期及び今期第49期本部監査役スタッフ研究会が、2021年3月施行の会社法改正や同年6月施行のCGコード改定並びにこれらに対応する「監査役監査基準」等の改定を受けて、2年をかけて改定した。

それぞれの業務で活用される「監査業務支援ツール」は、「オレンジ本」にも参考資料として収録され、また、日本監査役協会のインターネットサイトにも掲載していたが、上記活動と合わせて修正・廃止・統合・新設等を行い、53種の書類・書式にまとめた。

従来のツールは監査役会設置会社を前提にして作成されていたが、機関設計として監査等委員会設置会社を採用する企業が増加している近年の状況を踏まえて、一部のツールについては監査等委員会設置会社向けなどのバリエーションを作成している。

さらに同一の目的による機関設計ごとの違い、また、同一場面で使用するツールについてはわかりやすいように区分を付記し、全面的に項番を見直した。凡例は下記の通りである。



本ツールはいずれも日本監査役協会のサイトからダウンロードが可能であるし、会員の方はサインインいただければ会員向け電子図書館から Microsoft Word、Excel 等の加工可能なファイルを入手することができる。実際の監査役監査業務にご活用いただき、監査の実効性と効率性向上にお役立ていただければ幸いである。

なお、「監査業務支援ツール」の改定に際しては、これまでの「オレンジ本」に収録されたツール以外に、日本監査役協会の「監査役監査実施要領」（2016年公表）や「中部支部 監査実務チェックリスト研究会報告書 2018」（2019年公表）における掲載内容及び「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（2017年公表）の記載を参考にした。過去に本部監査役スタッフ研究会に参加したメンバーの所属企業各社並びに日本監査役協会に感謝の意を表明したい。

本ツール集のご利用にあたって

- 「監査業務支援ツール」は、2021 年施行の会社法改正及び CG コード改正並びにこれらに対応する「監査役監査基準」等の改定を受けて、第 48 期及び第 49 期本部監査役スタッフ研究会メンバーがサンプルを作成した。
- 本ツールは、大会社・公開会社を前提にサンプルとして作成している。また、一部のツールについては監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社向けに作成しているが、ほとんどが監査役会設置会社を前提にしている。ご利用に際しては、機関設計の違い等、各社の状況に応じて必要な修正を実施のうえ、ご活用いただきたい。
- 「監査業務支援ツール一覧表・目次」には、それぞれのツールと関連する監査業務について解説した「監査役監査と監査役スタッフの業務」の「項番」を記載している。併せてご活用いただきたい。
- 「監査役監査と監査役スタッフの業務」の「監査業務支援ツール欄」には、「監査業務支援ツール一覧表・目次」に記載のツール番号を反映している。
- 本ツールは 2022 年 6 月末現在の法令に準拠している。2022 年 9 月 1 日から施行の「支店登記の廃止」、及び 2023 年 3 月開催の株主総会から上場会社に適用が義務化される「株主総会資料の電子提供制度」については十分に反映していないので留意願いたい。

監査業務支援ツール一覧表・目次

[]内は、報告書本体の関連項番。

A 期初業務関連のツール		(頁)
A-1a*	常勤監査役選定通知書	[M-01] 1
A-1b	常勤監査等委員選定通知書	[M-01] 2
A-2a*	特定監査役選定通知書	[M-02] 3
A-2b	特定監査等委員選定通知書	[M-02] 4
A-3a	監査役会議長選定通知書	[M-03] 5
A-3b	監査等委員会委員長選定通知書	[M-03] 6
A-4*	監査役報酬協議通知書	[M-06] 7
A-5①	監査役監査計画 (詳細版)	[M-04] 8
A-5②イ	監査役監査計画 (簡易版) - 本体 -	[M-04] 19
A-5②ロ	監査役監査計画 (簡易版) - 業務分担表 -	[M-04] 24
A-5③	監査役監査計画 (年間計画)	[M-04] 25
B 期中業務関連のツール		
B-1①	国内支社・事業所往査依頼	[M-17] 26
B-1②	国内子会社ヒアリング依頼	[M-18] 27
B-1③	海外子会社ヒアリング依頼	[M-18] 28
B-2①	国内拠点事前調査表	[M-17・18] 29
B-2②	海外子会社事前調査表	[M-18] 36
B-3	往査・ヒアリングチェックリスト	[M-18] 38
B-4	監査調査	[M-14・15・16・36] 45
B-5※	取締役会議事録チェックリスト	[M-12] 46
C 期末業務関連のツール		
C-1	職務執行確認書	[M-19・20・21・22・39] 47
C-2	事業報告のチェックリスト (公開会社)	[M-40] 61
C-3①	有価証券報告書の様式等のチェックリスト	[M-49] 65
C-3②	内部統制報告書の様式等のチェックリスト	[M-49] 68
C-4※	内部統制システム監査 チェックリスト	[M-25・41] 69
C-5*	監査役の期中監査結果の整理表	[M-38] 72
C-6①*	常勤監査役 監査報告書	[M-46] 79
C-6②*	社外監査役 監査報告書	[M-46] 81
C-7a*	監査役会 監査報告書	[M-47・48] 83
C-7b*	監査等委員会 監査報告書	[M-47・48] 85
C-7c*	監査委員会 監査報告書	[M-47・48] 87
C-8	常勤・非常勤監査役 監査報告書の内容と根拠法令	[M-46] 89
C-9a	監査役会 監査報告書の内容と根拠法令	[M-47・48] 93
C-9b	監査等委員会 監査報告書の内容と根拠法令	[M-47・48] 97
C-9c	監査委員会 監査報告書の内容と根拠法令	[M-47・48] 101

D 株主総会対応関連のツール

D-1※	株主総会関連 チェックリスト	[M-52・53・57・58・59]	105
D-2※	期末監査・株主総会関係 日程確認表	[M-37・43・44・52]	109
D-3*	備置・閲覧に供すべき主な書類等一覧表	[M-52・59]	110
D-4①	監査役選任議案への同意依頼書	[M-54]	114
D-4②	監査役選任議案への同意書	[M-54]	115
D-5*	株主総会 監査役用原稿(監査報告)	[M-56]	116
D-6※	配当として分配可能な額の算定	[M-24・53・82]	118

E 監査役会の運営関連のツール

E-1	監査役会招集通知	[M-61]	119
E-2	監査役会議事録	[M-63]	120
E-3	取締役会の決議の省略提案書	[M-09]	125
E-4	取締役会の決議の省略確認書	[M-09]	126
E-5*	監査役との責任限定契約	[M-77]	127

F 会計監査人関連のツール

F-1*	会計監査人再任についての通知書	[M-51]	128
F-2*	会計監査人不再任及び選任通知書	[M-72]	129
F-3◆	会計監査人監査の相当性判断に関するチェックリスト	[M-45・51]	130
F-4	会計監査人の品質管理に関するチェックリスト	[M-45・51]	137
F-5*	会計監査人報酬の同意依頼書	[M-66]	141
F-6*	会計監査人報酬の同意書	[M-66]	142
F-7	会計監査人報酬の同意に関するチェックリスト	[M-66]	143

注記：上記ツール番号に「*」が付された各ツールについては、日本監査役協会が公表している各種「ひな型」及び監査役監査実施要領の巻末「参考資料」を再掲載したものである。

「※」が付された各ツールについては、「中部支部 監査実務チェックリスト研究会報告書 2018」掲載ツールを参考に作成したものである。

「◆」が付されたツールについては、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に作成したものである。

略記：略記する場合、適宜必要に応じて、以下のように示しているので留意いただきたい。

会社法	→法	(例) 会社法第 390 条第 2 項第 2 号	→法 390 条 2 項 2 号
会社法施行規則	→施規		
会社計算規則	→計規		
金融商品取引法	→金商法		
監査役監査基準	→基準		
東京証券取引所コーポレートガバナンス・コード	→CG コード		
民法	→民		

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇殿

常勤監査役選定通知書

会社法第390条第3項及び当社定款第〇〇条の規定に基づき、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の監査役会において下記のとおり常勤の監査役を選定し、選定された監査役は就任を承諾いたしました。

記

1. 常勤監査役 〇〇〇〇
2. 就任日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

以 上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇株式会社 監査役会

常勤監査役	〇 〇 〇 〇	印*1
監査役	〇 〇 〇 〇	印*1
監査役	〇 〇 〇 〇	印*1

*1：書式は任意であるため、監査役全員の記名押印ではなく監査役会議長の記名押印、あるいは記名のみで通知することも考えられる。

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇殿

常勤監査等委員選定通知書

当社監査等委員会監査等基準第〇条に基づき、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の監査等委員会において下記のとおり常勤の監査等委員を選定し、選定された監査等委員は就任を承諾いたしました。

記

1. 常勤監査等委員 〇〇〇〇
2. 就 任 日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

以 上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇株式会社 監査等委員会

監査等委員会 委員長 〇 〇 〇 〇 印*1

*1：書式は任意であるため、監査等委員会の委員長の記名のみで通知することも考えられる。

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇殿

特定監査役選定通知書

会社法施行規則第132条及び会社計算規則第130条_{*1}の各第5項第2号_{*2}イに基づき、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の監査役会において下記のとおり特定監査役を選定し、選定された監査役は就任を承諾いたしました。

記

1. 特定監査役 〇〇〇〇
2. 就 任 日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

以 上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇株式会社 監査役会

常勤監査役	〇 〇 〇 〇	印 _{*3}
監査役	〇 〇 〇 〇	印 _{*3}
監査役	〇 〇 〇 〇	印 _{*3}

*1：会計監査人非設置会社の場合は会社計算規則第124条

*2：監査役設置会社は第1号、監査等委員会設置会社は第3号、指名委員会等設置会社は第4号

*3：書式は任意であるため、監査役全員の記名押印ではなく監査役会議長の記名押印、あるいは記名のみで通知することも考えられる。

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇殿

特定監査等委員選定通知書

会社法施行規則第132条及び会社計算規則第130条の各第5項第3号^{*1}イに基づき、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の監査等委員会において下記のとおり特定監査等委員を選定し、選定された監査等委員は就任を承諾いたしました。

記

1. 特定監査等委員 〇〇〇〇
2. 就 任 日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

以 上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇株式会社 監査役等委員会

監査等委員会 委員長 〇 〇 〇 〇 印^{*2}

*1：監査役設置会社は第1号、監査役会設置会社は第2号、指名委員会等設置会社は第4号

*2：書式は任意であるため、監査等委員会の委員長の記名のみで通知することもある。

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇殿

監査役会議長選定通知書

当社監査役会規則第〇〇条の規定に基づき、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の監査役会において下記のとおり監査役会議長を選定し、選定された監査役は就任を承諾いたしました。

記

1. 監査役会議長 〇〇〇〇
2. 就 任 日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

以 上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇株式会社 監 査 役 会

常勤監査役	〇 〇 〇 〇	印*1
監査役	〇 〇 〇 〇	印*1
監査役	〇 〇 〇 〇	印*1

* 1 : 書式は任意であるため、監査役全員の記名押印ではなく監査役会議長の記名押印、あるいは記名のみで通知することも考えられる。

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇殿

監査等委員会委員長選定通知書

当社監査等委員会規則第〇〇条の規定に基づき、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の監査等委員会において下記のとおり監査等委員会委員長を選定し、選定された監査等委員は就任を承諾いたしました。

記

1. 監査等委員会委員長 〇〇〇〇

2. 就任日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

以 上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇株式会社 監査等委員会

監査等委員会 委員長 〇 〇 〇 〇 印*1

*1：書式は任意であるため、監査等委員会の委員長の記名のみで通知することもある。

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇殿

監査役報酬協議通知書

会社法第387条第2項の規定に基づき、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の監査役会において各監査役の報酬額について協議した結果、下記のとおり決定いたしました。

記

1. 協議者 監査役〇名全員

2. 各監査役の報酬額

常勤監査役	〇	〇	〇	〇	月額	〇	〇	〇	〇円
監査役	〇	〇	〇	〇	月額	〇	〇	〇	〇円
監査役	〇	〇	〇	〇	月額	〇	〇	〇	〇円
合 計					月額	〇	〇	〇	〇円

※〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の第〇〇回定時株主総会において決議された監査役の報酬総額の上限である〇〇〇〇円以内

3. 実施 〇〇〇〇年〇〇月分より実施

以 上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇株式会社 監査役会

常勤監査役	〇	〇	〇	〇	印*1
監査役	〇	〇	〇	〇	印*1
監査役	〇	〇	〇	〇	印*1

*1: 書式は任意であるため、監査役全員の記名押印ではなく監査役会議長の記名押印、あるいは記名のみで通知することも考えられる。

株式会社〇〇〇〇
監査役会

第〇期事業年度（〇〇〇〇年度）監査役監査計画書【サンプル】

I. 基本計画（別紙1）

監査役監査の基本方針、役割分担および年度によらず定例的に実施する監査項目等については、別途、定める「監査役監査 基本計画書」に記載する。

II. 重点監査項目

前期の業績や不祥事の発生等を踏まえ、監査役会として捉えている課題認識を提示し、後述の重点監査項目を選定した根拠とする。

重点監査項目 1. 〇〇〇〇

どのような監査を行い、どのような方法でその情報を監査役会で共有するかを記載する。

重点監査項目 2. 〇〇〇〇

・
・
・

III. 重要会議

重要会議は以下のものを想定するが、状況に応じて他の会議にも適宜参加する。

※カッコ（ ）内は、出席する監査役を示す。

1. 取締役会（監査役全員）
2. 代表取締役との懇談会（監査役全員）
3. 代表取締役との月次定例ミーティング（常勤監査役）

・
・
・

IV. 期初予算

監査対象となる事業年度：第○期（○○○○年○○月～○○○○年○○月）

金額：約○○万円

【内訳】

勘定科目	使用目的	概算金額
教育費	セミナー等への参加	○万円
会議費	監査役会の運営等	○万円
国内出張費	支社往査、監査役全国会議への参加	○万円
海外出張費	海外子会社往査（注）	○万円
交際費	情報交換会費用等	○万円
その他	交通費、日本監査役協会年会費等	○万円

（注）○○○○年度は○○○○（○○月）および○○○○（○○月）を対象とする。

V. 年間スケジュール（○○○○年○○月～○○○○年○○月）

別紙 2 参照

<添付資料>

別紙 1：監査役監査 基本計画書（○○○○年○○月○○日決議）

別紙 2：監査役監査 年間スケジュール

以上

< 別紙 1 >

株式会社〇〇〇〇
監査役会**監査役監査 基本計画書（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日決議）****I. 基本方針**

監査役は株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。その責務を果たすため、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて当会社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等から報告を聴取し、当会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講ずる。また、「監査役監査基準」に準拠した網羅的な監査活動を行うとともに、当会社の経営目標達成に大きな影響を与えると予想される課題を重点監査項目として設定する。

さらに、会計監査人、監査室、〇〇〇〇等と十分な意見交換を行い、協力体制を強化するとともに、当会社の代表取締役、取締役ならびにグループ会社の代表取締役、取締役および監査役等との意思疎通を十分に行い、体系的・網羅的な監査を実施するための環境整備を行う。

II. 役割分担

会社法において監査役の独任性が定められているが、組織的、合理的かつ効率的な監査を行うために、以下の役割分担を定める。

1. 監査役は取締役会に出席し、取締役の忠実義務違反、法令・定款違反および経営判断の合理性を監査するとともに、必要に応じて積極的な意見陳述を行う。さらに、常勤監査役は常勤取締役会およびその他重要な会議または委員会に出席し、必要に応じて意見陳述を行うとともに、監査役会に報告し、情報の共有化を図る。
2. 社外監査役には、会社法が中立な立場から客観的に監査意見を表明することを期待しており、代表取締役および取締役会に対して忌憚のない質問をし、意見を述べる。
3. 業務監査に関しては、それぞれの監査計画に従い監査室、会計監査人と協力しつつ、常勤監査役が中心となっていく。
4. 会計監査に関しては、常勤監査役が中心となり、実査立会い、計算書類閲覧等を行うとともに、監査役会は会計監査人の監査計画、重点監査項目を事前に把握した上で監査結果報告を聴取し、会計監査人監査の独立性および相当性について判断を行う。
5. 監査役会は会計監査人の独立性および会計監査の相当性を担保するという観点から、会計監査報酬の同意にあたり、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠等が適切であるかについて確認する。
6. 監査役会の運営については常勤監査役が監査役スタッフとともに日常的に各監査役との情報共有化を図り、各監査役の監査活動が合理的、効率的に進められるよう努める。

Ⅲ. 監査内容

監査役監査は、「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づいて実施する。

1. 業務監査

（事業報告等に関する監査の方法およびその内容）

(1) 重点監査項目の監査

監査役は、各事業年度ごとに定める重点監査項目について、取締役の職務の執行状況、意思決定、監督義務の履行状況を監視し検証する。必要に応じて監査役会への報告を求め、実施状況を確認し、助言または勧告等を行う。

(2) 取締役の職務の執行の監査

取締役の職務の執行を次の観点から監視し検証するとともに、取締役に助言または勧告等を行う。

- ① 監査役会は、代表取締役との懇談会を年に〇回程度開催し、経営課題等について提言を交え意見交換を行う。
- ② 常勤監査役は、代表取締役と月次定例ミーティングを行い、監査役会で行われた議論の内容等を中心に意見交換を行う。
- ③ 代表取締役社長を除く全取締役に對し、〇〇を配布し、自らが執行する業務における経営課題への取り組み等について回答を得る。常勤監査役はその結果を基に各取締役と面談を行い、記載内容について確認したうえで非常勤監査役との情報共有を行う。
- ④ 監査役は、当会社の目的外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為、当会社に著しい損害または重大な事故を招くおそれがある事実、および当会社の業務に著しく不当な事実を認めた場合に、取締役に對する助言または勧告等を行う。
- ⑤ 監査役は、取締役から当会社に著しい損害のおそれがある旨の報告を受けた場合に、取締役に對する助言または勧告等を行い、その重要性によっては第三者委員会の設置等を検討する。

(3) 取締役会等の意思決定の監査（経営判断の原則）

監査役は、取締役会等の意思決定において善管注意義務、忠実義務の履行状況を次の観点から監視し検証する。

- ① 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
- ② 意思決定過程が合理的であること
- ③ 意思決定内容が法令または定款に違反していないこと
- ④ 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと
- ⑤ 意思決定が取締役の利益または第三者の利益でなく、当会社の利益を第一に考えてなされていること

(4) 取締役会の監督義務の履行状況の監査

監査役は、代表取締役および業務を執行する取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証する。

(5) 重要な決裁書類の閲覧

常勤監査役は〇〇書を閲覧し、決裁プロセス上の不備や不適切な判断に対し指摘等を行う。

(6) 主要な関係部署からの聴取および情報入手

常勤監査役は、以下の部署から報告を受ける、あるいは関連する情報を当該部署から入手するなどして、取締役の職務執行の適正性について監視し検証する。

① 監査室

監査結果について都度報告を受ける。監査役会に対しては、〇〇毎に監査結果、第1四半期内に年間監査計画の報告を受ける。

② 法務部

係争案件もしくは係争に発展する可能性のある案件を中心に、〇〇毎に報告を受け、その対応が適切に行われているかについて確認する。必要に応じて弁護士等の外部専門家を活用し、監査役会としての意見形成と、その陳述を行う。併せて、法令遵守の観点から社内研修や啓発活動等の実施状況についても確認を行う。

③ 〇〇部

当会社の従業員の離職状況および理由等を中心に、〇〇毎に報告を受ける。併せて、法令遵守の観点から36協定の遵守状況や協定超過者に関する覚書の締結状況についても確認を行う。

④ 総務部

当会社株主の状況について、〇〇毎に報告を受ける。併せて、法令遵守の観点から、インサイダー取引につながる自社株の売買および親会社〇〇の株式の売買等が行われていないかについても確認を行う。また、株主総会開催前には、法令で定められた備置書類が適切に保管されているかを確認し、株主総会終了後には、その議事録および議決権行使状況ならびに臨時報告書および登記簿謄本「履歴事項全部証明書」等の確認を行う。

⑤ 経理部

〇〇毎に、寄附金、諸会費等の会計データを入手し、利益供与等が行われていないかについて確認を行う。

⑥ 〇〇室

長期休務者の発生数について、半期に1度データを入手し、必要に応じて労務上の問題やハラスメントの発生等について確認を行う。

(7) 内部統制システムに係る監査（会社法対応）

常勤監査役は、「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づいて作成された「〇〇チェックリスト」に従い、取締役が行う内部統制システムの構築・運用状況を監視し検証する。

(8) 内部統制システムに係る監査（金融商品取引法対応）

〇〇会が決議した基本計画に従い、常勤監査役は、監査室および〇〇室と連携をとりながら、取締役による財務報告に係る「内部統制報告書」および会計監査人による「監査実施報告書」及び「内部統制監査実施報告書」の評価の妥当性を監視し検証する。具体的な方法は次のとおりとする。

- ・ 〇〇室より当該年度における基本計画の説明を受ける。また、当会社グループ全社で定めているリスク項目については、その対応状況について、〇〇毎に報告を受ける。
- ・ 監査室より、独立的評価が完了する都度、その評価結果について報告を受ける。監査役会としては、前述の半期報告の中でそれらの報告を受ける。
- ・ 会計監査人より、書面と共に内部統制に係る監査結果について報告を受ける

（監査報告書作成時点および有価証券報告書作成時点における２回）。監査役会としては、〇〇に行われる監査役会において会計監査人より報告を受ける。

(9) 競業取引および利益相反取引等の監査

監査役は、取締役の職務執行において、競業取引あるいは利益相反取引等がないか監視し検証する。常勤監査役は、代表取締役社長を含む全取締役に対し、「取締役の職務執行状況確認書」を配布し、「競業避止義務」「利益相反取引」「無償の利益供与」「非通例取引」「自己株式の取得および処分」等について全取締役に確認する。常勤監査役はその結果を基に全取締役と面談を行い、記載内容について確認を行う。また、子会社等の代表取締役を兼任している取締役に対しては、その内容／範囲について取締役会で必要な決議および報告が行われていることについても確認する。

(10) 企業集団における監査

監査役は、親会社・子会社を含めた企業集団の内部統制システムが適切に構築・運用されているかについて監視し検証する。常勤監査役は、連結経営の視点を踏まえ、取締役の子会社等の管理に関する職務の執行状況、および子会社の役員を兼任している取締役の職務の執行状況を監視し検証する。また、企業集団全体における監査の環境整備にも努める。

①行動基準の周知・啓発に関する確認

取締役が〇〇（**行動基準**）の率先垂範を通じ、それらの周知徹底を図るとともに、社員一人ひとりの意識啓発と倫理観の向上に努めているかについて確認する。

②親会社からの独立性の確保に関する確認

少数株主の利益を犠牲にして、親会社の利益を不当に図る行為を防止しているかについて確認する。

③国内子会社社長等との面談

〇〇毎の面談により、業績概要、重要経営課題の達成状況、人事・労務上の課題、および内部統制上の課題と対応状況等について確認を行う。

④海外子会社に対する書面監査および海外子会社社長との面談

海外子会社に対しては、書面により業績概要、重要経営課題の達成状況、人事・労務上の課題、および内部統制上の課題と対応状況等について確認を行う。また、〇〇会議等の開催時に海外子会社社長との面談も日程調整が可能な限り実施する。

⑤支社への往査

原則として、全支社に対し往査を行い、支社長を含めた部署長以上の社員と面談を行い、業績概要、主要な案件の実施状況、人事・労務上の課題、および内部統制上の課題と対応状況等について確認を行う。

⑥海外子会社への往査

海外子会社への往査は、数年で全子会社を回れるようローテーションを組んで実施する。往査を実施する際には、監査室と関係を取り海外子会社側の負担が大きくならぬよう留意する。

⑦子会社監査役との面談

〇〇毎に子会社監査役もしくは監査役に相当する役員との面談を行い、業績の達成状況および経営課題への取り組み状況等の確認を行う。また、当会社に重要な関連会社がある場合、当該関連会社の重要性に照らして、当該関連会社につい

でも同様の確認を行う。

(11) 事業報告等の監査

特定監査役である常勤監査役は、各事業年度における事業報告を特定取締役から受領し、重要事項について説明を求め確認を行う。常勤監査役は、事業報告が法令もしくは定款に従い、当会社の状況を正しく示しているかについて、記載内容の正確性／妥当性を確認する。有価証券報告書についても関連箇所について同様の観点から確認を行う。確認結果については、主管部署に対して意見を述べ適切な修正が行われるよう働きかける。なお、監査役は、個別注記表に注記を要する親会社等との取引について、事業報告に記載されている当該取引が当会社の利益を害さないかにかかる取締役会の判断およびその理由を確認し、これらが適切であるか否かについての意見を監査役監査報告に記載する。

(12) 新規出資案件の監査

常勤監査役は、〇〇会で検討／審議された新規出資案件について、その後の進展状況を確認し、必要に応じて〇〇会等での報告を求める。

2. 会計監査

（計算書類及びその付属明細書ならびに連結計算書類に関する監査の方法およびその内容）

(1) 会計監査

監査役は、会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度および独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかについて必要に応じ説明を求め、監視し検証する。

(2) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認

会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、監査役は、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め、監視し検証する。

- ① 独立性に関する事項その他監査に関する法令および規程の遵守に関する事項
- ② 監査、監査に準ずる業務およびこれらに関する業務の契約の受任および継続の方針に関する事項
- ③ 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(3) 会計方針等の監査

- ① 常勤監査役は、会計方針等が、会社財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準および公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証する。また、必要があると認めたときは、取締役に対し助言または勧告を行う。
- ② 当会社が会計方針等の重要な変更を行う場合には、監査役会は、あらかじめ変更の理由およびその影響について報告するよう担当取締役等に求め、その変更の当否について会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断する。

(4) 会計監査人の解任または不再任に関する手続

- ① 監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を決議する。また決議後も必要に応じて見直しを行う。
- ② 常勤監査役は、会計監査人の再任について、担当取締役、社内関係部署および会

計監査人等から必要な資料等を入手し、必要があれば報告を受け検討する。

- ③監査役会は、前号の検討を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性および専門性などが適切であるかについて確認した上で再任の適否を毎期決議し、その結果を担当取締役に提出する。
- ④監査役会は、第2号および第3号の検討結果を踏まえ、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決議する。
- ⑤監査役会は、会計監査人を解任もしくは不再任とする場合、第2号に準じて新たな会計監査人の候補を検討し、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決議する。また、当該候補者を選定した理由が株主総会招集通知に適切に記載されているかについて確認する。

(5) 会計監査人の報酬の同意手続

- ①常勤監査役は、当会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、担当取締役、社内関係部署および会計監査人等から必要な資料を入手し、必要があれば報告を受ける。また、非監査業務の委託状況およびその報酬の妥当性を確認の上、会計監査人の報酬等の額、監査担当者、およびその他監査契約の内容が適切であるかについて、検証する。
- ②監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した上で同意の可否を判断する。
- ③常勤監査役は、会計監査人の報酬等の額に同意した理由が、事業報告に適切に記載されているかについて確認する。

(6) 会計監査人との連携

監査役は、次のような活動を通じ、会計監査人による監査の内容および結果について監視し検証する。また、必要に応じて監査役としての要望を伝え、会計監査人の監査手続きを強化する。

- ①第1、第2、第3四半期終了後に初めて行われる監査役会において、会計監査人より四半期レビューの結果報告を受け、1年を通じて会計監査人との意見交換を密に行う。
- ②〇〇に行われる監査役会において、会計監査人より期末監査計画および次年度監査計画について説明を受け、監査方法について確認する。
- ③常勤監査役は、会計監査人により当該年度の最終営業日もしくは翌営業日に行われる期末現金残高および有価証券等の実査に立ち会い、当該部署の管理状況および会計監査人の監査結果について確認する。
- ④常勤監査役は、会計監査人が海外子会社の会計監査人に指示書を送付し、必要な情報を入手／判断していること、およびその結果を確認する。
- ⑤監査役は、〇〇に行われる監査役会にて、会計監査人より監査実施報告書を基に監査結果報告を受ける。同報告の中で、銀行および証券会社の口座残高、主要顧客の売掛金、主要取引先の買掛金等に関する監査結果の確認も併せて行う。

(7) 経理部からの聴取

- ①常勤監査役は、〇〇毎に決算・財務に関する報告を受け、当会社の収益に重大な影響を及ぼす事項、決算・財務プロセスあるいは体制に関する課題、ならびに内部統制上の課題等についてその発生状況と対応状況について確認を行う。
- ②監査役会は、〇〇に行われる監査役会にて、経理部長より前年度決算に関する報告を受け、適切な会計処理が行われていることを確認すると共に、会計監査人の

監査の方法および結果の相当性の判断に活用する。

- ③常勤監査役は、経理部担当者より税務申告の内容について説明を受け、適切な対応が行われていることを確認する。

(8) 計算関係書類の監査

- ①特定監査役である常勤監査役は、各事業年度における計算関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）を特定取締役から受領し、重要事項について説明を求め確認を行う。
- ②監査役は、計算関係書類および附属明細書ならびに連結計算書類につき、会計監査人から会計監査報告および監査に関する資料を受領し、会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の確認を行う
- ③監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき、会計監査人の監査の方法および結果の相当性について審議を行い、監査役会としての監査意見を形成する。審議の結果、会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認めた場合、監査役会は、相当でないと認めた旨および理由を監査役会監査報告書に記載する。

(9) 有価証券報告書の監査

常勤監査役は、有価証券報告書についても関連箇所について同様の観点から確認を行う。確認結果については、主管部署に対して意見を述べ適切な修正が行われるよう働きかける。

IV. 改定履歴

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 策定
 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 改定
 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 改定

以上

<別紙2>

株式会社〇〇〇〇
監査役会

監査役監査 年間スケジュール

〇〇〇〇年度監査役監査の年間スケジュール（〇〇〇〇年〇〇月～〇〇〇〇年〇〇月）を以下に記す。

注 1) 原則毎週開催される〇〇会、および委員会・分科会等についての記載は省略する。

注 2) 監査室による内部監査および内部統制の独立的評価については、終了する都度報告を受ける。

時期	内容	監査 役会	常勤 監査役	備考
〇 月	国内・海外子会社監査役との面談、関係各部署長との面談		○	
	株主総会の議決権行使結果および議事録、登記事項の確認		○	
〇 月	代表取締役との月次定例ミーティング		○	
	取締役会、監査役会	○		
	代表取締役との月次定例ミーティング		○	
〇 月	取締役会、代表取締役との懇談会、監査役会	○		
	〇〇往査（〇〇日～〇〇日予定）		○	
	代表取締役との月次定例ミーティング		○	
〇 月	取締役会、監査役会	○		
	〇〇会議		○	
	国内・海外子会社監査役との面談、関係各部署長との面談		○	
	代表取締役との月次定例ミーティング		○	
	取締役会、監査役会	○		
〇 月	決算説明会		○	
	〇〇経営幹部会		○	
	代表取締役との月次定例ミーティング		○	
〇 月	取締役会、代表取締役との懇談会、監査役会	○		
	〇〇往査（〇〇日～〇〇日予定）		○	
	代表取締役との月次定例ミーティング		○	
〇 月	取締役会、監査役会	○		
	国内子会社社長との面談、国内・海外子会社監査役との面談、関係各部署長との面談		○	
	〇〇支社往査（〇〇日～〇〇日予定）		○	
	代表取締役との月次定例ミーティング		○	
〇 月	取締役会、監査役会	○		
	〇〇支社往査（〇〇日～〇〇日予定）		○	
	代表取締役との月次定例ミーティング		○	
〇 月	取締役会、代表取締役との懇談会、監査役会	○		
	代表取締役との月次定例ミーティング		○	
	取締役会、監査役会	○		
〇 月	期末現金残高および有価証券の実査立会い		○	

A - 5① 監査役監査計画（詳細版）

○ 月		〇〇戦略会議		○	
		「取締役の職務執行状況確認書」による書面監査および各取締役との面談		○	
		内部統制のチェックリストによる検証		○	
		国内子会社社長との面談、国内・海外子会社監査役との面談、関係各部署長との面談		○	
		海外子会社の書面監査		○	
		事業報告および計算書類の受領と確認		○	
		海外子会社の会計監査人との連携の確認		○	
		銀行および証券会社の口座残高等の確認		○	
		取締役会、監査役会	○		
		代表取締役との月次定例ミーティング		○	
○ 月		独立監査人の監査報告書の受領 ※同時点における内部統制の監査結果を含む		○	
		〇〇監査役会	○		
		〇〇取締役会	○		
		決算説明会		○	
		〇〇経営幹部会		○	
		有価証券報告書の確認		○	
		取締役会、代表取締役との懇談会、監査役会	○		
		代表取締役との月次定例ミーティング		○	
○ 月		内部統制報告書の提出に係る事前説明		○	
		内部統制監査報告書の受領		○	
		内部統制構築の基本的計画の事前説明		○	
		株主総会、取締役会、監査役会	○		
		代表取締役との月次定例ミーティング		○	

以上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇年度（第〇〇期）監査計画【サンプル】

〇〇〇〇 株式会社
監 査 役 会

I. 年度基本方針

監査役会は、取締役会と協同して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を以下の方針の下に監査することによって、会社の健全で持続的成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負う。

1. 取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を監査する。
2. 代表取締役及び業務を執行する取締役等がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを監査するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監査する。
3. 取締役会決議に基づいて整備される内部統制システムに関して、当該取締役会決議の内容並びに取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況を監査する。
4. 競業取引、利益相反取引、会社がする無償の財産上の利益供与、親会社等若しくは株主等との通例でない取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監査する。
5. 各事業年度における事業報告等（事業報告書及びその附属明細書）を受領し、当該事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかを監査する。
6. 各事業年度における計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書）を受領し、当該計算書類等が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかを検討する。
7. 会計監査人の監査の方法及び監査の結果の相当性を監査する。
8. リスクが高いと考える会社の機能及び部門を年度の重点監査対象として監査する。
9. 内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する内部監査部門、リスク管理部門、コンプライアンス部門並びに会計監査人、保険計理人と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的に監査する。

Ⅱ. 監査項目

1. 取締役会等の意思決定
2. 取締役会への報告状況及び取締役会の監督機能の履行状況
3. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びに取締役による内部統制システムの構築・運用状況
4. 競業取引、利益相反取引、会社がする無償の財産上の利益供与、親会社等若しくは株主等との取引等
5. 事業報告書及びその附属明細書
6. 計算書類及びその附属明細書
7. 会計監査人の監査の方法及び監査の結果
8. 重点監査対象

【重点監査対象】

- 1) 本社各部門、殊にオペレーション部門における内部統制の整備・運用状況
- 2) 営業部・支店における内部統制の整備・運用状況

Ⅲ. 監査の方法等

1. 期中監査

- (1) 重要会議への出席・意見陳述（書面決議を含む）
 - ① 取締役会（監査役全員）
 - ② 経営会議（常勤監査役）
 - ③ 各委員会（常勤監査役）
- (2) 代表取締役、執行役員、本部長・部長との意見交換
 - ① 代表取締役（定例：監査役全員・必要の都度：常勤監査役）
 - ② 執行役員（COO・CFOは定例：監査役全員、その他の執行役員は必要の都度：常勤監査役）
 - ③ 本部長・部長（常勤監査役）
- (3) 重要書類の閲覧並びに各種規程等の整備状況の確認（常勤監査役）
- (4) 会計監査人との連携
 - ① 「監査計画概要書」の受領及び説明聴取（監査役全員）
 - ② 「会計監査人の職務遂行に関する通知事項」の受領（監査役全員）
 - ③ 監査報酬に対する同意手続き（監査役全員）
 - ④ 期末監査前の報告聴取（監査役全員）
 - ⑤ 中間決算監査実施報告及び説明聴取（常勤監査役）
- (5) 内部統制部門等との関係（常勤監査役）

- ① 監査部長との意見交換【原則：隔月】
- ② コンプライアンス本部長との意見交換【原則：四半期毎】
- ③ リスク管理部長との意見交換【原則：四半期毎】
- (6) 実地調査（常勤監査役が基本、社外監査役も適宜実施）
 - ① 本社部門実地調査
 - ② 営業部・支店実地調査

2. 期末監査（監査役全員）

- (1) 事業報告書及び附属明細書の記載内容の適切性の監査
- (2) 計算書類及びその附属明細書の記載内容の適切性の監査
- (3) 取締役の職務執行に関する不正な行為又は法令・定款に違反する事実の調査
- (4) 内部統制基本方針に関する内容並びに構築・運用の適切性判断
- (5) 会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の監査
 - ① 会計監査人の会計監査報告書等の受領と相当性監査
 - ② 会社計算規則第 131 条に基づく会計監査人の職務遂行に関する通知事項の受領と相当監査
- (6) 各監査役による監査報告書等作成
- (7) 監査役会監査報告書作成・提出（正本を代表取締役へ、謄本を会計監査人へ）
- (8) 会計監査人の不再任に関する定時株主総会目的事項についての審議
- (9) 定時株主総会に至るまでの日程とその手続の適法性監査
- (10) 定時株主総会提出議案・書類（原案）の適法性監査

Ⅳ. 監査スケジュール

日 程	事業所	担 当	備 考
○月～○月	本社部門	※常勤監査役	<u>実地調査①</u>
○月～○月	営業部・支店	※常勤監査役	<u>実地調査②</u>
○月	会計監査人	監査役会	「監査計画概要書」受領及び説明 聴取 監査報酬同意手続き
○月	代表取締役	監査役会	意見交換①
○月～○月	本社部門	※常勤監査役	<u>重要書類の閲覧①</u>
○月～○月	本社部門	※常勤監査役	<u>実地調査③</u>
○月	執行役員（C00）	監査役会	意見交換②
○月	会計監査人	※常勤監査役	中間決算監査実施報告聴取
○月	営業部・支店	※常勤監査役	<u>実地調査④</u>
○月	執行役員（CF0）	監査役会	意見交換③
○月	会計監査人	監査役会	期末監査前報告聴取
○月	本社部門	※常勤監査役	期末決算監査
○月	代表取締役	監査役会	意見交換④
○月	本社部門	※常勤監査役	期末決算監査（監査調書等作成）
○月	会計監査人	監査役会	「会計監査報告書等」受領及び 報告聴取 「職務遂行に関する通知事項」 受領及び報告聴取
○月	本社部門	全監査役	期末決算監査（監査役会監査報告書等作成）
○月～○月	本社部門	※常勤監査役	<u>重要書類の閲覧②</u>

1. ※常勤監査役：常勤監査役が中心となっていくが、必要に応じて他の監査役も監査を実施するものとする。
2. 監査の具体的な実施方法及び実施時期については、都度状況に応じて変更することがある。

V. 監査業務の分担

取締役会以外の重要会議への出席、重要書類の閲覧、本社監査（実地調査）、営業部支店監査（実地調査）については、原則として常勤監査役が担当することとし、必要に応じて他の監査役も分担する。

なお、各監査役が実施した監査の結果については、随時他の監査役に報告する。

当年度の各監査役の業務分担は、別紙「〇〇〇〇監査年度 監査役会 業務分担表」に記載のとおりとする。

以 上

○○○○年監査年度 監査役会 業務分担表【サンプル】

監査 区分	監査方法、監査項目等	監査の概要	具体的な実施方法	実施時期等	各監査役の業務分担			
					監査役 ○○	監査役 △△	監査役 □□	監査役 □□
期 中 監 査	(1) 重要会議への出席	取締役会への出席 経営会議への出席	会議へ出席し、必要に応じ意見陳述	毎月	○	○	○	○
	(2) 取締役等からの業務報告聴取	商品、投融資ALM、経費、不払審査、不祥事故・苦情防止委員会への出席	"	毎月2回	○			
		コンプラ推進、リスク委員会への出席	"	毎月	○			
		人事、システム委員会、支店長会議への出席	"	四半期毎	○			
		経営上の重要事項の報告聴取	役員・使用人より報告聴取	開催頻度	○			
	(3) 経営トップとの意見交換	各部門の業務執行の状況の報告聴取	役員・使用人より報告聴取	適宜実施	○	(○)		(○)
		訴訟、紛争、不祥事等、コンプライアンスに係わる事項の聴取	役員・使用人より報告聴取	適宜実施	○			
		会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項	役員・使用人より必要に応じて報告聴取	発生都度速やかに実施	○	(○)		(○)
		労働災害その他の事故の聴取	"	発生都度速やかに実施	○	(○)		(○)
		代表取締役との定例的な意見交換	"	半期毎	○	○	○	○
期 末 監 査	(4) 重要書類の閲覧調査	執行役員 (COO・CFO) との意見交換		○月及び○月	○	○	○	○
	(5) 実地調査	執行役員 (上記以外)、本部長との意見交換		適宜実施	○			
		取締役、執行役員、本部長決裁書及び決議に係わる契約書の閲覧	半期ごとに各部署より決裁書の写しを受領、閲覧	○月ー○月及び○月ー○月	○			
		重要会議の議事録の閲覧	担当部署より書類を受領のうえ回付閲覧	作成の都度	○			
		リスクが高いと考ええる機能及び部門を年度の重点監査対象として監査	①本社部門実地調査及び②営業部・支店実地調査	通年 (監査年度)	○	(○)		(○)
	(6) 会計監査人との連携	監査計画の説明聴取・監査報酬の同意		○月	○	○	○	○
		会計監査人の職務遂行体制の通知の受領		○月及び○月	○	○	○	○
		中間監査結果等の報告聴取		○月	○	(○)		(○)
		期末監査前の報告聴取		○月	○	○	○	○
		その他の報告聴取		適宜実施	○	(○)		(○)
期 末 監 査	(7) 内部監査部門との連携	監査計画の聴取		○月	○	○	○	○
	(8) 内部統制部門との連携	監査結果等の聴取		毎月	○	○	○	○
		定例的な意見交換	内部監査部門長との定例会議による報告聴取	毎月	○			
		コンプライアンス本部・リスク管理部からの定例的な意見交換	各内部統制部門長との定例会議による報告聴取	四半期毎	○			
	(1) 期末監査	本社部門への監査書類の徴求、確認		○月	○	(○)		(○)
		事業報告及びその附属明細書の監査		○月	○	(○)		(○)
		計算関係書類及びその附属明細書の監査		○月	○	(○)		(○)
		経理部からの説明聴取		○月	○	○	○	○
	(2) 株主総会の運営の検証	期末監査調査書の作成	監査役会での審議・決議	○月ー○月	○	(○)		(○)
		監査役監査報告書の作成	監査役会での審議・決議	○月	○	○	○	○
		監査役会監査報告書の作成	監査役会での審議・決議	○月	○	(○)		(○)
		会計監査人からの報告聴取 (会計監査人の職務遂行体制の通知の受領を含む)	監査役会での審議・決議	○月	○	○	○	○
期 末 監 査	(2) 株主総会への出席	会計監査人からの報告聴取 (会計監査人の職務遂行体制の通知の受領を含む)		○月	○	○	○	○
	(2) 株主総会の運営の検証	株主総会への出席		○月	○	○	○	○
		株主総会招集手続き等の監査		○月	○	(○)		(○)
		株主総会提出議案・書類の監査		○月	○	(○)		(○)
	(3) 内部統制システムの構築・運用状況の監査	内部統制システムの構築・運用状況の監査		期末	○	(○)		(○)
		普管注意義務、忠実義務、任務懈怠責任、監査役会報告義務、監督義務、内部統制システム構築・運用義務、競業取引、利益相反取引、無償利益供与、親会社等との非適例取引、インサイダー取引、不正及び法令・定款違反の監査	取引明細の調査、業書書類等の閲覧、関係部署よりの説明聴取、取締役からの業務執行確認書の取付 必要に応じ内容の調査	○月ー○月	○	(○)		(○)

<備考> 監査の具体的な実施方法及び実施時期については、都度状況に応じて変更することがある。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇事業本部長 殿

経由 〇〇〇支店長 殿

〇〇〇監査役会

監査役往査実施の件【サンプル】

題記の件、監査役による調査を下記のとおり実施致しますので、宜しくお願い致します。

記

- | | | | | | | | |
|-------------|--|-------|------|-------------|------|------------|------|
| 1. 対象事業所 | 〇〇〇支店・事業部 | | | | | | |
| 2. 実施日時 | 〇〇〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇 予定 | | | | | | |
| 3. 場所 | 〇〇〇〇 | | | | | | |
| 4. 監査役 | <table border="0"> <tr> <td>常勤監査役</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>監査役 (社外監査役)</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>監査役室 (事務局)</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> </table> | 常勤監査役 | 〇〇〇〇 | 監査役 (社外監査役) | 〇〇〇〇 | 監査役室 (事務局) | 〇〇〇〇 |
| 常勤監査役 | 〇〇〇〇 | | | | | | |
| 監査役 (社外監査役) | 〇〇〇〇 | | | | | | |
| 監査役室 (事務局) | 〇〇〇〇 | | | | | | |
| 5. 内容及び目的 | 法令等の遵守状況、内部統制システムの構築及び運用状況、経営方針の浸透状況、経営計画等の進捗状況、財産・取引・情報管理の調査を中心に、状況をお聞かせ頂き実態把握を行います。 | | | | | | |
| 6. 提出資料 | (1) 支店長方針 (既存資料でも可)
(2) 直近の職制表 (既存資料でも可)
(3) 事前調査表*1 (添付資料に事前回答の上、提出願います) | | | | | | |
| 7. 提出期限 | 〇〇〇〇年〇月〇日 (〇) | | | | | | |

以上

連絡先 監査役室 〇〇〇〇

メール : *****

電話 : *****

* 1 : ツール B-2①国内拠点事前調査表を活用。

〇〇〇〇年〇月〇日

会社名：〇〇〇〇

代表者：代表取締役社長

〇〇〇株式会社

監査役会

監査役によるヒアリング実施の件【サンプル】

題記の件、監査役によるヒアリングを下記のとおり実施致しますので、宜しくお願い致します。

記

1. 対象会社 〇〇〇〇
2. 実施日時 〇〇〇〇年〇月〇日（〇）〇〇：〇〇～〇〇：〇〇予定
尚、最後に弊社監査役と貴社常勤監査役との意見交換の時間（約15分間）を設定頂きたく、よろしくお願い申し上げます。
3. 場 所 〇〇〇〇
4. 監査役 監査役 〇〇〇〇
社外監査役 〇〇〇〇
監査役室（事務局） 〇〇〇〇
5. 目的・内容 経営現況、事業計画、内部統制構築及び運用およびリスク管理等を中心に情報交換を行い、業務管理の状況をヒアリングします。
6. 提出資料 (1)概況説明（様式は自由・既存資料でも可）
(2)社長方針・事業計画等（既存資料でも可）
(3)直近の職制表（既存資料でも可）
(4)その他
7. 提出期限 〇〇〇〇年〇月〇日

以 上

連絡先 監査役室 〇〇〇〇

メール：*****

電話：*****

month/day, year 《日付》

《斜字体》部分は注釈です【サンプル】

〇〇〇〇 《宛名》

Chief Executive Officer

〇〇〇〇 《子会社名》

Re: Notice of Visit & Survey by Member of Audit & Supervisory Board

Dear 〇〇〇〇:

Thank you very much for accepting our visit to your company as part of the activities of the Audit & Supervisory Board, 〇〇〇〇 《親会社名》. We would like to conduct the meeting in the following manner:

- 1) Date : month/day, year 《日付》 (〇〇:〇〇 – 〇〇:〇〇)
- 2) Visitors : a) 〇〇〇〇 《監査役名前》 (Member of Audit & Supervisory Board, 〇〇〇〇 《親会社名》)
b) 〇〇〇〇 《随行者名前》 (Senior Manager, Audit & Supervisory Board Office, 〇〇〇〇 《親会社名》)
- 3) Agenda: Business status and issues (including compliance related issues)
 1. Presentation from 〇〇〇〇 《被面談者》 (〇〇 min)
 2. 〇〇〇〇 Tour (〇〇 min)
 3. Q&A (〇〇min)

Finally, for your information, here is the itinerary for 〇〇〇〇 《監査役名前》

month/day, year 《日付》	
・	
・	
month/day, year 《日付》	

Best regards,

〇〇〇〇 《差出人氏名》

Tel. +81-〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

CC:

Attachment: “〇〇〇〇” 《資料名》

第〇期 事前調査表【サンプル】

〇〇支店/〇〇事業部

記入日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

担 当 取締役	支店長	事 業 部 長	担当者

1. 経営全般に係る状況

1) 第〇期の支店/事業部の方針

--

(支店・事業部概況)

部門長構成（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日現在）

役 職	氏 名	兼務状況等

支店・事業部内従業員数（最近１年間に大きな変動があればその旨記載）〇〇〇〇年〇〇月〇〇日現在

	前年（〇〇〇〇年）	当年（〇〇〇〇年）
正社員（男性）		
正社員（女性）		
出向者		
嘱託・契約社員		
派遣社員		
パート・アルバイト		

*直近の組織・人員配置図を添付の事。

*最近１年間に大きな変動（有・無）[いずれかに○]

有の場合記入

--

2) 第○期 第○四半期の売上・損益

(単位：百万円)

項目	第○四半期予測 (○○○○年○○月○○日時点で想定)			
	計画値	実績値	達成率	計画達成・未達成要因
受注				
売上				
営業利益				

2. コンプライアンス体制（コンプライアンス・プログラム、実施・対応策）法令遵守体制

1) コンプライアンス委員会の運営状況（本部・部支店；コンプライアンス委員会議事録）

--

2) 最近発生したクレーム等について、その内容・原因及び改善策

「顧客・取引先等からのクレームへの対応体制（苦情対応、再発防止と業務改善、対外文書管理、等）」

（有・無）[いずれかに○]

--

3) 最近発生した不祥事件届出事案、社員不祥事案

再発防止への取組状況

（有・無）[いずれかに○]

--

・内部監査部門指摘事項への対応状況

		前回	直近
監査結果	総合評定		
	コンプラ推進状況		
	プロセス（マネジメント）		
	改善状況		

		前回	直近
監査項目	法令遵守		
	〇〇〇管理		
	個人情報等管理		
	〇〇〇リスク		
	〇〇〇業務リスク		

4) 支店/事業部の経営課題

3. 決裁書運用及び規程類、会議議事録等、重要書類の保管状況

* 当日提示を求める資料

- 1) 決裁書 整備・不整備 [いずれかに○]
 2) 押印管理簿 整備・不整備 [いずれかに○]
 3) 規程類（整備の状況）
 ①定 款：整備・不整備 [いずれかに○]
 ②諸規定：整備・不整備 [いずれかに○]

* 不整備の場合、内容を記入

4) 重要な会議等の議事録保管状況

①支店部門長会議議事録

開催頻度：○回／年

出席者：取締役○名、非常勤取締役○名、監査役○名

議事録：有・無 [いずれかに○]

②〇〇業務会議議事録

開催頻度：○回／年

出席者：〇〇〇〇、〇〇〇〇

議事録：有・無 [いずれかに○]

③その他の議事録

会議名：〇〇〇〇

開催頻度：○回／年

出席者：〇〇〇〇、〇〇〇〇

議事録：有・無 [いずれかに○]

各組織の基礎的事項に係ること

項 目	評価	状 況	項 目	評価	状 況
企業理念			〇〇の現状		
〇〇方針			C S Rポ ー ト		
環境方針			会社案内		
プライバシーポリシー			法 定 備 置 書 類、等		

評価：○△×による評価

4. 労務・人事管理体制

事 項	届出・実施	
就業規則届出	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（届出写）	
36 協定届出	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（届出写）	
産業医届出	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（届出写）	
定期健康診断の受診率、結果の報告	%	有・無【健康診断結果（写し控え）】
ストレスチェック受診率、結果報告	%	有・無【診断総括結果（写し控え）】
衛生委員会実施（直近）	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（議事録写）	
労働時間適正委員会（直近）	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（議事録写）	

* 当日提示を求める資料・・・〇〇〇〇年〇〇月末時点の個人別残業時間推移

1) 嘱託・契約社員及び派遣社員の出勤簿の管理

--

2) 嘱託・契約社員及び派遣社員の契約更新の状況

--

3) 社員の採用、退職の推移、長期休務者の状況

項 目	種 別	員 数	〇〇〇〇年〇〇月末現在の状況・理由を記入
採 用	新 卒		
	中 途		
	契約社員		
	派遣社員		
退 職	正社員		
	契約社員		
	派遣		
長期休務者			

*人事部への要望等（今後の人員対応等）

--

5. 人材育成&強化

※資格取得等

対象者	具体的プログラム、実施策

社内（法令遵守・品質管理）教育取組状況

事 項	具体的プログラム、実施・対応策（取組状況）
反社会的勢力の排除	・与信管理時の反社チェックリスト（有・無）[いずれかに○] 新規：○件、NG：○件（○○○○年○○月○○日現在） ・継続取引先の更新リスト（有・無）[いずれかに○] 更新日：○○○○年○○月○○日 ・社内教育訓練状況（有・無）[いずれかに○] 実施内容（方法）： 実施日：○○○○年○○月○○日 出席者
独占禁止法の遵守	・社内教育訓練状況（有・無）[いずれかに○] 実施内容（方法）： 実施日：○○○○年○○月○○日 出席者
品質管理 （成果品の瑕疵、顧客満足等）	・顧客満足度調査の実施（有・無）[いずれかに○]
下請法の遵守 （買いたたき、減額等）	・社内教育訓練状況（有・無）[いずれかに○] 実施内容（方法）： 実施日：○○○○年○○月○○日 出席者： ・内部通報の状況（取引先）
労働関係法の遵守 （労基法違反、ハラスメント等）	・ノー残業 day 実施の状況（有・無）[いずれかに○] ・内部通報の状況（従業員）
情報管理 （情報漏洩、システム障害等）	・社内教育訓練状況（有・無）[いずれかに○] 実施内容（方法）： 実施日：○○○○年○○月○○日 出席者：

6. 経理処理及び未収入金回収状況

1) 売上計上処理

* 当日提示を求める資料・・・完成業務一覧表・未成業務一覧表・子会社分割一覧表等

2) 現預金・出納（小口現金含む）・印紙・小切手等の金券管理

* 当日提示を求める資料・・・現金出納帳・金券等の管理簿等

3) 第〇〇期末の〇〇業務未収入金回収状況（2年超 500 万円以上の債権）

< 〇〇〇〇年〇〇月末日時点 >

（単位：千円）

〇〇期末時点の未収入金額	〇〇〇〇年〇〇月末日時点の回収額	回収率
		%

4) 長期の〇〇業務未収入金の回収状況（2年超 500 万円以上の債権）

相手先	〇期末の未収入金残高	回収状況
(例) 〇〇〇〇	〇〇〇〇円	〇〇〇〇年〇月〇日〇〇〇〇円入金済。 〇〇〇〇年〇月〇日残高〇〇〇〇円入金予定。

5) 回収懸念先&金額に対する対応策（具体的に記載のこと）

* 当日提示を求める資料・・・売掛債権回収報告書等

6) 労働災害の有無（有・無）[いずれかに○]

有の場合記入

（単位：件数）

	前々年（〇〇〇〇年）	前年（〇〇〇〇年）	当年（〇〇〇〇年）
不休災害			
休業災害			
重大災害			

内容を記入

7) 資産管理状況

	棚 卸 資 産			固 定 資 産		
責任者氏名						
立会者氏名						
頻 度	年〇回	実施月	〇月、〇月	年〇回	実施月	〇月、〇月
直近の時期	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日			〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		
棚卸方法	棚札方式・台帳チェック方式 [いずれかに○]					
差異（金額）						
在庫の評価方式	個別法・先入先出法 後入先出法・平均原価法 売価還元法 [いずれかに○]					

8) 長期在庫品の状況

(有・無) [いずれかに○]

*長期在庫の判定基準

内容を記入

以 上

《 斜字体 》 部分は注釈です 【サンプル】

		Issued Date			
Audit No.	Survey by Member of Audit & Supervisory Board		Main Auditor		
〇_〇_〇			Staff in charge		
According to the survey plan of Audit & Supervisory Board, we would carry out a periodic survey of your division. We would kindly request your co-operation.					
Surveyee		Div. Leader			
Date/Time (Last Time)	month/day, year 《日付》 / 〇〇:〇〇 (month/day, year 《日付》 / 〇〇:〇〇)				
Venue					
Participants	Surveyee Division	Member of Audit & Supervisory Board Office			
Contents	Survey is to be performed based on the "Interview Sheet" (with reference to the following materials, too).				
Materials distributed in advance	① Subjects of the Survey agenda/record (Please answer as appropriate) ② Minutes of the last time				
Contact	〇〇〇〇 《監査役スタッフ名前》 (Audit & Supervisory Board Office)				
Remarks	(1) Survey by Audit & Supervisory Board is conducted on the basis of the article 381 of Japanese Companies Act. (2) Please be sure to prepare your explanation materials (3 copies). (As long as it can explain the latest status, you may use the existing materials) (3) Please present your explanation using OHP or projector, if possible, and in addition, send the electronic data to us. (4) Your staff's attendance is welcome. (5) The minutes will be made and finalized by surveyors' office after your confirmation.				

Survey Agenda/Record

			Date	
			Surveyee	
	Main points	Surveyee	Member of Audit & Supervisory Board Survey remarks	
1	Overview of the organization, job assignments, changes (Please present the latest organization chart)			
2	Status of division target and the tasks (1) Outlook and the current status, or the Status of P-Chart Progress			
3	Specialized survey (internal control) (1) Risk Management • Status of the internal control project progress (2) Following up status of the items pointed out at the internal audit (3) Maintenance of rules and regulations, manuals, procedures manuals. (4) Compliance of laws, ordinances, etc. • Articles of Incorporation • Labour Law Relations (Overtime, Crushing Labour, Health and Safety, etc.) • Scandals of employees, etc. (Employee Ethic, Drunken Driving) • Environmental Protection (Noise, Vibration, Water, Air, etc.) • Fire Protection (Fire Prevention at Offices, Prevention Drills, Storage of Dangerous goods, their handlings) • Replenishment of qualified employees (Statutory administrator: Electrical, Aerial, Safety and Health, etc.) • Anti-Trust, Unfair Competition Prevention (suspected bid-rigging) • Subcontracting Law (Ill-usage of superior positions, etc.) • Employee Delegation Law (Camouflage Delegation, etc.) • Industrial Wastes Disposal • Litigation Issues • Others	Please Answer The relevant sections.		
4	Survey topics required by law (Article 356 of Japanese Companies Act etc.) • Competitive transactions • Conflict of interests • Gratuitous offer of benefit (provision of grants) • Unusual transactions (e.g. transactions with the parent company or subsidiaries/affiliates)			
5	Special Topics -			

Surveyee's sig.:

Surveyer's sig.:

往査・ヒアリングチェックリスト【サンプル】

B-3 往査・ヒアリングチェックリスト

実施日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 対応者：〇〇〇〇： 監査役：〇〇〇〇 監査役室：〇〇〇〇

分類	チェック項目	サブ項目	今回対象	チェックポイント	確認コメント
1. 経営全般	1. 経営環境	①政治		政策・政治の安定度、またそれらが業務に与える影響の評価。	
		②経済・金融		経済・金融および為替市場の実態および将来予測、またそれらが業務に与える影響の評価。	
		③社会・文化		社会文化環境の実態および特性、流行などにおいて特段の対応を要する点があればその内容と結果。	
		④労働環境		労働環境の実態および特性において特段の対応を要する点があればその内容と結果。	
		⑤業界環境		業界の実態、競合状況などにおいて特段の対応を要する点があればその内容と結果。	
	2. 経営方針	①設立趣旨		会社・事業設立の趣旨に沿った活動をしているか、それともその後何らかの事情変化が生じているか。	
		②本社との関係		本社部門の経営方針、使命付けは明確か。またその趣旨は徹底されているか。	
	3. 中期経営計画	①策定作業		中期経営計画の策定に際しては、本社との十分な議論とすりあわせが行われたか。	
4. 経営組織・運営		②計画の評価		中期経営計画は合理的で整合的なものと捉えているか、それとも何らかの無理ないし問題があると考えているか、あるとしてそれは何か。	
		③進捗状況		当期の経営目標について、進捗状況はどうか。目標達成が危ぶまれる場合、その理由および対策をどのように考えているか。	
		経営組織・運営		組織および組織運営はどのようなものか。独自と思われる点はあるか。今後何らかの変更を計画しているか、またその内容は。	
5. 知的財産管理		知的財産の管理状況		知的財産の管理体制は整備されているか。職務発明規程は整備されているか。	
	6. 事前に指摘された問題点			往査前に発見、または指摘された問題について、実態把握と対応状況の確認。	
7. 教育				策定した教育方針に基づき計画的に教育が運用実施されているか。	
	8. その他			経営全般に関し、その他の特記すべき問題はるか。	

往査・ヒアリングチェックリスト【サンプル】

実施日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 対応者：〇〇〇〇

監査役：〇〇〇〇

B-3 往査・ヒアリングチェックリスト

監査役室：〇〇〇〇

分類	チェック項目	サブ項目	今回 対象	チェックポイント	確認コメント
Ⅱ 経営・部門別	1. 財務	①負債		事業規模および内容との関係において、外部負債は適正規模の範囲内に抑えられているか。	
		②資金繰り		資金繰りは十分に把握、コントロールされているか。資金繰りの実態はどうか、頻繁に逼迫したりしているようなことはないか。	
		③資産		資産の保全は適切か。	
	2. 生産	①発注		発注手続き、納期管理等は適切に行われているか。発注部署の独立性と定期的な人員交替は確保されているか。	
		②検収		検収の手続き、検査、記録、関連部署への伝達等は規定に基づき適切に行われているか。	
		③製造		生産計画は適切に作成されているか。製造活動は、計画に基づき行われているか、また関連法規は遵守されているか。	
		④受注・出荷		受注および出荷決定の基準を明確に定め遵守しているか。受注および出荷処理は正確かつ効率的に行われているか。	
		⑤仕入先管理		主要仕入先の品質・価格・納入等について適切な評価と管理はなされているか。	
		⑥生産管理		生産過程全般の管理、ことに原価管理、工程管理、設備の保守、投資効果のフォロー等は適切になされているか。	
3. 販売・マーケティング		⑦在庫管理		原材料、仕掛品、半製品、製品等について、在庫の方針は示されているか、その適正在庫運用は確実に行われているか。	
		⑧品質管理		管理体制は整備されているか、問題はないか。	
		①顧客管理		顧客の状況を的確に把握し、取引関係を正常に保つ管理を行なっているか。	
		②サービス		顧客サービスの体制・運用は適切になされているか。補修、保証等に関する規程・運用は適切になされているか。	
	4. 人事	③クレーム		クレームに対応する体制・運用は適切になされ機能しているか。	
		④売掛金回収		売掛金および売掛金回収の管理は整備され運用されているか。	
		①人事制度		(子会社の場合) 人事に関する基本方針、就業規則、労働時間規程、人事考課・昇進・給与制度等は適切に作成・運用されているか。	
		②現地化対応		(海外子会社の場合) 人事制度全般について、現地化対応は適切・公平になされているか。本社の方針・制度との整合性は十分に考慮されているか。	
		③労働環境		安全、健康、福利厚生、ハラスメント対策等の対応は十分か。規制、本社方針との整合性は十分に考慮されているか。	

往査・ヒアリングチェックリスト【サンプル】

実施日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 対応者：〇〇〇〇： 監査役：〇〇〇〇

B-3 往査・ヒアリングチェックリスト

監査役室：〇〇〇〇

分類	チェック項目	サブ項目	今回 対象	チェックポイント	確認コメント
		④人事問題		現地社員（海外子会社の場合）、派遣社員について問題はないか。不祥事の発生はないか。ハラスメント等の問題はないか。	
		⑤労務問題		（子会社の場合）組合はあるか。あるとして、組合との対応方法は整備されているか。問題発生事例はあるか。	
		①基本体制		どのような方針でシステムの構築・運営がなされているか。独自システムがある場合、本社システムとの連動性、整合性はどのように考えられているか。	
		②経営支援		経営・事業側からは、どのような要望が出されているか。適切に対応しているか。	
	5. 情報システム	③情報管理		情報管理体制は整備できているか。	
		④セキュリティ対策		外部からの侵入に対する対応体制は整備されているか。企業機密の社外流失保護体制はできているか。	
		6. その他		その他特有かつ検討の対象とすべき事項および事業分野はあるか。	
	III 内 部 統 制	①本社の基本方針		本社の内部統制に関する基本方針は確立されているか。それは、内部に徹底されているか。	
		②事業会社の基本方針		独自に内部統制の基本方針は確立されているか。本社の方針との整合性は取れているか。それは、内部に徹底されているか。	
		③経営目的および方針		経営目的および方針は確立されているか。それは社内に正確に伝達され、遵守されているか。また随時検証されているか。	
		④諸規則の整備・運用		定款、取締役会規則、職務権限規程、経理規程、就業規則などの社内諸規則・規程は整備・運用しているか。また、随時アップデートされているか。	
		⑤マニュアル		規則・規程に沿ったマニュアル（業務処理細則）は整備されているか。また、随時アップデートされているか。運用状況の監視は出来ているか。	
		⑥機関		株主総会、取締役会等の決定機関は適正に機能しているか。議事録は整備されているか。	
		⑦内部統制システム整備・運用状況		内部監査人から指摘された項目の対応はどのような計画ですすめているのか。（内部統制報告書、内部通報制度など）	
2. コンプライアンス	①体制			コンプライアンスに関わる組織および運用体制は整備されているか。委員会、ホットライン等の整備状況はどうか。	
	②方針			コンプライアンスに関する基本方針、実施細則等の規程類は整備されているか。	
	③啓蒙活動			コンプライアンス維持のため必要と思われる啓蒙活動は行われているか。本社の企業行動基準は遵守しているか。	
	④リスク分析			コンプライアンスに関わるリスク分析は適切に行われているか。	

往査・ヒアリングチェックリスト【サンプル】

B-3 往査・ヒアリングチェックリスト

実施日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 対応者：〇〇〇〇： 監査役：〇〇〇〇 監査役室：〇〇〇〇

分類	チェック項目	サブ項目	今回 対象	チェックポイント	確認コメント
3. リスク管理		①リスク管理体制		リスク管理のための体制は整備され、適切に機能しているか。リスクの把握と分析・評価は適切に行われているか。	
		②事業に関わるリスク		本社で策定した事業リスクは理解し、外部および内部の要因に基づく諸々のリスクに関して、十分な分析・評価と対応が行われているか。	
		③環境問題		ISO対応等の基本方針は確立されているか、環境リスクの分析と対策は適切に行われているか、廃棄物処理・危険物管理等に関する規制対応は適切になされているか、大気汚染、排水汚染、騒音等に関するクレーム対策は適切に行われているか。	
		④安全・衛生リスク		安全・衛生に関するリスクの把握と対策は適切に行われているか。	
		⑤労働災害		労災事故発生時の対応方針は確立しているか。爆発等大型の設備事故に対する対応は考えられているか。事例はあるか。	
		⑥自然災害		台風、地震、高潮、火災等の自然災害発生時の対応方針は確立しているか。必要な訓練は実施されているか。	
		⑦福利厚生		健康管理等を含む福利厚生制度は整備されているか。	
		⑧非常時対応		大型の自然災害、クーデター・テロ・暴動の発生や広域の停電等の非常時への対応体制は整備されているか。非常時連絡網、危機管理体制などは整備されているか。必要な訓練は実施されているか。	
		⑨訴訟問題		紛争、係争問題発生時に対する対応は整備されているか。	
		⑩リスクの棚卸		定期的にリスクの棚卸を実施してリスク改善を図っているか。	
4. 財務情報の開示の信頼性		①会計基準		会計基準・会計処理方針は明確に整備され、必要に応じて随時アップデートされているか。	
		②本社との関係		(海外子会社の場合) 現地ベースでの会計基準・会計処理方針と、本社のそれとの違いは明確に把握されているか。開示目的に応じて修正が必要な場合に、その理由と方法は常に適切に判断され、処理されているか、またその過程は適切に記録されているか。	
		③日常の活動レベル		統制活動に属する日常の活動レベルでの処理について、「財務開示の信頼性」に関わる部分については処理方針が明確に定められ、記録されているか。また、その検証方法についてのルーティーンが確立されているか。例えば、帳簿の点検ルーティーンは確立されているか、業務の役割分担のアレンジによる牽制効果は考慮されているか、等々。	
5. 情報と伝達		①社内のコミュニケーション		組織内部で、上から下、下から上、横など様々のチャネルの情報伝達は適切に行われているか。	
		②社外とのコミュニケーション		外部とのコミュニケーションのチャネルは確保され、機能しているか。	

往査・ヒアリングチェックリスト【サンプル】

実施日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 対応者：〇〇〇〇： 監査役：〇〇〇〇 監査役室：〇〇〇〇

B-3 往査・ヒアリングチェックリスト

分類	チェック項目	サブ項目	今回対象	チェックポイント	確認コメント
		③ITの利用		コミュニケーションの手段として、ITの環境が十分であり、かつ適切に利用されているか。	
6. 監視		セルフ・アセスメント		独自に内部監査を実施しているか。している場合、その活動内容はどうか。	
7. その他				その他内部統制に関して特記事項あるか。	
1. 財務諸表の正確性		①全体把握		従来実績、事業会社独自の目標数字、本社からの指示等、様々な角度から見て、前期の財務計数に無理な点、不自然と思われるところはないか。	
		②会計監査		会計監査の方法および結果の確認、決算処理に際して、経営側と意見の食い違いがあったかどうか、あった場合には、最終処理はどうしたか。	
		③マネジメント・レター		会計監査人による指摘があった場合、その内容および受領後の経営側の対応の状況はどうか。	
		①税務処理		現地規制による標準的な税務処理の概要はどのようなもので、どこに特殊性があるか。本社との関係において、現地の税務処理は適切であったか。	
2. 税務		②税務問題		当期又は中長期に亘る税務問題はあるか。将来移転価格の問題が発生する可能性はないか。	
3. 作業過程の着眼点		①特殊取引		デリバティブズ、SPC、ファシリテーション・フィー等の特殊取引がある場合には、その記載方法および計数は妥当なものか、処理は適切か。	
		②与信管理		与信の管理方法は確立されているか。不良債権に関する引当のルールは適切に整備されており、かつ運用されているか。	
		③在庫管理		在庫の管理方法は確立されているか。不良在庫に関する評価および引当のルールは適切に整備されており、かつ運用されているか。	
		④簿外債権・債務		どのようなものがあるか。問題はないか。	
		⑤その他の諸項目		外貨建債権債務の評価、リース資産の償却、繰延勘定、税効果会計、減損会計、連結決算対象先の範囲、年金、退職金、利益処分等々について、現地のルールはどのようなものか、また実際の処理結果は適切か。	
		⑥決算作業		決算整理段階において、どのような項目が問題となったか。在庫評価、引当で、簿外処理、訴訟案件等々に関して、どのような点が検討され、どのようにに決着したか。	
4. その他				その他会計・税務に関する特記事項あるか。	

往査・ヒアリングチェックリスト【サンプル】

B-3 往査・ヒアリングチェックリスト

実施日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 対応者：〇〇〇〇： 監査役：〇〇〇〇

監査役室：〇〇〇〇

分類	チェック項目	サブ項目	今回 対象	チェックポイント	確認コメント
V 現地問題（海外子会社の場合）	1. 本社との関係	① 予算管理		予算と実績との比較は本社、子会社の双方で適時にフォローできる体制になっているか。未達が見込まれる場合に、対応を随機に本社と協議できる体制になっているか。	
		② 本社主管部門との関係		適切で健全な関係を維持できているか。本社の圧力が不当にかかったり、あるいは本社が過度に無関心になっているようなことはないか。子会社と管理部門の本社担当窓口が違うために、本社方針が食い違うようなトラブルはないか。	
		③ 本社との取引		本社および現地の規制に従って、公正・適切に行われているか。	
		④ コミュニケーション		公用言語は何か、それは機能しているか。また、本社とのコミュニケーションの問題はないか。	
		⑤ 本社への要望事項		本社への要望事項があるか。	
	2. 法制度	① 法制度一般		日本・現地の関連法規のうち、特に遵守が必要なるものを正しく把握し、適時にアップデートできる体制になっているか。	
		② 弁護士		現地弁護士を活用しているか。	
		③ 会計		現地規制へ対応できているか。	
		④ 税務		現地税制および租税条約等に対応できているか。	
		⑤ 情報開示等		所在国における開示・登記等に関する義務はどのようなものがあるか、その遵守状況はどうか。	
	3. 事業パートナー	① 契約		事業パートナーとの契約に問題ないか。	
		② 業務内容		経営に関する異論などないか、技術提携の可能性はないか、本社への要望事項が出されていないか。	
	4. 地域対策	① 全体		地域対策全般。	
		② 現地		行政およびコミュニティ対応はうまく出来ているか。	
		③ 日本人会		日本人会のような組織にはどのように対応しているのか。	
		④ CSR		CSRへの対応方針で特記すべき事項はあるか。	
	5. 派遣社員およびその家族			セキュリティ・医療・子女教育等の現状はどうか、問題や改善を要する点はないか。	
		6. その他		その他特有の問題はあるか。	

往査・ヒアリングチェックリスト【サンプル】

B-3 往査・ヒアリングチェックリスト

実施日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 対応者：〇〇〇〇： 監査役：〇〇〇〇 監査役室：〇〇〇〇

分類	チェック項目	サブ項目	今回対象	チェックポイント	確認コメント
VI その他	1. 会計監査	①監査事務所名		お聞かせ下さい。	
		②監査日数、報酬、担当会計士数		契約した内容をお聞かせ下さい。	
	2. 調達	①調達の状況		お聞かせ下さい。	
		②調達スタッフ数		お聞かせ下さい。	
		③業者決定		業者決定の手続きは規定どおりに運用されていますか。定期的にモニタリングしていますか。	
		④価格決定		単価決定は規定どおりに運用されていますか。定期的にモニタリングしていますか。	
		⑤発注量決定		生産活動に見合った要求部門からの正しい調達要求が来ていますか。	
	3. 支払条件	①売り		お聞かせ下さい。	
		②買い		お聞かせ下さい。	
	4. 物流	①製品納入状況		お聞かせ下さい。	
		②部品搬入状況		お聞かせ下さい。	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

監査役 〇〇〇〇

作成者 〇〇〇〇

〇〇監査に関する監査調書【サンプル】

〇〇に関する監査実施結果は下記の通り。

記

1. 日時 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 (○) 〇〇 : 〇〇～〇〇 : 〇〇
2. 場所等 本社 〇〇会議室／リモート会議
3. 実施者 〇〇〇〇監査役 (スタッフが代理で実施した場合、スタッフ名)
4. 対象部門 (部門名称、所在地、報告・説明者の役職、氏名)
5. 監査方法 (報告聴取、資料閲覧、立会い、視察等)
6. 目的
7. 監査の内容
8. 監査結果及び指摘事項並びに所見等(助言・勧告すべき事項を含む)
9. 監査意見形成に至った過程・理由等(監査役の意見形成の根拠)
10. その他補足説明
11. 添付資料

以上

B - 5 取締役会議事録チェックリスト

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
作成者: 〇〇〇〇

取締役会議事録チェックリスト【サンプル】

監査 項目	チ ョ ッ ク 内 容	結果(OK:○、NG:×、やや問題:△、該当無:NA)		参考 法令等
		記号	コメント	
I. 取締役会議事録				
	1. 出席取締役及び監査役は、議事録に署名、又は記名押印しているか ※電磁的記録の場合は電子署名			会369③ 会369④
	2. 法定の記載事項が記載されているか (1)開催日時及び場所 ※テレビ会議等により、当該場所に存しない者が出席した場合は、 その出席方法を記載すること			施規101③ 施規101③一
	(2)招集権者以外の取締役、監査役による請求や招集の場合はその旨			施規101③三
	(3)議事の経過の要領及びその結果			施規101③四
	(4)決議事項について特別の利害関係を有する取締役の氏名			施規101③五
	(5)競業及び利益相反取引に該当する取締役の意見・発言の内容 の概要			施規101③六 会356 会365
	(6)監査役の意見・発言の内容の概要			施規101③六二 施規101③六ホ 会382 会383①
	(7)出席した会計監査人又は株主の氏名又は名称			施規101③七
	(8)議長の氏名			施規101③八
	3. 添付資料を含め、経営判断原則に配慮した内容となっているか			
	4. 決議に関する取締役の賛否の記録は適切か ※議事録に異議をとどめない者は決議に賛成したものと推定される			会369⑤
	5. 取締役会に出席しなかった取締役・監査役へ議事内容が通知されているか			
	6. 本店に10年間備置されているか			会371①

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

取締役各位

〇〇〇〇株式会社 監査役会

取締役の職務執行状況確認書提出及び面談^{*1}のお願い【サンプル】

当社第〇〇期の決算を迎えるに当たり、監査役会監査報告書の法定記載事項である各取締役の職務の執行状況を確認するため、添付確認書の作成をお願い致します。ご多用中とは存じますが〇〇〇〇月〇〇日（〇）までに記入の上、常勤監査役 〇〇にご提出下さいますようお願い致します。

記入用紙等につきましては、電子ファイルを別途メールでお送り致しますが、この配布用紙に直接記入していただいても構いません。

また面談スケジュールに関しましては秘書を通じて調整させて頂いておりますので予めご了解下さい。^{*1}

なお、ご参考までに「会社法および会社法施行規則等の関係条文」および「通例的でない取引の事例および留意点」を添付いたしましたのでご一読下さい。

以上

^{*1}：面談を実施する場合に記載する。

「取締役の職務執行状況確認書」

- 対象期間： 第〇〇期（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）
- 記入方法：各項目の該当する□欄にチェック（✓）マークをお付けください。
- 根拠法令の内容については、添付【参考資料：根拠法令条文】を参照ください。
- 「10. 親会社、子会社、関係会社及び株主との通例的でない取引についての確認」については、添付【通例的でない取引の例】を併せて参照ください。

1. 取締役の善管注意義務についての確認

(会社法 330 条、民法 644 条)

- ☐ 私は取締役としての善管注意義務を履行した。
- ☐ 確認を留保する（理由： _____）
- ☐ その他（ _____）

2. 取締役の忠実義務についての確認

(会社法 355 条)

- ☐ 私は取締役として法令、定款、株主総会決議を遵守し、会社のために忠実義務を履行した。
- ☐ 確認を留保する（理由： _____）
- ☐ その他（ _____）

3. 取締役の任務懈怠についての確認

(会社法 423 条 1 項)

- ☐ 私は取締役として任務を怠ったことにより、会社に損害を生じさせた事はない。
- ☐ 確認を留保する（理由： _____）
- ☐ その他（ _____）

4. 取締役の監査役への報告義務についての確認

(会社法 357 条)

- ☐ 私は取締役の職務の執行において、監査役への報告義務に該当するような事実は発見できなかった。
- ☐ 私は会社に著しき損害を及ぼす恐れのある事実を発見したので直ちに監査役へ報告すべき義務を履行した
- ☐ 確認を留保する（理由： _____）
- ☐ その他（ _____）

5. 取締役会の決定及び取締役の職務執行の監督についての確認

(会社法 362 条 2 項 1 号・2 号)

- ☐ 私は取締役として取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督

について、適正に職務を遂行した。

☐ 確認を留保する（理由： ）

☐ その他 （ ）

6. 内部統制システムの構築・運用責任についての確認

（会社法 362 条 4 項 6 号）

☐ 私は取締役として会社及び子会社からなる企業集団の内部統制を法令等に基づき構築・運用する責任を有することを承知している。

☐ 確認を留保する（理由： ）

☐ その他 （ ）

7. 取締役の競業避止義務についての確認

（会社法 356 条 1 項 1 号、365 条、423 条 2 項）

☐ 私は会社の業務と競合するような取引を自己または第三者のために行わなかった。

☐ 私は会社の業務と競合するような取引を自己または第三者のために法定の手続を経て行った。

（競合会社名： ）

（競合業務： ）

☐ 確認を留保する（理由： ）

☐ その他 （ ）

8. 取締役と会社間の取引、利益相反取引についての確認

（会社法 356 条 1 項 2 号・3 号、365 条、423 条 3 項）

☐ 私は会社との間の取引、また会社と利益が相反する取引を自己または第三者のために行わなかった。

☐ 私は会社との間の取引、また会社と利益が相反する取引を自己または第三者のために法定の手続を経て行った。

☐ 確認を留保する（理由： ）

☐ その他 （ ）

9. 無償の利益供与についての確認

（会社法 120 条）

☐ 私は株主の権利の行使に関して、無償の利益供与を行わなかった。

☐ 確認を留保する（理由： ）

☐ その他 （ ）

10. 親会社、子会社、関係会社及び株主との通例的でない取引についての確認

（会社計算規則 112 条）

☐ 私は、親会社、子会社、関係会社または株主との通例的でない取引を行わな

かった。

☐ 確認を留保する（理由： ）

☐ その他 （ ）

11. 対象期間中の他社代表取締役および取締役への就任状況を申告して下さい。対象期間は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日となります。対象期間中に退任したものについても記載ください。

（当社が出資している企業を含め、すべての企業が対象となります）

社名	役職	任期

12. 対象期間中の外部団体役員・委員への就任状況を申告してください。

団体名	役職	任期

13. 上記 11・12 で申告した職務の過程で、会社と利害関係のある取引に関与されましたか。

☐ 会社との取引には関与していない。

☐ 私は会社との間の取引について法定の手続を経て行った。

☐ 確認を留保する（理由： ）

☐ その他 （ ）

14. インサイダー取引についての確認

（金融商品取引法 166 条）

☐ 私はインサイダー取引に該当する自社及び取引先等の株式の取得又は処分を行わなかった。

☐ 確認を留保する（理由： ）

☐ その他 （ ）

15. 不正の行為についての確認

（会社法 429 条、960 条、967 条）

☐ 私は取締役の職務の遂行に関して不正の行為をしなかった。

☐ 確認を留保する（理由： ）

☐ その他 （ ）

16. 取締役の欠格事由不在の確認

(会社法 331 条 1 項)

☐ 私は以下のいずれにも該当しない。

① 会社法及びその他の規定された法律の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

② 前号以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）

☐ その他 （ ）

17. 委任の終了事由不在の確認

(民法第 653 条 3 項、会社法第 331 条の 2 1 項)

☐ 私は取締役在職中に後見開始の審判を受けたことはない。

☐ 私は取締役在職中に後見開始の審判を受けたが、後見人の同意（後見監督人がある場合は、被後見人及び後見監督人の同意）後、株主総会で取締役を再任された。

☐ その他 （ ）

18. 反社会的勢力との関係についての確認

☐ 私は反社会的勢力との交際は一切ない。☐ 確認を留保する（理由： ）☐ その他 （ ）

(参考)「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号に定義される暴力団及びその関係団体。

② 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員。

③ 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体又は個人。

④ 前各号の一の他、暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人。

⑤ 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人。

以上すべて相違ありません。

〇〇〇〇年〇〇月〇日

署名 _____ (印)

【参考資料：根拠法令条文】

※条文の主要部分を抜粋し掲載しているものがあります。

会社法第330条「株式会社と役員等の関係」

株式会社と役員及び監査役との関係は、委任に関する規定に従う。

民法第644条「受任者の注意義務」

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

会社法第355条「忠実義務」

取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

会社法第423条1項「役員等の株式会社に対する損害賠償責任」

取締役は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

会社法第357条「取締役の報告義務」

取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告しなければならない。

会社法第362条2項1号・2号「取締役会の権限等」

- 2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
 - 二 取締役の職務の執行の監督

会社法第362条4項6号「内部統制システムの構築・運用義務」

4(六) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適切性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。

会社法第356条「競業及び利益相反取引の制限」

- 1 取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - 一 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - 二 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。

き。

- 三 株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。

会社法第365条「競業及び取締役会設置会社との取引等の制限」

- 2 取締役会設置会社においては、第356条第1項各号の取引をした取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

会社法第423条2項「役員等の株式会社に対する損害賠償責任」

取締役は、第356条第1項の規定に違反して第356条第1項第1号の取引をしたときは、当該取引によって取締役又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

会社法第423条3項「役員等の株式会社に対する損害賠償責任」

第356条第1項第2号又は第3号の取引によって株式会社に損害が生じたときは、取締役は、その任務を怠ったものと推定する。

会社法第120条「株主の権利の行使に関する利益の供与」

- 1 株式会社は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与（当該株式会社又はその子会社の計算においてするものに限る。以下この条において同じ）をしてはならない。
- 2 株式会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益の供与をしたときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定する。株式会社が特定の株主に対して有償で財産上の利益の供与をした場合において、当該株式会社又はその子会社の受けた利益が当該財産上の利益に比して著しく少ないときも、同様とする。
- 4 株式会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をすることに関与した取締役は、当該株式会社に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。

会社計算規則第112条

- ① 関連当事者との取引に関する注記は株式会社と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。
 - (1) 当該関連当事者の名称（氏名）および
 - (2) 保有する株式の議決権割合
 - (3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係

- (4) 取引の内容
- (5) 取引の種類別の取引金額
- (6) 取引条件および取引条件の決定方針
- (7) 取引により発生した債権債務の期末残高
- (8) 取引条件の変更があったときは内容と計算書類に与えた影響

②関連当事者とは次に掲げる者をいう。

- (1) 当該株式会社の親会社
- (2) 当該株式会社の子会社
- (3) 当該株式会社の親会社の子会社
- (4) 当該株式会社のその他の関係会社並びにその他の関係会社の親会社及び子会社
- (5) 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社
- (6) 当該株式会社の主要株主（議決権総数の百分の十以上の議決権を保有）及びその近親者
- (7) 当該株式会社の役員及びその近親者
- (8) 当該株式会社の親会社の役員及びその近親者

金融商品取引法第166条「会社関係者の禁止行為」

- 1 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であって、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の業務等に関する重要事実であって、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）を当該各号に定めるところにより知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又はデリバティブ取引（以下この条において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知った会社関係者であって、当該各号に掲げる会社関係者でなくなった後一年以内のものについても、同様とする。

会社法第429条「役員等の第三者に対する損害賠償責任」

取締役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該取締役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 取締役が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 次に掲げる行為

イ 株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知

又は当該募集のための当該株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ハ 虚偽の登記

ニ 虚偽の公告

会社法第960条「取締役等の特別背任罪」

取締役が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、その職務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

会社法第967条「取締役等の贈収賄罪」

取締役が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

会社法第331条「取締役の資格等」

次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 法人

二 削除

三 この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の罪、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

民法第653条「委任の終了事由」

委任は、次に掲げる事由によって終了する。

一 委任者又は受任者の死亡

二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。

三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

会社法第331条の2「取締役の資格等」

- 1 成年被後見人が取締役就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。
- 2 被保佐人が取締役就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定は、保佐人が民法第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。
- 4 成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。

【通例的でない取引の例】

通例的でない取引とは、通常の取引に比べ取引条件等が大幅に異なる取引あるいは特別な取引であり、具体的事例及び留意点は次のとおり。

【事 例】	【留 意 点】
I 通常の商取引 (商品等の販売・購入、工事等役務の提供・受入) 1. 異常な取引価格 2. 特異なりべートおよび値引 3. 異常な数量の販売・購入 4. 預り売上・仕入 5. 異常な返品 6. 納期の恣意的な変更 7. 標準決済条件を外れた決済 (恣意的な変更を含む) II 融資および債務保証の取引 1. 異常な融資 イ. 異常な目的のための融資	親会社の利益調整のために子会社に著しい影響を与えないか 子会社の欠損対策のために親会社に著しい負担をかけないか りべートおよび値引の理由は相当か 親会社または子会社の利益調整のためになされたものでないか（特に押込販売など） （期末のみでなく期中にも行われることがある） 架空取引のおそれはないか 費用収益対応の原則に反し、利益操作が行われていないか 会社の会計方針に反していないか 押込販売の修復措置でないか 現物を伴わない伝票操作による架空取引でないか 利益操作（費用の計上の操作も含む）を目的とするものでないか 決済条件の決定理由は相当か 利益操作のための異常な取引が原因でないか 融資の目的と理由は相当か

【事 例】	【留 意 点】
ロ. 担保能力を超えた融資（無担保を含む） ハ. 異常な利率の融資（無利息を含む）	子会社の事業規模を著しく超えたものでないか 資金使途が子会社の営業目的の範囲外または違法なものでないか 融資条件は相当か
ニ. 返済期限の定めのない融資 2. 異常な債務保証（担保の提供を含む） イ. 担保能力を超えた保証 ロ. 保証料の減免 Ⅲ不動産等の取引 1. 異常な条件による売買（無償譲渡を含む） 2. 異常な条件による貸借 Ⅳその他の取引 1. 主として子会社の救済を目的とするもの イ. 不動産の現物出資 ロ. 無償の技術供与 ハ. 親会社債権の放棄（回収の猶予を含む） ニ. 再生のための債務超過子会社の解散・整理	貸倒処理すべきものを貸付に振り替えていないか 債務保証の目的と理由は相当か 売買の目的と理由は相当か 取引条件は相当か 押付けまたは買戻条件付売買（リースバックを含む）などで評価益を計上するためのものでないか 子会社に著しい負担をかけないか 貸借の目的と理由は相当か 子会社に著しい負担はかけないか 現物出資の目的と理由は相当か 供与の目的と理由は相当か 債権放棄の目的と理由は相当か 解散・整理目的の目的と理由は相当か

【事 例】	【留 意 点】
ホ. 出向社員の給与その他親会社による子会社の費用の負担 2. 子会社に負担を強いるおそれのあるもの イ. 子会社への債権・債務の肩代わりの要請(子会社に対する債務の履行の保留を含む) ロ. 親会社費用(寄付金、交際費等)の負担の要請 ハ. 余剰人員の押しつけ ニ. 人員派遣(応援)の要請 ホ. 取引先株式等の子会社への売却(保有の要請を含む) ヘ. 親会社にかわって特殊な取引の子会社への要請 1. その他 イ. 営業の譲渡または譲受け ロ. 業務の委託または受託 ハ. 兼務役員の報酬の負担 ニ. 相互間の現先取引あるいは有価証券の貸借	負担の理由は相当か 肩代り等の理由は相当か 子会社に著しい負担をかけないか 負担の理由は相当か 株主の権利行使に関する利益供与でないか 子会社に著しい負担をかけないか 子会社に著しい負担をかけないか 子会社に著しい負担をかけないか 子会社に著しい負担をかけないか 親会社の評価益を計上するためのものでないか 営業目的範囲外の取引に当たらないか 子会社に投機的取引を強いるものでないか 子会社に著しい負担をかけないか 株主総会の特別決議を必要としないか 子会社に著しい負担をかけないか 委託または受託の目的と理由は相当か 子会社に著しい負担をかけないか 負担の理由と程度は相当か 子会社に著しい負担をかけないか 取引の目的と理由は相当か 子会社に著しい負担をかけないか 親会社が違法行為をまぬがれるためのものでないか

【事 例】	【留 意 点】
ホ. 名義の貸し借りによる取引	利益操作のためのものでないか
ヘ. トンネル取引	不正につながるものでないか

(出典：監査役ハンドブック 商事法務研究会編)

C-2 事業報告のチェックリスト（公開会社）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
常勤監査役 〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社
事業報告のチェックリスト【サンプル】

I. 必須項目（施行規則118条）

		〇は適正 一は該当なし			
	参考条項	範囲※1	記載の状況	記載頁	
1. 会社の状況に関する重要な事項 (計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の内容となる事項を除く)	施規118一	E			
2. 会社業務の適正を確保するための体制の整備についての決議または決定がある場合は、その内容の概要及び当該体制の運用状況の概要	施規118二	E			
3. 株式会社の支配に関する基本方針	施規118三	E			
4. 特定完全子会社に関する事項	施規118四	E			
5. 親会社等との取引（利益相反取引含む）に関する事項	施規118五	B			

II. 株式会社が公開会社である場合の記載事項（施行規則119条）

[株式会社の現況に関する事項]（施行規則120条）		参考条項	範囲※1	記載の状況	記載頁
1. 当該事業年度末日における主要な事業内容	施規120①一	A			
2. 当該事業年度末日における主要な営業所、工場、使用人の状況	施規120①二	A			
3. 当該事業年度末日における主要な借入先、借入額	施規120①三	A			
4. 事業の経過及びその成果	施規120①四	B			
5. 次に掲げる事項についての状況（重要なもの）	施規120①五				
イ 資金調達	施規120①五イ	B			
ロ 設備投資	施規120①五ロ	B			
ハ 事業の譲渡、吸収分割、又は新設分割	施規120①五ハ	B			
ニ 他の会社の事業の譲り受け	施規120①五ニ	B			
ホ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継	施規120①五ホ	B			
ヘ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分	施規120①五ヘ	B			
6. 直前3事業年度の財産及び損益の状況	施規120①六	D			
7. 重要な親会社及び子会社の状況	施規120①七	B			
8. 対処すべき課題	施規120①八	E			
9. その他の重要な事項	施規120①九	B・F			

[会社役員に関する事項]（施行規則121条）		参考条項	範囲※1	記載の状況	記載頁
1. 会社役員の氏名	施規121一	C			
2. 会社役員の地位及び担当	施規121二	C			
3. 会社役員と会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要 (社内監査役、非業務執行取締役にも適用)	施規121三	B			
3の2. 会社役員と会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項	施規121三の二				
イ 当該会社役員の氏名	施規121三の二イ	B			
ロ 当該補償契約の内容の概要	施規121三の二ロ	B			
3の3. 会社役員に対して補償契約に基づき費用を補償した場合において、会社が、当該事業年度において、当該会社役員が職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨	施規121三の三	B			
3の4. 会社役員に対して補償契約に基づき損失を補償したときは、その旨及び補償した金額	施規121三の四	B			
4. 当該事業年度に係る会社役員の報酬等について、下記に定める事項	施規121四				
イ 会社役員の全部につき取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額を掲げることとする場合 取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び員数	施規121四イ	B			
ロ 会社役員の全部につき当該会社役員ごとの報酬の額を掲げることとする場合当該会社役員ごとの報酬等の額	施規121四ロ	B			
ハ 会社役員の一部につき当該会社役員ごとの報酬の額を掲げることとする場合当該会社役員ごとの報酬の額並びにその他の会社役員についての取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び員数	施規121四ハ	B			

		参考条項	範囲※1	記載の状況	記載頁
5.	当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等について、前号イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項	施規121五	B		
5の2.	前2号の会社役員の報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等である場合には、次に掲げる事項	施規121五の二			
	イ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由	施規121五の二イ	E		
	ロ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法	施規121五の二ロ	E		
	ハ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたイの業績指標に関する実績	施規121五の二ハ	E		
5の3.	第4号及び第5号の会社役員の報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等である場合には、当該非金銭報酬等の内容	施規121五の三	E		
5の4.	会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めに関する次に掲げる事項	施規121五の四			
	イ 当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日	施規121五の四イ	E		
	ロ 当該定めの内容の概要	施規121五の四ロ	E		
	ハ 当該定めに係る会社役員の員数	施規121五の四ハ	E		
6.	法第361条第7項の方針又は法第409条第1項の方針を定めているときは、次に掲げる事項	施規121六			
	イ 当該方針の決定の方法	施規121六イ	E		
	ロ 当該方針の内容の概要	施規121六ロ	E		
	ハ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由	施規121六ハ	E		
6の2.	会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（前号の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要	施規121六の二	E		
6の3.	会社が当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項	施規121六の三			
	イ 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当	施規121六の三イ	E		
	ロ イの者に委任された権限の内容	施規121六の三ロ	E		
	ハ イの者にロの権限を委任した理由	施規121六の三ハ	E		
	ニ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容	施規121六の三ニ	E		
7.	辞任した会社役員又は解任された会社役員（株主総会の決議により解任された場合を除く。）があるときは、次に掲げる事項	施規121七			
	イ 当該会社役員の氏名（会計参与にあつては、指名又は名称）	施規121七イ	B		
	ロ 法342条の2 1項若しくは4項又は法345条1項の意見があるときは、その意見の内容	施規121七ロ	B		
	ハ 法342条の2 2項又は法345条2項の意見があるときは、その意見の内容	施規121七ハ	B		
8.	当該事業年度に係る当該株式会社の会社役員（会計参与を除く。）の重要な兼職の状況	施規121八	C		
9.	会社役員のうち監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものである場合は、その事実	施規121九	C		
10.	次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	施規121十			
	イ 株式会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由	施規121十イ	A		
	ロ 株式会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由	施規121十ロ	A		
11.	その他、株式会社の会社役員に関する重要な事項	施規121十一	B・F		

[役員等賠償責任保険契約に関する事項] (施行規則121条の2)		参考条項	範囲※1	記載の状況	記載頁
1.	当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲	施規121の2一	B		
2.	当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該株式会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）	施規121の2二	B		

[株式に関する事項] (施行規則122条)		参考条項	範囲※1	記載の状況	記載頁
1.	当該事業年度の末日（※）における発行済株式（自己株式を除く）保有数上位10名の株主の氏名又は名称、当該株主の保有株式の数及び保有割合	施規122①一	A		
2.	その他株式に関する重要な事項	施規122①二	B・F		

※当該事業年度に関する定時株主総会における議決権行使の基準日を当該事業年度の末日後の日とした場合は、当該議決権行使基準日

[新株予約権等に関する事項] (施行規則123条)		参考条項	範囲※1	記載の状況	記載頁
1.	当該事業年度末日において会社役員が新株予約権等を有しているときは、その会社役員の数と区分ごとの新株予約権の内容の概要、有するものの人数等	施規123一	A		
2.	当該事業年度中に使用人等に交付した新株予約権があるときは、その区分ごとの新株予約権の内容の概要、人数等	施規123二	B		
3.	その他新株予約権等に関する重要な事項	施規123三	B・F		

[社外役員を設けた場合の特則] (施行規則124条)		参考条項	範囲※1	記載の状況	記載頁
1.	社外役員が他の会社の取締役又は使用人等であることが、重要な兼職に該当する場合は、当該会社と当該他の法人等との関係	施規124一	C		
2.	社外役員が他の会社の社外役員を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、当該会社と当該他の法人等との関係	施規124二	C		
3.	社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを当該株式会社が知っているときは、その事実	施規124三			
	イ 当該株式会社の親会社等	施規124三イ	C		
	ロ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員	施規124三ロ	C		
4.	社外役員の主な活動状況 (次に掲げる事項を含む)	施規124四			
	イ 取締役会及び監査役会等への出席の状況	施規124四イ	C		
	ロ 取締役会における発言の状況	施規124四ロ	C		
	ハ 当該社外役員の意見により当該株式会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）	施規124四ハ	C		
	ニ 当該事業年度中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（当該社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要	施規124四ニ	C		
	ホ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（イからニまでに掲げる事項を除く。）	施規124四ホ	C		
5.	当該事業年度に係る社外役員の報酬等について、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項	施規124五			
	イ 社外役員の全部につき報酬等の総額を掲げることとする場合 社外役員の報酬等の総額及び員数	施規124五イ	B		
	ロ 社外役員の全部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合 当該社外役員ごとの報酬等の額	施規124五ロ	B		
	ハ 社外役員の一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合 当該社外役員ごとの報酬等の額並びにその他の社外役員についての報酬等の総額及び員数	施規124五ハ	B		
6.	当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった社外役員の報酬等について前号の区分に応じて記載	施規124六	B		
7.	社外役員が当社の親会社又はその子会社役員報酬を受けている場合はその総額	施規124七	B		
8.	社外役員の上記に関する意見があるときはその内容	施規124八	E		

Ⅲ. 株式会社が会計監査人設置会社である場合の記載事項（施行規則126条）

[会計監査人に関する事項]（施行規則126条）		参考条項	範囲※1	記載の状況	記載頁
1.	会計監査人の氏名又は名称	施規126一	B		
2.	会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役（会）が同意をした理由	施規126二	B		
3.	会計監査人に対して非監査業務の対価を支払っているときはその非監査業務の内容	施規126三	B		
4.	会計監査人の解任又は不再任の決定の方針	施規126四	E		
5.	会計監査人が業務停止期間中の場合の処分に係る事項	施規126五	E		
6.	過去2年間に業務停止処分を受けた場合の事項で業務報告に記載すべきと判断した事項	施規126六	※2		
7.	責任限定契約締結の場合の契約の内容の概要（職務の適正性が損なわれないような措置を講じている場合の内容を含む）	施規126七	B		
7の2.	会計監査人と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項	施規126七の二			
	イ 当該会計監査人の氏名又は名称	施規126七の二イ	B		
	ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）	施規126七の二ロ	B		
7の3.	会社が会計監査人に対して補償契約に基づき費用を補償した場合において、当該会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨	施規126七の三	B		
7の4.	会社が会計監査人に対して補償契約に基づき損失を補償したときは、その旨及び補償した金額	施規126七の四	B		
8.	株式会社が連結計算書類の作成が義務付けられている大会社である場合、次に掲げる事項	施規126八			
	イ 当該株式会社及びその子会社が会計監査人に支払う金銭その他の財産上の利益の合計額（当該事業年度の連結損益計算書に計上すべきものに限る）	施規126八イ	B		
	ロ 当該株式会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当該株式会社の子会社（重要なものに限る）の計算関係書類の監査をしているときは、その事実	施規126八ロ	B		
9.	辞任・株主総会決議以外で解任した会計監査人の氏名又は名称、辞任・解任に関しての意見・辞任の理由、監査役会による解任の理由	施規126九	※3		
10.	取締役会決議による剰余金の配当実施の定款の定めがある場合の取締役会の権限の行使に関する方針（配当等の決定の方針）	施規126十	E		

Ⅳ. 事業報告の附属明細書

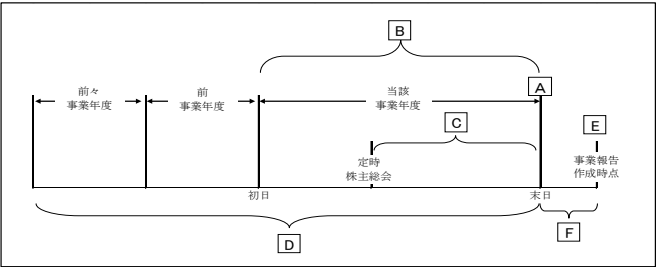
[事業報告の内容を補足する重要な事項]（施行規則128条）		参考条項	範囲※1	記載の状況	記載頁
1.	他の会社の取締役等を兼ねる役員についての重要な兼職の状況の明細	施規128①②	C		

Ⅴ. 講 評 記載すべき項目は漏れなく記載されており、適正と判断する。

以 上

※1 事業報告における記載項目の記載時点・記載範囲は以下の6つのパターンに分類される。

- A 当該事業年度の末日
- B 当該事業年度の初日から末日
- C 直前の定時株主総会終結の翌日から当該事業年度末日まで
- D 直前3事業年度
- E 事業報告作成時点
- F 当該事業年度末日後、事業報告作成時点まで



※2 作成時点から1年間

※3 事実の発生、意見・理由の判明については「B」

G-3① 有価証券報告書の様式等のチェックリスト

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

常勤監査役 〇〇〇〇

〇〇〇〇株式会社

有価証券報告書の様式等のチェックリスト【サンプル】

対象期間：第〇〇期事業年度（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）

確認項目	記載の状況
()：第三号様式「記載上の注意」の番号 <>：金商法24①、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条第一号イに定める第三号様式等の規定	○：適正 ー：該当なし

【表紙】 <【提出書類】、【根拠条文】、【提出先】、【提出日】、【事業年度】、【会社名】(2)、【英訳名】、【代表者の役職氏名】(3)、【本店の所在の場所】、【電話番号】、【事務連絡者氏名】、【最寄りの連絡場所】、【電話番号】、【事務連絡者氏名】、【縦覧に供する場所】(4)>	
--	--

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】	
1【主要な経営指標等の推移】(5) <最近5年の連結及び提出会社の主要経営指標等の推移>	
2【沿革】(6) <提出会社の沿革及び企業集団の重要事項>	
3【事業の内容】(7) <事業の内容、事業系統図等>	
4【関係会社の状況】(8) <連結子会社及び持分法適用会社について、提出会社との関係内容等>	
5【従業員の状況】(9) <事業のセグメント別の従業員数、労働組合との間の特記事項等>	

第2【事業の状況】	
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(10) <経営方針・経営戦略等の内容、経営環境についての経営者の認識の説明、経営上の目標の客観的な指標等、事業上及び財務上の課題>	
2【事業等のリスク】(11) <経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性のあるリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、顕在化した場合与える影響の内容、当該リスクへの対応策>	
3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(12) <経営成績等の状況の概要、経営者の視点による認識及び分析・検討内容>	
4【経営上の重要な契約等】(13)	
5【研究開発活動】(14)	

第3【設備の状況】	
1【設備投資等の概要】(15) <最近連結会計年度の状況>	
2【主要な設備の状況】(16) <最近連結年度末の国内、在外会社別の主要設備等>	
3【設備の新設、除却等の計画】(17) <最近日現在の計画の内容>	

第4【提出会社の状況】		
1【株式等の状況】(18)～(27)	＜【株式の総数等】、【新株予約権等の状況】、【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】、【発行済株式総数】、【資本金等の推移】、【所有者別状況】、【大株主の状況】、【議決権の状況】、【役員・従業員株式所有制度の内容】＞	
2【自己株式の取得等の状況】(28)～(33)		
3【配当政策】(34)	＜配当の基本的な方針、当該事業年度の配当決定に当たっての考え方等＞	
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】		
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(35)	＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由、内部統制システム・リスク管理体制・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要＞	
(2)【役員の状況】(36)	＜社外取締役及び社外監査役の員数、人的・資金的関係等の利害関係、企業統治において果たす機能及び役割、独立性に関する基準又は方針の内容、選任状況に関する考え方、監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係＞	
(3)【監査の状況】(37)	＜監査役監査の状況（監査役監査の組織、人員及び手続、監査役及び監査役会の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動、等））＞ ＜内部監査の状況等（内部監査の組織、人員及び手続、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携）＞ ＜会計監査の状況（監査法人の名称、継続監査期間、業務執行者、会計監査人の選定方針、理由、監査役及び監査役会による評価、監査報酬の決定方針、監査役会が監査報酬に同意した理由、等）＞	
(4)【役員の報酬等】(38)	＜役員報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法、役員区分毎の報酬等の総額及び員数、報酬等の方針の決定権限者＞	
(5)【株式の保有状況】(39)	＜投資株式の区分の基準や考え方、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の報酬方針、合理性を検証する方法、検証の内容、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額、保有目的等＞	

第5【経理の状況】(40)		
1【連結財務諸表等】		
(1)【連結財務諸表】(41) 独立監査人の監査報告書を添付		
①【連結貸借対照表】(42)	＜最近2年度分＞	
②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】(43)	＜最近2年度分＞	
③【連結株主資本等変動計算書】(44)	＜最近2年度分記載＞	
④【連結キャッシュ・フロー計算書】(45)	＜最近2年度分記載＞	
⑤【連結附属明細表】(46)	＜最近年度分＞	
(2)【その他】(47)	＜後発事象（他の箇所に記載の場合は不要）、重要な訴訟事件等＞	
2【財務諸表等】		

	(1) 【財務諸表】(48) 監査報告書を添付	
	① 【貸借対照表】(49) ＜最近２年度分＞	
	② 【損益計算書】(50) ＜最近２年度分＞	
	③ 【株主資本等変動計算書】(51) ＜最近２年度分＞	
	④ 【キャッシュ・フロー計算書】(52) ＜最近２年度分＞（連結財務諸表作成会社は不要）	
	⑤ 【附属明細表】(53) ＜最近年度分＞	
	(2) 【主な資産及び負債の内容】(54) 連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。	
	(3) 【その他】(55) ＜後発事象（他の箇所に記載の場合は不要）、重要な訴訟事件等＞	

第 6	【提出会社の株式事務の概要】(56)	省略
-----	--------------------	----

第 7	【提出会社の参考情報】(57)、(58)	省略
-----	----------------------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報
該当事項なし。

C-3② 内部統制報告書の様式等のチェックリスト

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

常勤監査役 〇〇〇〇

〇〇〇〇株式会社

内部統制報告書の様式等のチェックリスト【サンプル】

対象期間：第〇〇期事業年度（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）

確認項目	記載の状況
()：第一号様式「記載上の注意」の番号 <>：金商法第24条の4の4①、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第4条第1項第一号に定める第一号様式等の規定	○：適正 ー：該当なし

【表紙】 <【提出書類】、【根拠条文】、【提出先】、【提出日】、【会社名】(2)、【英訳名】、【代表者の役職氏名】(3)、【最高財務責任者の役職氏名】(4)、【本店の所在の場所】、【縦覧に供する場所】(5)>	
--	--

1	【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】（6） a 代表者が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している旨 b 財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠した基準の名称 c 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある旨	
2	【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】（7） a 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日 b 財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した旨 c 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要 d 財務報告に係る内部統制の評価の範囲 <財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順、方法等>	
3	【評価結果に関する事項】（8） 財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載する。 a 財務報告に係る内部統制は有効である旨 b 評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由 c 開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由 d 重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由	
4	【付記事項】（9） a 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象 b 事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容	
5	【特記事項】（10）	

C-4 内部統制システム監査チェックリスト

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

常勤監査役 〇〇〇〇

〇〇〇〇株式会社

内部統制システム監査チェックリスト【サンプル】

対象期間：第〇〇期事業年度（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）

監査項目	チェック内容	結果（OK：○、NG：×、やや問題：△、該当無：NA）		参考法令等
		記号	コメント	
Ⅰ. 基本事項の確認				
1.	取締役の善管注意義務として、会社を事業目的に沿って適切に運営するため、内部統制を構築・運用すべきことを認識しているか			法362⑤ 上場439 法362④六 施規100①四 施規100①二 施規100①一
2.	会社法上の大会社又は上場会社は、内部統制システム（以下の各体制）について取締役会で決議すべきことを認識しているか (1) 法令等遵守体制（取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制） (2) 損失危険管理体制（損失の危険の管理に関する規程その他の体制） (3) 情報保存管理体制（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制） (4) 効率性確保体制（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制） (5) 企業集団内部統制（会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制） 1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制 2) 子会社の損失危険管理体制 3) 子会社の取締役の職務の効率性確保体制 4) 子会社の取締役及び使用人の職務の法令等遵守体制 (6) 監査役監査の実効性確保体制 1) 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）の設置及び当該補助使用人に関する事項 2) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項 3) 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 4) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制 ① 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制 ② 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制 5) 4) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 6) 監査役は、取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 7) その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制			
3.	監査役は、取締役の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制システムに係る次の事項について監査すべきことを認識しているか (1) 内部統制システムに関する取締役会決議（以下「内部統制決議」という）の内容が相当でないと認める事由の有無 (2) 取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況における不備の有無（内部統制システムの構築・運用は取締役の善管注意義務）※「不備」とは、整備される内部統制システムの各体制が会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると想定されるリスクに対応していないと認める場合で、軽微なものも含む (3) 事業報告に記載された内部統制決議の概要及び構築・運用状況の記載が適切でないと認める事由の有無			施規129①五 施規129①二 施規118二
4.	監査役は、内部統制システム監査の基本方針として、次の事項を認識しているか (1) 内部統制システムが適正に構築・運用されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であること (2) 内部統制システムの重要性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び構築・運用に向けた取組みの状況並びに取締役会の監督の状況（必要な事項の取締役会への報告状況を含む）など、会社の統制環境を監査上の重要な着眼点とすること (3) 内部統制システムが、会社及びその属する企業集団に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応しているか否かに重点を置くこと（リスクアプローチ） (4) (3) のリスクに対する具体的な統制活動や見直し活動（PDCAサイクル）が有効に機能しているか否かについて監視・検証すること（プロセス）			

監査項目	チェック内容	結果(OK:○, NG:×, やや問題:△, 該当無:NA)		参考法令等
		記号	コメント	
	ス・チェック) ※「監視・検証」とは、監査対象を常時・継続的に「監視」する行為と、監査対象を事後的に「検証」する行為 (5)取締役会及び代表取締役等が適正な意思決定過程その他の適切な手続を経て内部統制システムの構築・運用を行っているか否かについて監視・検証すること			
Ⅱ. 内部統制決議に関する監査				
	1. 内部統制決議の内容が、上記Ⅰー2. (1)～(6)の事項を網羅しているか			
	2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応した内部統制システムのあり方について、決議がなされているか			
	3. 内部統制決議の内容について、必要な見直しが適時適切に行われているか			
	4. 監査役が内部統制決議に関して助言又は勧告した指摘(上記Ⅰー2. (6)の監査役監査の実効性確保体制に関する指摘を含む)の内容が、取締役会決議において適切に反映されているか(反映されていない場合には正当な理由があるか)			
	5. 内部統制決議の内容に不備があると認める場合、必要に応じ監査役会における審議を経て、取締役会に対して助言・勧告しているか ※監査役会の助言・勧告等にもかかわらず、取締役会が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、内部統制決議の内容が相当でないとする場合は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告にてその旨を指摘する			
Ⅲ. 内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査				
	1. 内部統制決議の内容に基づき、具体的な諸施策を含む年度計画が策定され、計画に沿って実施されているか			
	2. 1. の実施状況や問題の発生・対応状況等が、取締役会に定期的に報告されているか			
	3. 監査役は、内部統制システム監査の開始にあたり、当該時点における内部統制決議の内容及び内部統制システムの構築・運用状況を把握し、内部統制監査の計画を策定しているか ※事業年度中に内部統制決議の内容に修正があった場合は必要な見直しを行う			
	4. 監査役は、取締役会・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会等への出席や代表取締役との定期的会合、内部監査部門等や会計監査人との連携その他日常的な監査活動を通じ、内部統制システムの各体制が以下の【重大なリスク】に対応しているか否かについて監視・検証しているか 【法令等遵守体制の重大なリスク】 (1)代表取締役等が主導又は関与して法令等違反行為が行われるリスク (2)法令等遵守の状況が代表取締役等において適時適切に把握されていない結果、法令等違反行為が組織的に又は反復継続して行われるリスク (3)代表取締役等において把握された会社に著しい損害を及ぼすおそれのある法令等違反行為が、対外的に報告又は公表すべきにもかかわらず隠蔽されるリスク ※より詳細な監査項目については、No.1808「法令等遵守体制のチェックリスト」、No.1811「反社会的勢力との関係遮断体制のチェックリスト」を参照			
	【損失危険管理体制の重大なリスク】 (1)損失の危険の適正な管理に必要な諸要因の事前の識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがあった結果、会社に著しい損害が生じるリスク (2)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動が正当な理由なく継続されるリスク (3)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事故その他の事象が現に発生した場合に、適切な対応体制が構築・運用されていない結果、損害が拡大しあるいは事業が継続できなくなるリスク ※より詳細な監査項目については、No.1815「損失危険管理体制のチェックリスト」を参照			
	【情報保存管理体制の重大なリスク】 (1)重要な契約書、議事録、法定帳票等、適正な業務執行を確保するために必要な文書その他の情報が適切に作成、保存又は管理されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスク (2)重要な営業秘密、ノウハウ、機密情報や、個人情報ほか法令上保存・管理が要請される情報などが漏えいする結果、会社に著しい損害が生			

監査項目	チェック内容	結果(OK:○, NG:×, やや問題:△, 該当無:NA)		参考法令等
		記号	コメント	
	じるリスク (3)開示される重要な企業情報について、虚偽又は重大な欠落があるリスク ※より詳細な監査項目については、No.1817「情報保存管理体制のチェックリスト」、No.1818「重要書類等のチェックリスト」、No.1819「情報セキュリティのチェックリスト」、No.1820「適時開示体制のチェックリスト」を参照 【効率性確保体制の重大なリスク】 (1)経営戦略の策定、経営資源の配分、組織の構築、業績管理体制の構築・運用等が適正に行われない結果、過度の非効率性が生じ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク (2)過度の効率性追求により会社の健全性が損なわれ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク (3)代表取締役等が行う重要な業務の決定において、決定の前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りが生じ、その結果、会社に著しい損害が生じる決定が行われるリスク ※より詳細な監査項目については、No.1821「効率性確保体制のチェックリスト」を参照 【企業集団内部統制の重大なリスク】 (1)重要な子会社において法令等遵守体制、損失危険管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制に不備がある結果、会社に著しい損害が生じるリスク (2)重要な子会社における内部統制システムの構築・運用の状況が会社において適時適切に把握されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスク (3)子会社を利用して又は親会社及び株式会社の経営を支配している者から不当な圧力を受けて不適正な行為が行われ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク ※より詳細な監査項目については、No.1823「企業集団内部統制のチェックリスト」を参照 【財務報告内部統制の重大なリスク】 (1)代表取締役及び財務担当取締役が主導又は関与して不適正な財務報告が行われるリスク (2)会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす財務情報が代表取締役及び財務担当取締役において適時かつ適切に把握されていない結果、不適正な財務報告が組織的に又は反復継続して行われるリスク (3)会計監査人が関与又は看過して不適正な財務報告が行われるリスク ※より詳細な監査項目については、No.1814「財務報告内部統制のチェックリスト」を参照 5. 監査役は、監査役監査の実効性確保体制について監査し、適切な措置を講じているか ※より詳細な監査項目については、No.1804「監査環境の整備に関するチェックリスト」を参照 6. 監査役は、代表取締役等又は取締役に対して、内部統制システムの構築・運用の状況や不備に関する監査役の所見、判断の根拠について説明のうえ、改善対応などについて助言・勧告しているか ※監査役の助言・勧告等にもかかわらず、代表取締役等又は取締役が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、各体制の構築・運用の状況に重大な欠陥があると認められる場合は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告にてその旨を指摘する			
IV. 内部統制システムに関する事業報告記載事項の監査				
	1. 内部統制決議の内容及び運用の概要が、事業報告において正確かつ適切に記載されているか 2. 次のような場合、当該事業年度における内部統制システムの構築・運用状況が事業報告に適切に記載されているか (1)重大な企業不祥事が生じ、再発防止策のあり方を含め内部統制システムについて改善が求められている場合 (2)(1)の場合のほか、事業の経過及び成果、対処すべき課題等の会社の現況に関する重要な事項として記載することが相当であると認められる場合 ※内部統制システムの構築・運用状況の概要に関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認める場合は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告にてその旨を指摘する			

上場:有価証券上場規程(東証)

V. 講 評 内部統制システムは適正に構築・運用されており、適正と判断する。

以上

監査役の期中監査結果の整理表【サンプル】

(監査役監査実施要領第9章第4項、第10章第2項関連)

監査報告のひな型	監査実務・監査活動	監査調書番号
監 査 報 告 書 (1) 当監査役会は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの第〇〇期事業年度の取締役の職務の執行に関して(会社法 381 条 1 項、390 条 2 項)、 (2) 各監査役が作成した監査報告書に基づき(会社法 381 条 1 項、施規 130 条 1 項)、審議の上(施規 130 条 3 項、計規 128 条 3 項)、本監査報告書を作成し(会社法 390 条 2 項 1 号)、以下のとおり報告いたします。	(1) 監査役会→年間〇回開催。A 監査役〇回出席、B 監査役〇回出席、C 監査役〇回出席。 (2) 〇〇月〇〇日監査報告書作成のための監査役会→各監査役から監査報告、審議。	
1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容 (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め(会社法 390 条 2 項 3 号)、 (2) 各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか(会社法 390 条 4 項)、 (3) 取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました(会社法 381 条 2 項)。 (4) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、	(1) 〇〇月〇〇日監査役会→監査方針、監査計画、各監査役の業務分担を決定。 (2) 監査役会→年間〇回開催。各回ともすべての監査役から監査実施状況報告。 (3) 監査役会→年間〇回開催。取締役ヒアリング年間〇回(〇〇月〇〇日)、会計監査人ヒアリング年間〇回(〇〇月〇〇日)。 (4) 〇〇月〇〇日監査役会→当社監査役監査基準	

C - 5 監査役の期中監査結果の整理表

監査報告のひな型	監査実務・監査活動	監査調書番号
監査の方針、職務の分担等に従い（会社法 390 条 2 項 3 号）、 (5) 取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに(施規 105 条 2 項 1 号)、以下の方法で監査を実施しました。 (6) 取締役会その他重要な会議に出席し（会社法 383 条 1 項）、 (7) 取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め（会社法 381 条 2 項）、 (8) 重要な決裁書類等を閲覧し（会社法 381 条 2 項）、 (9) 本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました（会社法 381 条 2 項）。 (10) また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り（施規 105 条 2 項 2 号、4 項）、	を採択。〇〇月〇〇日監査役会→監査方針、監査計画、各監査役の業務分担を決定。 (5) 内部監査部門とのミーティング年〇回、「監査役への報告に関する事項」として定められた事項に関する情報の収集・分析など。 (6) 取締役会→年〇回開催（A 常勤監査役全出席、B 監査役〇回出席、C 監査役〇回出席） その他重要会議→経営会議年〇回（A 監査役〇回出席） (7) 取締役面談→全取締役年〇回面談。 執行役員面談→全執行役員年〇回面談。 (8) 稟議書、社長決裁書類、重要契約書、無償の利益供与関係資料等の閲覧 (9) 実地調査→本社各部門年〇回、〇支店年〇回。 (10) グループ会社監査役連絡会年〇回。子会社監査役から監査実施状況報告年〇回受領。	

C - 5 監査役の期中監査結果の整理表

監査報告のひな型	監査実務・監査活動	監査調書番号
(11) 必要に応じて子会社から事業の報告を受けました（会社法 381 条 3 項）。 [(10) (11) は、子会社がある場合]。	(11) 子会社往査→○社中○社実施。	
(12) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました（会社法 362 条 4 項 6 号、施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 5 号、118 条 2 号）。 [内部統制決議がある場合]	(12) ○○月○○日内部統制システムに係る取締役会決議。全監査役出席。法務担当取締役・部長ヒアリング年○回、内部監査部門から月次監査報告聴取、コンプライアンス委員会陪席年○回。	
(13) 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び第 3 号ロの各取組み（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 6 号）、 [会社を支配する者に関する方針の記載がある場合]	(13) ○○月○○日買収防衛策に関する基本方針の取締役会決議。○○月○○日監査役会→当該決議付議内容について審議、監査役会意見書を代表取締役提出。	

C - 5 監査役の期中監査結果の整理表

監査報告のひな型	監査実務・監査活動	監査調書番号
(14) 並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由(施規130条2項2号、129条1項6号)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。 [親子間取引について注記表記載がある子会社の場合] (15) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました(会社法397条2項)。 (16) また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました(計規131条、計規128条2項2号、127条4号)。 (17) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照	(14) 該当の親子間取引についての監査役監査実施要領第8章第7項Ⅵの監査実施、注記表記載、事業報告又はその附属明細書の記載の確認、該当取引に関する〇〇月〇〇日の取締役会における留意事項並びに判断及び理由に関する審議確認。 (15) 会計監査人との会合・報告受領年〇回。 往査立会い年〇回。 (16) 〇〇月〇〇日会計監査人より「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項の通知」を受領、説明聴取。 (17) 〇〇月〇〇日事業報告及びその附属明細書受領、説明聴取。	

C - 5 監査役の期中監査結果の整理表

監査報告のひな型	監査実務・監査活動	監査調書番号
表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました（会社法 436 条 2 項 1 号、444 条 4 項・7 項、計規 128 条 2 項、127 条 2 号から 5 号）。	〇〇月〇〇日監査役会 →事業報告及びその附属明細書について審議。 〇〇月〇〇日計算書類及びその附属明細書、連結計算書類受領、取締役より説明聴取。 〇〇月〇〇日会計監査人より会計監査報告受領、説明聴取。 〇〇月〇〇日監査役会 →計算関係書類について審議。	
2. 監査の結果 (1) 事業報告等の監査結果 ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 2 号）。 ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 3 号）。 [③、④、⑤は該当する場合のみ] ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 5 号）。	① 事業報告について、指摘すべき事項はなかった。 ② 当該事実は発見できなかった。 ③ 相当性の根拠 構築・運用状況の監査の結果、重大な不備は認められなかった。 内部統制システムに係る基本方針の記載（内部統制システム上の重要課題が認められる場合の、会社が対処すべき課題等への記載も含めて）	

C - 5 監査役の期中監査結果の整理表

監査報告のひな型	監査実務・監査活動	監査調書番号
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 6 号）。 ⑤ 事業報告（又は事業報告の附属明細書）に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 6 号）。 （2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます（会社法 436 条 2 項 1 号、	に関し指摘すべき事項はなかった。 ④ 特に指摘すべき事項はなかった。 ⑤ 親会社等との間の取引がある場合に、1 の(12)の方法による監査の結果、指摘すべき事項はなかった。 （2）（3）会計監査人監査の相当性判断→その根拠＝監査計画聴取、監査実施状況の立会いなし同行、独立し	

C - 5 監査役の期中監査結果の整理表

監査報告のひな型	監査実務・監査活動	監査調書番号
計規 128 条 2 項 2 号、127 条 2 号)。 (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます(会社法 444 条 4 項、計規 128 条 2 項 2 号、127 条 2 号)。	た監査が行われたと評価。	
3. 監査役〇〇〇〇の意見(施規 130 条 2 項、計規 128 条 2 項) 4. 後発事象(重要な後発事象がある場合)(計規 128 条 2 項 2 号、127 条 3 号)		
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 (施規 130 条 2 項 3 号、計規 128 条 2 項 3 号) 〇〇〇〇株式会社 監査役会 常勤監査役〇〇〇〇印 常勤監査役(社外監査役) 〇〇〇〇印 社外監査役〇〇〇〇印 (自 署)		

監 査 報 告 書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの第〇〇期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社

常勤監査役

〇 〇 〇 〇 印

（自 署）

上記ひな型本文の注記については、電子図書館の「基準・規則・ひな型」→「監査報告のひな型について」→「Ⅰ株主に対して提供される監査報告書 1. 機関設計が「取締役会＋監査役会＋会計監査人」の会社の場合」を参照されたい。

監 査 報 告 書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの第〇〇期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示

しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社

社外監査役

〇 〇 〇 〇 印

（自 署）

上記ひな型本文の注記については、電子図書館の「基準・規則・ひな型」→「監査報告のひな型について」→「I 株主に対して提供される監査報告書 1. 機関設計が「取締役会＋監査役会＋会計監査人」の会社の場合」を参照されたい。

監 査 報 告 書

当監査役会は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの第〇〇期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査役〇〇〇〇の意見（異なる監査意見がある場合）

4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社 監査役会

常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印

常勤監査役（社外監査役） ○ ○ ○ ○ 印

社外監査役 ○ ○ ○ ○ 印

（自 署）

上記ひな型本文の注記については、電子図書館の「基準・規則・ひな型」→「監査報告のひな型について」→「Ⅰ株主に対して提供される監査報告書 1. 機関設計が「取締役会＋監査役会＋会計監査人」の会社の場合」を参照されたい。

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの第〇〇期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査等委員〇〇〇〇の意見（異なる監査意見がある場合）

4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社 監査等委員会

監査等委員 〇〇〇〇 印

監査等委員 〇〇〇〇 印

監査等委員 〇〇〇〇 印

（自 署）

（注） 監査等委員〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

上記ひな型本文の注記については、電子図書館の「基準・規則・ひな型」→「監査等委員会監査報告のひな型」を参照されたい。

監 査 報 告 書

当監査委員会は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの第〇〇期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第 416 条第 1 項第 1 号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査委員〇〇〇〇の意見（異なる監査意見がある場合）

4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社 監査委員会

監査委員 〇〇〇〇 印

監査委員 〇〇〇〇 印

監査委員 〇〇〇〇 印

（自 署）

（注） 監査委員〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、会社法第 2 条第 15 号及び第 400 条第 3 項に規定する社外取締役であります。

上記ひな型本文の注記については、電子図書館の「基準・規則・ひな型」→「監査委員会監査報告のひな型」を参照されたい。

C - 8 常勤・非常勤監査役 監査報告書の内容と根拠法令

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

1. 監査役監査報告書の内容と根拠法令

2015 年 9 月常勤監査役版	2015 年 9 月非常勤監査役版	根拠法令等
監 査 報 告 書	監 査 報 告 書	法 381①、437…監査役の権限、株主への提供
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの第〇〇期事業年度の	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの第〇〇期事業年度の	計規 59②…各事業年度に係る期間
取締役の職務の執行に関して、	取締役の職務の執行に関して、	法 381①…取締役の職務の執行を監査
本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。	本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。	法 437、施規 129、計規 127…監査報告の作成、株主への提供
1. 監査の方法及びその内容	1. 監査の方法及びその内容	施規 129①一、計規 127 一…監査の方法・内容
私は、	私は、	法 381①…すべての監査役による監査報告の作成
監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、	監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、	法 390②三…監査の方針、調査方法その他監査役の職務事項 監査役監査基準…2021 年 12 月 16 日 改正
取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。	取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。	施規 105②一、三、105④…取締役その他使用人等との意思疎通、環境整備
①取締役会その他重要な会議に出席し、	① 取締役会に出席し、	法 383①…取締役会への出席義務等
取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。	取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。	法 381②…取締役その他使用人からの報告聴取及び状況の調査
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。		法 381③、施規 105②④…監査役による子会社からの報告聴取・調査
②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第	②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及	法 362④六、施規 100①③…取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム） 内部統制システムに係る監査

C - 8 常勤・非常勤監査役 監査報告書の内容と根拠法令

100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。	び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。	の実施基準・・・平成 27 年 7 月 23 日 改正
③事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。	事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。	施規 118 三、五・・・会社の支配に関する基本方針、実現のための取組みの内容（いわゆる買収防衛策等）
④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	法 396⑤二、三、399・・・会計監査人の独立性、報酬等の適正性 法 397・・・会計監査人による監査役(会)に対する報告 計規 127 四、131・・・会計監査人の職務の適正性を確保するための体制の確認
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。	以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。	法 436①・・・監査役による事業報告、計算書類等の監査 法 444④・・・監査役による連結計算書類の監査
2. 監査の結果	2. 監査の結果	
(1) 事業報告等の監査結果	(1) 事業報告等の監査結果	施規 129①・・・監査役の監査報告とその内容

C - 8 常勤・非常勤監査役 監査報告書の内容と根拠法令

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	施規 129①二…監査報告の具体内容(事業報告)
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。	② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。	施規 129①三…監査報告の具体内容(取締役の職務執行)
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。	③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。	施規 129①五、118 二…監査報告の具体内容(内部統制の体制整備)
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。	④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。	施規 129①六、118 三…監査報告の具体内容(買収防衛策等に対する意見等)
⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。	⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。	
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果	(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果	計規 127…監査役による計算関係書類監査
会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規 127 二…会計監査人による監査の相当性
(3) 連結計算書類の監査結果	(3) 連結計算書類の監査結果	計規 127…監査役による計算関係書類監査
会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規 127 二…会計監査人による監査の相当性

C - 8 常勤・非常勤監査役 監査報告書の内容と根拠法令

3. 後発事象（重要な後発事象がある場合）	3. 後発事象（重要な後発事象がある場合）	計規 127 三…重要な後発事象
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	施規 129①七、計規 127 六
〇〇〇〇株式会社	〇〇〇〇株式会社	
常勤監査役 〇 〇 〇 〇 印 (自 署)	社外監査役 〇 〇 〇 〇 印 (自 署)	監査役会規則…各監査役が署名・押印、常勤監査役及び社外監査役はその旨を記載

2. 監査役監査報告の法定記載事項と記載状況

法定記載事項(法令)	記載状況
監査役の監査の方法及びその内容(施規 129①一、計規 127 一)	「1. 監査の方法及びその内容」として記載。
事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見(施規 129①二)	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に①として記載。
当該株式会社の取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実(施規 129①三)	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に②として記載。
監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(施規 129①四)	該当事実があった場合のみ記載。
第 118 条第二号に掲げる事項がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由(施規 129①五)	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に③として記載。(内部統制システムに関する取締役会決議の内容)
第 118 条第三号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見(施規 129①六)	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に④として記載。(会社の支配に関する基本方針及び買収防衛策等の内容、それらに対する監査役の意見)
会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由。会計監査人が通知をすべき日までに会計監査報告の内容を通知しない場合は、会計監査報告を受領していない旨(計規 127 二)	「2. 監査の結果(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果」に記載。 「2. 監査の結果(3)連結計算書類の監査結果」に記載。
重要な後発事象(会計監査報告書の内容となっているものを除く)(計規 127 三)	該当事実があった場合のみ記載。
会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項(計規 127 四)	「1. 監査の方法及びその内容」中に記載。
監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(計規 127 五)	該当事実があった場合のみ記載。
監査役会監査報告を作成した日(施規 129①七、計規 127 六)	作成日を記載。

C - 9a 監査役会 監査報告書の内容と根拠法令

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

1. 監査役会監査報告書の内容と根拠法令

2015 年 9 月版 監査役会	根拠法令等
監 査 報 告 書	法 381①、390②一、437…監査役(会)の権限、株主への提供
当監査役会は、	法 326②、390…株主総会以外の機関の設置、監査役会の権限等
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの第〇〇期事業年度の	計規 59②…各事業年度に係る期間
取締役の職務の執行に関して、	法 381①…取締役の職務の執行を監査
各監査役が作成した監査報告書に基づき、	法 381、施規 129、計規 127…監査役の監査報告の内容
審議の上、	施規 130③、計規 128③…監査役会における監査役監査報告の審議(1 回以上)
本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。	法 437、施規 130①②、計規 128①②…監査役会の監査報告の作成・内容、株主への提供
1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容	施規 129①一、130②一、計規 127 一、128②一…監査役、監査役会の監査の方法・内容
(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担 等 を定め、	法 390②三…監査の方針、調査方法その他監査役の職務事項
各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、	法 390④…監査役による監査役会への報告 施規 105④…監査役間の意思疎通・情報交換
取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。	法 381②…取締役その他使用人からの報告聴取及び状況の調査
(2) 各監査役は、	法 381①…すべての監査役による監査報告の作成
監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、	法 390②三…監査の方針、調査方法その他監査役の職務事項 監査役監査基準…2021 年 12 月 16 日 改正
取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。	施規 105②一、三、105④…取締役その他使用人等との意思疎通、環境整備
① 取締役会その他重要な会議に出席し、	法 383①…取締役会への出席義務等
取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、 必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。	法 381②…取締役その他使用人からの報告聴取及び状況の調査 法 381③、施規 105②二、105④…監査役による子会社からの報告聴取・調査
②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に	法 362④六、施規 100①③…取締役の職務執行を確保するための体制(内部統制システム) 内部統制システムに係る監査の実施基準…2021 年 12 月 16 日 改正

C - 9a 監査役会 監査報告書の内容と根拠法令

に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。	
③事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。	施規 118 三、五・・・会社の支配に関する基本方針、実現のための取組みの内容（いわゆる買収防衛策等）
④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、	法 396⑤二、三、399・・・会計監査人の独立性、報酬等の適正性
会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。	法 397・・・会計監査人による監査役(会)に対する報告
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	計規 127 四、131・・・会計監査人の職務の適正性を確保するための体制の確認
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。	法 436①・・・監査役による計算書類等の監査 法 444④・・・監査役による連結計算書類の監査
2. 監査の結果	
(1) 事業報告等の監査結果	施規 129①、130②・・・監査役(会)の監査報告とその内容
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	施規 129①二、130②二・・・監査報告の具体内容(事業報告)
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。	施規 129①三、130②二・・・監査報告の具体内容(取締役の職務執行)
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。	施規 129①五、118 二、130②二・・・監査報告の具体内容(内部統制の体制整備)
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条	施規 129①六、118 三、130②二・・・監査報告の具体内容(買収防衛策等に対する意見)

C - 9a 監査役会 監査報告書の内容と根拠法令

第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。	
⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。	
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果	計規 127、128①・・・監査役(会)による計算関係書類監査
会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規 127 二、128②二・・・会計監査人による監査の相当性
(3) 連結計算書類の監査結果	計規 127、128①・・・監査役(会)による計算関係書類監査
会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規 127 二、128②二・・・会計監査人による監査の相当性
3. 監査役〇〇〇〇の意見（異なる監査意見がある場合）	施規 130②、計規 128②・・・監査役の異なる意見の付記
4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）	計規 127 三・・・重要な後発事象
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	施規 130②三、132①、計規 128②三、132①
〇〇〇〇株式会社 監査役会	
常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印	監査役会規則・・・各監査役が署名・押印、常勤監査役及び社外監査役はその旨を記載
常勤監査役（社外監査役） ○ ○ ○ ○ 印	
社外監査役 ○ ○ ○ ○ 印	
（自 署）	

2. 監査役会監査報告の法定記載事項と記載状況

法定記載事項(法令)	記載状況
監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容(施規 130②一、計規 128②一)	「1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容」として記載。
事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見(施規 129①二、130②二)	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に一として記載。
当該株式会社の取締役の職務の執行に關し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実(施規 129①三、130②二)	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に二として記載。
監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(施規 129①四、130②二)	該当事実があった場合のみ記載。
第 118 条第二号に掲げる事項がある場合において、	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に三と

C - 9a 監査役会 監査報告書の内容と根拠法令

当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由(施規 129①五、130②二)	して記載。(内部統制システムに関する取締役会決議の内容)
第 118 条第三号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見(施規 129①六、130②二)	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に四として記載。(会社の支配に関する基本方針及び買収防衛策等の内容、それらに対する監査役の意見)
会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由。会計監査人が通知をすべき日までに会計監査報告の内容を通知しない場合は、会計監査報告を受領していない旨(計規 127 二、128②二)	「2. 監査の結果(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果」に記載。 「2. 監査の結果(3)連結計算書類の監査結果」に記載。
重要な後発事象(会計監査報告書の内容となっているものを除く)(計規 127 三、128②二)	該当事実があった場合のみ記載。
会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項(計規 127 四、128 ②二)	「1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容」中に記載。
監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(計規 127 五、128②二)	該当事実がなかったため、記載せず。
監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる(施規 130②、計規 128②)	監査役会監査報告と異なる監査役の意見があった場合のみ記載。
監査役会監査報告を作成した日(施規 130②三、計規 128②三)	作成日を記載。

C - 9b 監査等委員会 監査報告書の内容と根拠法令

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

1. 監査等委員会監査報告書の内容と根拠法令

2015 年 11 月版 監査等委員会	根拠法令等
監 査 報 告 書	法 399 の 2③、437…監査等委員会の職務、株主への提供
当監査等委員会は、	法 326②、399 の 2…株主総会以外の機関の設置、監査等委員会の権限等
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの第〇〇期事業年度における	計規 59②…各事業年度に係る期間
取締役の職務の執行について監査いたしました。	法 399 の 2③一…取締役等の職務の執行を監査
その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。	法 437、施規 130 の 2①②、計規 128 の 2①②…監査等委員会の監査報告の作成・内容、株主への提供
1. 監査の方法及びその内容	施規 130 の 2①一、計規 128 の 2①一…監査等委員会の監査の方法・内容
監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました	法 399 の 13①一ロ・ホ、施規 110 の 4…内部統制システム の体制整備 内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準 …2021 年 12 月 16 日改正
① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、	法 399 の 3①②…監査等委員会による担当監査等委員の選定 監査等委員会監査等基準…2021 年 12 月 16 日改正
会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。	法 399 の 3①…取締役等その他使用人からの報告聴取及び状況の調査
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。	法 399 の 3②…子会社からの事業報告聴取及び状況の調査(調査権の行使ではなく、通常の監査活動として記載)
② 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。	施規 118 三イ、118 五イ・ロ…会社の支配に関する基本方針、実現のために取組みの内容(いわゆる買収防衛策等)
③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、	法 396⑤二、三、399①③…会計監査人の独立性、報酬等の適正性
会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。	法 397①②④…会計監査人による監査委員会に対する報告

C - 9b 監査等委員会 監査報告書の内容と根拠法令

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	計規127四、128の2①二、131…会計監査人の職務の適正性を確保するための体制の確認
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。	法436②…監査等委員会による計算書類等の監査 法444④…監査等委員会による連結計算書類の監査
2. 監査の結果	
(1) 事業報告等の監査結果	施規130の2①、129①二～六…監査等委員会監査報告とその内容
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	施規129①二、130の2①二…監査報告の具体内容(事業報告)
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。	施規129①三、130の2①二…監査報告の具体内容(取締役の職務執行)
③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。	施規129①五、118二、130の2①二…監査報告の具体内容(内部統制の体制整備)
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。	施規129①六、118三、130の2①二…監査報告の具体内容(買収防衛策等に対する意見)
⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。	施規118五、129①六、130の2①二
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果	計規128の2、127二…監査等委員会による計算関係書類監査
会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規127二、128の2①二…会計監査人による監査の相当性
(3) 連結計算書類の監査結果	計規128の2、127二…監査等委員会による計算関係書類監査

C - 9b 監査等委員会 監査報告書の内容と根拠法令

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規 127 二、128 の 2①二…会計監査人による監査の相当性
3. 監査等委員〇〇〇〇の意見（異なる監査意見がある場合）	施規 130 の 2①、計規 128 の 2①…監査委員の異なる意見の付記
4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）	計規 127 三、128 の 2①二…重要な後発事象
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	施規 130 の 2①三、132①、計規 128 の 2①三、132 ①
〇〇〇〇株式会社 監査等委員会	
監査等委員 〇〇〇〇 印 監査等委員 〇〇〇〇 印 監査等委員 〇〇〇〇 印 (自 署)	
(注) 監査等委員〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。	

2. 監査等委員会監査報告の法定記載事項と記載状況

法定記載事項(法令)	記載状況
監査等委員会の監査の方法及びその内容(施規 130 の 2①一、計規 128 の 2①一)	「1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容」として記載。
事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見(施規 129①二、130 の 2①二)	「2. 監査の結果(1) 事業報告等の監査結果」に①として記載。
当該株式会社の取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実(施規 129①三、130 の 2①二)	「2. 監査の結果(1) 事業報告等の監査結果」に②として記載。
監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(施規 129①四、130 の 2①二)	該当事実があった場合のみ記載。
第 118 条第二号に掲げる事項がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由(施規 129①五、130 の 2①二)	「2. 監査の結果(1) 事業報告等の監査結果」に③として記載。（内部統制システムに関する取締役会決議の内容）
第 118 条第三号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見(施規 129①六、130 の 2①二)	「2. 監査の結果(1) 事業報告等の監査結果」に④として記載。（会社の支配に関する基本方針及び買収防衛策等の内容、それらに対する監査委員会の意見）
会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由。会計監査人が通知をすべき日までに会計監査報告の内容を通知しない場合は、会計監査報告を受領していない旨(計規 127 二、128 の 2①二)	「2. 監査の結果(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果」に記載。 「2. 監査の結果(3) 連結計算書類の監査結果」に記載。
重要な後発事象(会計監査報告書の内容となっているものを除く)(計規 127 三、128 の 2①二)	該当事実があった場合のみ記載。
会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを	「1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容」中

C - 9b 監査等委員会 監査報告書の内容と根拠法令

確保するための体制に関する事項(計規 127 四、128 の2①二)	に記載。
監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(計規 127 五、128 の2①二)	該当事実がなかったため、記載せず。
監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる(施規 130 の2①、計規 128 の2①)	監査等委員会監査報告と異なる監査等委員の意見があった場合のみ記載。
監査役会監査報告を作成した日(施規 130 の2①三、計規 128 の2①三)	作成日を記載。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

1. 監査委員会監査報告書の内容と根拠法令

2015 年 11 月版 監査委員会	根拠法令等
監 査 報 告 書	法 404②、437…監査委員会の職務、株主への提供
当監査委員会は、	法 326②、404…株主総会以外の機関の設置、監査委員会の権限等
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの第〇〇期事業年度における	計規 59②…各事業年度に係る期間
取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。	法 404②一…執行役等の職務の執行を監査
その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。	法 437、施規 131①②、計規 129①②…監査委員会の監査報告の作成・内容、株主への提供
1. 監査の方法及びその内容	施規 131①一、計規 129①一…監査委員会の監査の方法・内容
監査委員会は、会社法第 416 条第 1 項第 1 号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。	法 416①ロ・ホ、施規 112…内部統制システムの体制整備
① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、	法 405①②…監査委員会による担当監査委員の選定 監査委員会監査基準…2021 年 12 月 16 日 改正
会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。	法 405①…執行役等その他使用人からの報告聴取及び状況の調査
また、子会社については、子会社の取締役、執行役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。	法 405②…子会社からの事業報告聴取及び状況の調査（調査権の行使ではなく、通常の監査活動として記載）
②事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。	内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準…2021 年 12 月 16 日 改正
② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、	法 396⑤二、三、399…会計監査人の独立性、報酬等の適正性
会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。	法 397①②④…会計監査人による監査委員会に対する報告
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条	計規 127 四、129①二、131…会計監査人の職務の適正性を確保するための体制の確認

C - 9c 監査委員会 監査報告書の内容と根拠法令

各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。	法436②・・・監査委員会による計算書類等の監査 法444④・・・監査委員会による連結計算書類の監査
2. 監査の結果	
(1) 事業報告等の監査結果	施規131①、129①二～六・・・監査委員会監査報告とその内容
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	施規129①二、131①二・・・監査報告の具体内容(事業報告)
③ 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。	施規129①三、131①二・・・監査報告の具体内容(取締役・執行役の職務執行)
④ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。	施規129①五、118 二、131①二・・・監査報告の具体内容(内部統制の体制整備)
⑤ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。	施規129①六、118 三、131①二・・・監査報告の具体内容(買収防衛策等に対する意見)
⑥ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。	
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果	計規129、127 二・・・監査委員会による計算関係書類監査
会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規127 二、129①二・・・会計監査人による監査の相当性
(3) 連結計算書類の監査結果	計規129、127 二・・・監査委員会による計算関係書類監査
会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規127 二、129①二・・・会計監査人による監査の相当性
3. 監査委員〇〇〇〇の意見(異なる監査意見がある)	施規131①、計規129①・・・監査委員の異なる意見

C - 9c 監査委員会 監査報告書の内容と根拠法令

場合)	の付記
4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）	計規 127 三、129①二…重要な後発事象
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	施規 131①三、132①、計規 129①三、132①
〇〇〇〇株式会社 監査委員会	
監査委員 〇〇〇〇 印 監査委員 〇〇〇〇 印 監査委員 〇〇〇〇 印 (自 署) (注) 監査委員〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、会社法第 2条第 15 号及び第 400 条第 3 項に規定する社外取締 役であります。	

2. 監査委員会監査報告の法定記載事項と記載状況

法定記載事項(法令)	記載状況
監査委員会の監査の方法及びその内容(施規 131①一、計規 129①一)	「1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容」として記載。
事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見(施規 129①二、131①二)	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に一として記載。
当該株式会社の取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実(施規 129①三、131①二)	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に二として記載。
監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(施規 129①四、131①二)	該当事実があった場合のみ記載。
第 118 条第二号に掲げる事項がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由(施規 129①五、131①二)	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に三として記載。(内部統制システムに関する取締役会決議の内容)
第 118 条第三号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見(施規 129①六、131①二)	「2. 監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に四として記載。(会社の支配に関する基本方針及び買収防衛策等の内容、それらに対する監査委員会の意見)
会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由。会計監査人が通知をすべき日までに会計監査報告の内容を通知しない場合は、会計監査報告を受領していない旨(計規 127 二、129①二)	「2. 監査の結果(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果」に記載。 「2. 監査の結果(3)連結計算書類の監査結果」に記載。
重要な後発事象(会計監査報告書の内容となっているものを除く)(計規 127 三、129①二)	該当事実があった場合のみ記載。
会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項(計規 127 四、129①二)	「1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容」中に記載。
監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(計規 127 五、129①二)	該当事実がなかったため、記載せず。
監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査報告の内容と異なる場合に	監査役会監査報告と異なる監査役の意見があった場合のみ記載。

C - 9c 監査委員会 監査報告書の内容と根拠法令

は、当該事項に係る各監査役の監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる(施規 131①、計規 129①)	
監査役会監査報告を作成した日(施規 131①三、計規 129①三)	作成日を記載。

D - 1 株主総会関連チェックリスト

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

作成者:

株主総会関連チェックリスト【サンプル】

監査項目	チェック内容	結果〔OK:○、NG:×、やや問題:△、該当無:NA〕		参考法令等
		記号	コメント	
Ⅰ. 基本事項の確認				
	1. 株主総会は会社の最高意思決定機関であり、その決議等は適法・適正になされるよう万全を期す必要があることを認識しているか			法295
	2. 監査役は、株主総会提出議案及び書類を調査する義務があり、調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならないことを認識しているか			法384
Ⅱ. 株主総会招集手続の確認				
	1. 株主総会関係日程を入手し、次のような事項について、法令・定款に適合していることを確認しているか(別表①)			
	(1)基準日(定款の定め)			法124
	(2)株主提案権の行使期限〔株主総会開催日の8週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前まで〕			法303 法305
	(3)計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の会計監査報告の通知期限 (次に掲げる日のいずれか遅い日まで) ・計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日 ・計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ・特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日			計規130①一
	(4)連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告の通知期限 (次に掲げる日のいずれかまで) ・連結計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日 ・特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定めた日がある場合にあっては、その日			計規130①三
	(5)決算発表 ※遅くとも期末後45日以内の開示が適当(30日以内が望ましい)			上場404
	(6)監査役会監査報告の通知期限 ※以下の1)～3)は、実務上は一体の監査報告として作成されることが多い 1)事業報告及びその附属明細書に係る監査役会監査報告 (次に掲げる日のいずれか遅い日まで) ・事業報告を受領した日から4週間を経過した日 ・事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ・特定取締役及び特定監査役の間で合意した日			施規132
	2)計算書類及びその附属明細書に係る監査役会監査報告 (次に掲げる日のいずれか遅い日まで) ・会計監査人の会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日 ・特定取締役及び特定監査役の間で合意により定めた日があるときは、その日			計規132①一
	3)連結計算書類に係る監査役会監査報告 (次に掲げる日のいずれかまで) ・会計監査人の会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日 ・特定取締役及び特定監査役の間で合意により定めた日がある場合にあっては、その日			計規132①二
	(7)事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類(監査を受けたもの)の取締役会承認(決算取締役会)			法436③ 法444⑤
	(8)株主総会招集通知の発送日(株主総会開催日の2週間前まで)			法299
	2. 株主総会関係日程は、社内の各部署で共有されているか			法298④
	3. 株主総会の招集にあたり、次のような事項が取締役会で決議されているか			
	(1)株主総会の日時、場所、及び次のような場合は当該理由 1)株主総会の開催日が前事業年度の定時株主総会の開催日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由			法298①一 施規63一
	2)株主総会の開催場所が、過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるときは、その場所を決定した理由 ※定款で定めた場所である場合、又は総会に出席しない株主全員の同意がある場合を除く			施規63二

監査項目	チェック内容	結果(OK:○、NG:×、やや問題:△、該当無:NA)		参考法令等
		記号	コメント	
	(2)株主総会の目的である事項(議題)があるときは、当該事項			法298①二
	(3)書面等による議決権の行使ができることとするときは、その旨、及び次のような事項(注1) ※議決権を行使できる株主全員に対して委任状による議決権の代理行使の勧誘をしている会社を除き、議決権を行使できる株主の数が1,000人以上の場合は、書面による議決権行使に関する事項を定めなければならない 1)株主総会参考書類の記載事項(別表④参照、ただし一部を除く)			法298①三 法298①四 施規64 法298②
	2)WEB開示に関する事項			施規63三イ 施規63三ホ
	3)書面等による議決権の行使期限			施規63三ロハ
	4)賛否の記載がない場合の取扱いを定めるときの取扱内容			施規63三ニ 施規63三ホ
	5)書面投票・電子投票の双方を採用した場合の取扱方法等 ※3)～5)については、定款に定めがある場合やその決定を取締役に委任した場合は取締役会決議としなくてもよい			
	(4)代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときは、代理権を証明する方法(「委任状」、「職務代行通知書」等)、代理人の数等 ※定款に定めがある場合は、改めて定めなくてもよい			法310 施規63五
	(5)議決権の不統一行使の事前通知の方法を定めるときは、その方法 ※定款に定めがある場合は、改めて定めなくてもよい			法313 施規63六
	3. 取締役がWEB開示の措置をとろうとしている事項について問題がないか(WEB開示ではなく直接に株主に書面等で提供した方が良いか)検討し、必要があると認めたときは異議を述べているか			施規94①五 施規133③二
	4. WEB開示を行う場合、現に株主に対して提供される事業報告又は計算書類若しくは連結計算書類が、監査報告を作成するに際して監査したものの一部であることを株主に対して通知すべきと認めた場合、これを取締役に請求しているか			施規133⑤ 計規133⑥ 計規134⑥
	5. 株主総会招集通知の発送に際し、次のような添付書類が株主に送付されているか (1)決算取締役会(上記1. 一(7))の承認を受けた事業報告 (2)決算取締役会(上記1. 一(7))の承認を受けた連結計算書類及び計算書類			法437 法444⑥
	(3)連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告及び計算書類に係る会計監査人の会計監査報告 ※連結計算書類に係る監査報告の添付は任意			法437
	(4)監査役会監査報告			法437
	(5)株主総会参考書類及び議決権行使書面			法301
	6. 辞任した監査役がいる場合、株主総会の招集について通知され、意見の有無等が確認されているか			法345
III. 株主総会提出議案及び書類の調査				
	1. 株主総会に提出される議案が、会社法・定款で定められた事項であることを確認しているか			法295②
	2. 連結計算書類、計算書類、事業報告は、適正な手続を経て株主総会に提供されているか ※連結計算書類、計算書類は、会計監査人及び監査役の監査終了後、取締役会で承認を受けたもの ※事業報告は、監査役の監査終了後、取締役会で承認を受けたもの			法436②③ 法437 法438 法444③④⑤ 法444⑦
	3. 株主総会に提出する議案について調査し、その定足数・決議要件等を確認しているか(別表②) ※剰余金の配当については、分配可能額の範囲内であることを確認する(別表③)			法461
	4. 株主総会の招集に際して株主に提供される書類を調査し、次のような事項を確認しているか (1)株主総会招集通知の発送日は、株主総会の2週間前までとなっているか (2)株主総会招集通知には、宛名、招集者、標題が適切に記載されているか (3)株主総会招集通知(又は株主総会参考書類、又は議決権行使書面)には、株主総会の招集にあたり、取締役会で決議した事項(上記、監査項目Ⅱ-3.を参照)が適切に記載されているか (4)株主総会参考書類には、次の事項及び議案の詳細が適切に記載されているか(別表④) ※他の書面等により提供している事項については、記載を要しない 1)議案 2)提案の理由 3)議案について監査役が調査した結果、株主総会に報告すべき事項			法299 法299④ 施規66③④ 施規73④ 法301 施規73③ 施規73①一 施規73①二 施規73①三

監査項目	チェック内容	結果(OK:○、NG:×、やや問題:△、該当無:NA)		参考法令等
		記号	コメント	
	がある場合、その調査結果の概要 (5) 議決権行使書面には、次のような事項が適切に記載されているか 1) 各議案についての賛否を記載する欄(棄権の欄を設けるときは、棄権の欄を含む) 2) 賛否の記載がない場合の取扱いを定めるときの取扱内容 3) 重複して議決権を異なる内容で行使した場合の取扱いを定めるときの取扱内容 4) 議決権の行使の期限 ※上記2)～4)について招集通知の内容としたときは、議決権行使書面への記載を要しない 5) 議決権を行使すべき株主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数			法301 施規66① 施規66①一 施規66①二 施規66①三 施規66①四 施規66④ 施規66①五
Ⅳ. 株主総会前の法定備置書類の確認				
	1. 次の書類が、株主総会の2週間前の日から、本店に5年間、その写しが支店に3年間、適正に備置されているか ※これらの書類が電磁的に作成され、支店において、閲覧又は電磁的情報若しくは書面での交付の請求に応じることが可能な場合は、支店での備置を要しない (1) 事業報告及びその附属明細書 (2) 事業年度に係る計算書類(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表)及びその附属明細書 (3) 上記(2)に係る会計監査人の会計監査報告 (4) 上記(1)(2)に係る各監査役の監査報告、監査役会監査報告 2. 1. の書類に加え、その他の法定備置書類が、閲覧・謄写の請求をすることができる者(株主・債権者・親会社株主等)の区分やその条件等に応じ、適正に備置されているか ※詳細は、No.1818「重要書類等のチェックリスト」別表②を参照			法442① 法442②
Ⅴ. 株主総会の開催に向けた準備				
	1. 株主提案や事前質問事項の有無について確認しているか 2. 1. の提案等があった場合、その対応状況について確認しているか 3. 株主総会における監査役の報告・意見陳述について、次のような事項の有無を確認し、必要に応じてその対応を検討しているか (1) 株主総会提出議案・書類等について調査した結果、法令・定款違反や著しく不当な事項があると認めるときの報告 (2) 監査役の選任・解任・辞任に関する意見陳述 (3) 監査役の報酬等に関する意見陳述 (4) 会計監査人を解任した場合、その旨及び解任の理由の報告 4. 株主総会における監査役の口頭報告案を作成しているか ※3. の報告・意見陳述があるときを除き、監査役の口頭報告は任意であるが、通常は口頭報告の内容と報告者について、あらかじめ監査役会で決定する 5. 監査役用の想定問答(Q&A)を作成し、その内容を確認しているか ※監査役の説明は、原則として監査報告の内容を補足する程度でよい ※取締役用の想定問答についても、その内容を確認しておく 6. 株主総会の開催要領や会場の設営等の準備状況について確認し、リハールに出席し、必要に応じて意見を述べているか ※災害等非常時における運営要領も確認しておく 7. 株主総会への持込み資料を準備しているか ※持込み資料(例) ・総会運営要領、注意事項、議事シナリオ ・監査役口頭報告の原稿 ・監査役用の想定問答、取締役用の想定問答(必要な部分の抜粋)、その他説明用の資料 ・招集通知(当期、前期)、附属明細書、決算短信、四半期報告書、その他開示資料 ・定款、株式取扱規則、監査役小六法、その他参考資料 ・No.1832「監査報告書のチェックリスト」			法303 施規71 法384 法345①④ 法387③ 法340③
Ⅵ. 株主総会議事録				
	1. 株主総会議事録の記載内容について、次の事項を確認しているか (1) 開催日時、場所 (2) 議事の経過の要領及びその結果 (3) 法定の事項(監査役等の選解任・辞任・報酬等に関する事項、株主総会提出議案等の調査結果等)に係る意見又は発言の内容の概要 (4) 出席した取締役、監査役、会計監査人の氏名又は名称			法318① 施規72③一 施規72③二 施規72③三 施規72③四

監査項目	チェック内容	結果(OK:○、NG:×、やや問題:△、該当無:NA)		参考法令等
		記号	コメント	
	(5)議長の氏名			法規72③五
	(6)議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名			法規72③六
VII. 株主総会事後の処理				
	1. 総会決議事項に関する処理について、次の事項を確認しているか			
	(1)株主に対する決議事項の通知			
	(2)配当決議をした場合、剰余金の配当の支払			
	(3)定款の変更を決議した場合、変更後の定款作成・保管、関連する規程類の見直し			
	(4)役員報酬、賞与の総枠を決議した場合、個人別の額の確定			
	(5)役員退職慰労金の支給の決議をした場合、その額の確定と支給			
	(6)利益準備金、任意積立金等への繰り入れを決議した場合、その繰り入れ処理			
	(7)前期の役員賞与の支給決議をした場合、前期末の賞与引当金の精算処理			
	2. 総会決議により登記事項に変更が生じた場合、2週間以内に登記変更がなされ、内容を確認しているか			法911③ 法915① 金商法25
	3. 有価証券報告書、内部統制報告書等の提出(EDINET)について確認しているか			
	4. 法人税等確定申告書の提出について確認しているか			
	5. 証券取引所あてのコーポレート・ガバナンス報告書の内容の改訂、独立役員の変更の届出等について確認しているか			
	6. 株主総会の日から3ヶ月以内に決議取消しの訴えがなかったことを確認しているか			法831①
VIII. 株主総会後の監査役会				
	1. 株主総会終了後の監査役会において、次のような事項が議題とされているか			
	(1)決議(審議)事項			
	1)監査役会議長(招集者)の選定			法390②二
	2)常勤監査役の選定及び解職 ※議事終了後、常勤監査役選定書を作成する			
	3)特定監査役の選定、特別取締役会出席監査役(該当ある場合)の互選 ※議事終了後、各々の選定書を作成する			
	(2)協議事項			
	1)監査役報酬額、退任監査役の退職慰労金贈呈額について、該当事項がある場合は各区分に応じた協議 ※協議成立後、各報酬区分に応じた協議書を作成する			法387②
IX. 株主総会後の法定備置書類の確認				
	1. 株主総会后、次の書類の備置は適正になされているか			
	(1)株主総会議事録			法318②③
	(2)代理権を証明する書面(委任状等)			法310⑥
	(3)議決権行使書面			法311③
	2. 1. の備置書類のほか、株主総会において改定又は更新、追加されているものについて、改定版の備置が適正になされているか			
	(例)定款、株式取扱規則、株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、事業報告・附属明細書、計算書類・附属明細書、監査役監査報告、監査役会監査報告、会計監査人の会計監査報告、取締役会議事録、監査役会議事録、会計帳簿・資料、社債原簿、有価証券報告書等			
	3. 法定備置書類の備置期間、備置場所、閲覧・謄写・交付の区分等は、法令に従って正しく認識され、適正に管理されているか ※No.1818「重要書類等のチェックリスト」別表②を参照			法394 法435 法442

上場:有価証券上場規程(東証)

D-2 期末監査・株主総会関係 日程確認表

期末監査・株主総会関係 日程確認表【サンプル】

作成者:

法定期限	時期	主体	主要事項	月/日	確認	参考法令等
4週間 経過日 まで 1週間 経過日 まで 8週間 前まで 3ヶ月 以内 2週間 前まで	2～4月	監査役	期末監査(期中監査のまとめ、期末監査事項の調査・検討、会計監査立会、ほか)		☐	法381
		監査役	会計監査人の評価、再任の適否の検討、決定		☐	
	3月31日	会社	事業年度末日、基準日(定款)		☐	法124③
	4月下旬	会社	取締役から事業報告等・計算書類等の受領		☐	法435②
	5月上旬		①事業報告・附属明細書 → 特定監査役		☐	法436②
			②計算関係書類 → 会計監査人・特定監査役		☐	
			③内部統制報告書のドラフト → 監査人・監査役		☐	
		監査役	上記①～③の書類に関する説明を受け、内容を検討		☐	
	5月上旬～中旬	株主	株主提案権の行使期限		☐	法303
		監査役	株主提案権行使の有無、その内容の確認		☐	法305
	5月上旬～中旬	会計監査人	会計監査報告の通知、報告等		☐	
			①会計監査報告の内容 → 特定監査役・特定取締役		☐	計規130①一
			②会計監査人の職務の遂行に関する事項 → 特定監査役		☐	計規130①三
			③財務報告に係る内部統制の監査の状況		☐	計規131
			④監査の過程で発見した不正・誤謬・違法行為・内部統制の開示すべき重要な不備等		☐	法397
			⑤その他(会計監査人による監査の実施状況等)		☐	
		監査役	上記①～⑤に関する説明を受け、内容を検討		☐	
		監査役	監査役監査の実施状況等の説明 → 会計監査人		☐	
		監査役	決算短信(案)の入手、検討		☐	
		会社	決算短信発表		☐	上場404
	5月中旬～下旬	監査役	監査役(会)監査報告の作成、その内容の通知		☐	法381①
			①事業報告・附属明細書の監査報告 → 特定取締役		☐	法390②
			②計算関係書類の監査報告 → 特定取締役・会計監査人		☐	施規105
			※実務上、①②は一体の監査報告として作成される		☐	施規130
					☐	施規132
					☐	計規128
					☐	計規132
					☐	法436③
		会社	決算(承認)取締役会		☐	
			①事業報告等、計算関係書類の承認		☐	法298
			②定時株主総会の招集の決定、議題・議案など所要の事項の決定		☐	施規63
			③株主提案に対する取締役会の意思決定		☐	
		監査役	総会の議案や書類(招集通知等)の内容の確認		☐	法384
		監査役	監査役の口頭報告案の作成		☐	
	6月上旬～中旬	会社	所定の書類の備置き(備置)		☐	法442
			①事業報告、計算書類、及びこれらの附属明細書、会計監査報告、監査役監査報告、監査役会監査報告 → 本店及び支店(写し)		☐	
			②退職慰労金の額を一定の基準に従い決定する旨の議案があり、参考書類にその基準の内容の記載がないときは、退職慰労金内規 → 本店		☐	施規82②
		監査役	備置書類の備置状況の確認		☐	施規84②
		会社	招集通知発送		☐	法299
		監査役	有価証券報告書(案)、確認書(案)、内部統制報告書(案)等の入手、検討		☐	
		監査役	想定問答の準備、総会リハーサル出席等		☐	
	6月下旬～	株主	書面等による議決権の行使の期限		☐	法311
		会社	定時株主総会開催		☐	施規69
		監査役	総会の議事運営や決議方法の適法性の確認、監査役の口頭報告、株主の質問に対する説明等		☐	法309
					☐	法438
					☐	法454
		監査役	監査役会開催		☐	
		会社	取締役会開催		☐	
	9月下旬	株主	株主総会決議の取消しの訴えの期限(総会の日から3ヶ月以内)		☐	法831①

上場:有価証券上場規程(東証)

備置・閲覧に供すべき主な書類等一覧表【サンプル】

項 目	書 類 名	備 置	閲 覧 ・ 謄 写 ・ 交 付
計 算 書 類・附属 明細書 (注1)	貸借対照表	定時株主総会の日の2週間前から	株主・債権者・親会社社員（裁判所の許可を得て） （営業時間内の閲覧・交付 法 442 条 3 項・4 項）（注2）
	損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表	本店 5年間 支店（写し） 3年間 （法 442 条 1 項・2 項）	
事業報告・附属明細書			
監 査 報 告 書	監査役監査報告書 監査役会監査報告書 会計監査人監査報告書	同上	同上
会 計 帳 簿・資料	仕訳帳 総勘定元帳 補助簿 伝票 受取 証ほか	会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間 会社で保存 （法 432 条 2 項）	総株主の議決権又は発行済株式の3%以上保有の株主・親会社社員（裁判所の許可を得て） （営業時間内の閲覧・謄写 法 433 条 1 項・3 項）（注3）
株 主 総 会 議 事 録 そ の 他 の 備 置書類	定 款	本店・支店（法 31 条 1 項）	株主・債権者・新株予約権者・親会社社員 （裁判所の許可を得て） （営業時間内の閲覧・交付 法 31 条 2 項・3 項）（注2）
	株式取扱規則	本店・支店、株主名簿管理人の営業所 （法 31 条 1 項の準用）	株主・債権者・親会社社員（裁判所の許可を得て） （営業時間内の閲覧・交付 法 31 条 2 項・3 項の準用）（注4）

D - 3 備置・閲覧に供すべき主な書類等一覧表

株主名簿 新株予約権原簿及び 社債原簿	本店 株主名簿管理人の営業所 (法 125 条 1 項、法 231 条 1 項、法 252 条 1 項) 社債名簿管理人の営業所 (法 684 条 1 項)	株主・債権者・親会社社員（裁判所の許可 を得て） (営業時間内の閲覧・謄写 法 125 条 2 項・4 項) (注 3) 株主・債権者・親会社社員（裁判所の許可 を得て） (営業時間内の閲覧・謄写 新株予約権原 簿のみ 法 252 条 2 項・4 項) (注 3) 社債権者・社債発行会社の債権者及び株 主・社員・親会社社員（裁判所の許可を得 て） (営業時間内の閲覧・謄写 法 684 条 2 項・4 項、施規 167 条) (注 3) 何人も可（株券喪失登録簿の閲覧・謄写 法 231 条 2 項) (注 3)
代理権を証明する書 面	株主総会の日から 本店 3 か月 (法 310 条 6 項)	議決権のある株主 (営業時間内の閲覧・謄写 法 310 条 7 項)
議決権行使書〔株主 総会に出席しない株 主が書面による議決 権を行使することが できることとしてい る会社〕	株主総会の日から 本店 3 か月 (法 311 条 3 項)	議決権のある株主 (営業時間内の閲覧・謄写 法 311 条 4 項)
株主総会議事録 (含 書面決議・書 面報告総会)	定時総会の日から 本店 10 年間 支店 (写し) 5 年間 (法 318 条 2 項・3 項)	株主・債権者・親会社社員（裁判所の許可 を得て） (営業時間内の閲覧・謄写 法 318 条 4 項・5 項)
株主総会書面決議同 意書面	みなし決議の日から 本店 10 年間 (法 319 条 2 項)	株主・親会社社員（裁判所の許可を得て） (営業時間内の閲覧・謄写 法 319 条 3 項・4 項)

D - 3 備置・閲覧に供すべき主な書類等一覧表

	取締役会議事録 (含 書面決議・書面報告)	取締役会の日から 本店 10 年間 (法 371 条 1 項)	株主及び親会社社員 (権利行使のため)、 債権者 (責任追及のため) (裁判所の許可を得て閲覧・謄写 法 371 条 2 項・3 項・4 項・5 項)
	監査役会議事録 (含 書面報告)	監査役会の日から 本店 10 年間 (法 394 条 1 項)	株主及び親会社社員 (権利行使のため)、 債権者 (責任追及のため) (裁判所の許可を得て閲覧・謄写 法 394 条 2 項・3 項)
	社債権者集会議事録	社債権者集会の日から 本店 10 年間 (法 731 条 2 項)	社債管理者・社債権者 閲覧・謄写 (法 731 条 3 項)
	役員退職慰労金支給基準	本店 (施規 82 条 2 項、83 条 2 項、84 条 2 項) (注 5)	議決権のある株主 閲覧 (施規 82 条 2 項、施規 83 条 2 項、施規 84 条 2 項)
有 価 証 券 報 告 書 等	有価証券届出書、 有価証券報告書、 臨時報告書、 ほか	本店・主要支店 財務局 金融商品取引所 日本証券業協会 5 年間ほか (金商法 25 条 1 項・2 項・3 項)	公衆縦覧 (金商法 25 条 1 項・2 項・3 項)
	有価証券報告書等の 記載内容に関する確 認書	5 年間 (金商法 25 条 1 項 5 号)	公衆縦覧 (金商法 25 条 1 項 5 号)
	内部統制報告書	5 年間 (金商法 25 条 1 項 6 号)	公衆縦覧 (金商法 25 条 1 項 6 号)
	四半期報告書	3 年間 (金商法 25 条 1 項 7 号)	公衆縦覧 (金商法 25 条 1 条 7 項)

D - 3 備置・閲覧に供すべき主な書類等一覧表

組 織 再 編 に 必 要 な 書 類	吸収合併契約書 吸収分割契約書 株式交換契約書 ほか	吸収合併消滅株式会社本 店 吸収分割株式会社本店 株式交換完全子会社本店 事前開示の開始日から効 力発生日まで 事前開示の開始日から効 力発生日後 6 か月まで ほか (法 782 条 1 項、法 791 条 2 項、法 794 条 1 項ほか)	株主、債権者、新株予約権者、その他の利 害関係人、ほか (営業時間内の閲覧・交付 (注 2) 法 782 条 3 項、法 791 条 3 項、法 794 条 3 項 ほか)
------------------------------	-------------------------------------	---	--

(注 1) 連結計算書類については備置は不要。

(注 2) ただし、交付には会社の定めた費用の支払いが必要。

(注 3) ただし、閲覧・交付には請求理由を明らかにしなければならない。

(注 4) 株式取扱規則は法定の規則ではなく、定款により委任された規則であるため、備置は義務付けられていないが、定款の備置規定を準用(株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則 418 条 18 号により変更があった場合に東証への提出は必要)。

(注 5) 退職慰労金に関する議案があるとき、議案が一定の基準に従い取締役、監査役等の第三者に一任するものであるときは、その基準の内容を株主総会参考書類に記載するか、招集通知発送の日から総会の決議終了まで備置しておくことが必要。

- 本ツールでは、2022 年 9 月 1 日施行 改正会社法の「支店登記の廃止」は反映していない。9 月 1 日以降、本ツールにおける支店の取り扱いについては留意が必要である。

D - 4① 監査役選任議案への同意依頼書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社

監査役会議長

監査役 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

監査役の選任に関する監査役会への同意についての依頼【サンプル】

第〇〇回定時株主総会の終結の時をもって、〇〇〇〇氏は任期満了となりますので、来る〇〇月〇〇日開催予定の取締役会において、「第〇〇回定時株主総会に付議する監査役候補者」付議する予定としておりますが、同取締役会に別紙の候補者を付議するにあたり、監査役会の同意を賜りますようお願い申し上げます。

別紙: 新任監査役候補者 略歴書

以 上

D - 4② 監査役選任議案への同意書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇株式会社

監査役会議長

監査役 〇〇〇〇

第〇〇回定時株主総会に提出する監査役の選任に関する議案の同意【サンプル】

標記の件につき、会社法第 343 条第 1 項・第 3 項及び監査役会規則第〇〇条に基づき、第〇〇回監査役会において審議した結果、〇〇〇〇氏を新任監査役候補者とする議案の提出に関して、監査役会として同意することを決議致しましたのでご連絡いたします。

以 上

株主総会 監査役用原稿（監査報告）【サンプル】

1. 会社法上、監査役（会）の監査報告の内容は、株主総会において報告を求められていないが、株主総会議案等の調査結果の報告と合わせて、監査役による口頭報告を行うことがある。
2. 連結計算書類の内容及びその会計監査人及び監査役（会）の監査の結果の報告義務については、取締役課に課されている（法 444 条 7 項）が、監査の結果については、取締役の委任を受け、監査役が報告することも可能である。この場合、このことを明確にするため監査役の口頭報告に先立ち、株主総会の議長より、当該報告は監査役から行われる旨の説明があることが望ましい。
3. 監査役は、株主総会の議案、書類及び電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。
その結果、これらの内容が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められなければ、株主総会に報告することは求められない（法 384 条）が、調査したことを明らかにすることから、指摘すべき事項が認められない場合でも、その旨を報告することがある。
この場合は、株主総会の議案全体に関わるので、株主総会の冒頭に報告することが多い。
4. 会社がいわゆる買収防衛策等を策定しており、事業報告に施規 118 条 3 号に掲げる事項が記載されている場合には、当該事項についての意見も述べる可以考虑。

報 告 内 容	趣旨又は目的
（常勤）監査役の〇〇〇〇でございます。 監査役会の協議決定に従い、私からご報告申し上げます。	報告者の立場を明確にする（事前の監査役会で報告者と報告内容について決議しておくことが前提）。
第〇〇期事業年度に係る監査を行いました結果につきまして、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議いたしました結果、監査役会としての監査結果は、お手元の招集通知〇頁の監査報告書（謄本）に記載のとおりでございます。	法 381 条 1 項に基づき作成し、法 437 条に基づき、招集通知に添付して、株主に提供済み。
既にご高覧頂いていることと存じますが、 ・まず、事業報告及びその附属明細書は、法令又は定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。 ・また、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令定款に違反する重大な事実が認められませんでした。 ・さらに、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 ・計算書類及びその附属明細書の監査結果につきましては、会計監査人である〇〇監査法人の監査の方法と結果は相当であると認めます。	施規 129 条 1 項及び 130 条 2 項、計規 127 条及び 128 条に基づく監査報告書の内容（株主総会の進行に要する時間との兼ねいで、報告時間を短縮したいときは、この部分を省略することも可能である）。

D - 5 株主総会 監査役用原稿（監査報告）

なお、連結計算書類の監査に関しましては、会計監査人の監査報告書は招集通知の○頁に記載のとおり、会社及び企業集団の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているとの報告を受けております。 監査役会といたしましては、先ほどの招集通知○頁に記載のとおり、会計監査人の監査の方法と結果は相当であると認めます。	法 444 条 7 項に対応して取締役から委任を受けた報告(会計監査人の監査報告内容については省略も可能)。
最後に、本総会に提出されております各議案及び書類につきましては、各監査役が調査いたしました結果、いずれも法令及び定款に適合しており、(特に)指摘すべき事項はございません。	法 384 条にもとづく。
以上、ご報告申し上げます。	

D-6 配当として分配可能な額の算定

配当として分配可能な額の算定【サンプル】

[会社法461条に基づく剰余金の配当の制限]

項 目	構 成 内 容	円	参考法令等
1. 剰余金	期末日の剰余金の額 ＝(その他資本剰余金 円＋その他利益剰余金 円)＝	＋	法461②一 法446一 計規149
2. 自己株式	① 期末日に保有している自己株式の帳簿価額 円 ② 期末日後に取得した自己株式の帳簿価額 円 ③ 期末日後に処分・消去した自己株式については、最終的には相殺されて影響なし	△ △	法461②三 法461②三 法446二、五 法461②三、四
3. 臨時決算	① 臨時決算期間の当期純損益額 → 益はプラス、損はマイナス 円＝ ② 臨時決算期間内に処分した自己株式の対価額 円＝	± ＋	法461②ニイ、②五 計規156 計規157 法461②ロ
4. 剰余金の変動	① 期末日後に資本金・準備金を減少して剰余金とした場合 円 ② 剰余金を減少して資本金・準備金とした場合 円 ③ 剰余金の配当をした場合(配当額 円＋準備金計上額 円)	＋ △ △	法446三、四 法461②一 計規150①一 法461②一 法446六 法445④ 計規22 計規23 計規150①二 法461②六 計規158一イ 法461②六 計規158一イ
5. のれん等調整額	A: のれん等調整額(のれん÷2＝ 円＋繰延資産 円)＝ 円 B: 資本等金額 (資本金 円＋準備金 円)＝ 円 C: その他資本剰余金 円 ① A≤B → 控除額＝0 ② A≤(B+C) → 控除額＝(A 円－B 円)＝ ③ A>(B+C) 及び のれん÷2≤(B+C) → 控除額＝(A 円－B 円)＝ ④ A>(B+C) 及び のれん÷2>(B+C) → 控除額＝(C 円＋繰延資産 円)＝	 △ △ △	法461②六 計規158一イ 法461②六 計規158一イ 法461②六 計規158一ハ(1)
6. 連結規制	連結配当規制適用会社を選択適用した場合 (A連結剰余金の額 円< B単体剰余金の額 円－C子会社から取得した自己株式 円)の場合 ＝B－C－A＝ B単体剰余金の額＝株主資本の額 円－その他有価証券評価差額金(注1) 円 －土地再評価差額金(注1) 円 －のれん等調整額(注2) 円＝ C子会社から取得した自己株式の額 ＝最終事業年度末日後に子会社から親会社自身の株式を取得した場合の子会社における簿価 円×子会社に対する持株比率(%)＝ A連結剰余金の額＝株主資本の額 円－その他有価証券評価差額金(注1) 円 －土地再評価差額金(注1) 円 －のれん等調整額(注3) 円＝	△	計規158四
7. 評価差額金	期末日の(その他有価証券差額損 円＋土地再評価差額損 円)＝	△	計規158二、三
8. 300万円	(資本等金額＋新株予約権の額＋評価・換算差額等(プラスのみ))の合計額が300万円に不足する額	△	計規158六
分 配 可 能 額			法461②

(注1) マイナスの場合のみ

(注2) のれん等調整額が資本金、資本剰余金、利益準備金の合計を超えているときは、資本金、資本剰余金、利益準備金の合

(注3) のれん等調整額が資本金、資本剰余金の合計を超えているときは、資本金、資本剰余金の合計額

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

監査役各位

〇〇〇〇株式会社
監査役会議長 〇〇〇〇

監査役会招集ご通知【サンプル】

下記のとおり、第〇〇期〇回（第〇〇〇回）監査役会を開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時～〇〇時（予定）

2. 場所

〇〇会議室

3. 付議事項

決議事項（事例）

- 第1号議案 監査役会議長（招集権者）の選定の件
 - 第2号議案 議長（招集権者）に事故あるときの代行者の選定に関する件
 - 第3号議案 常勤監査役の選定の件
 - 第4号議案 第〇〇期事業年度の監査役会監査計画の件
- 等

協議事項（事例）

- 1 監査役の報酬等の協議の件
- 等

報告事項(事例)

- 1 法定開示情報（有価証券報告書）の監査結果報告の件
 - 2 その他各監査役からの監査活動報告等
- 等

以 上

〇〇〇〇株式会社
第〇〇期第〇〇回監査役会議事録【サンプル】

日 時：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時から〇〇時まで

場 所：本社会議室

監査役総数：3名

出席監査役：3名

議 長：常勤監査役 〇〇〇〇

議 事

1. 決議事項

第1号議案 〇〇の件

議長より、〇〇について××としたい旨の提案があり、出席監査役全員がこれに賛成したため、本議案は提案のとおり承認可決された。

（主な質疑等の内容は以下のとおり）

〇〇監査役：

〇〇監査役：

2. 報告事項

報告事項1 〇〇の件

〇〇監査役より、××について報告があった。

上記内容を明確にするためこの議事録を作成し、出席監査役がこれに記名捺印する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

（住所）

〇〇〇〇株式会社

議長 監査役 〇〇〇〇

監査役 〇〇〇〇

監査役 〇〇〇〇

<コメント：ご参考として別紙に株主総会前後の一般的な議題と議事録記載例を記載>

時期の目安 (3月決算の場合)	一般的な議題及び議事録記載例
5月下旬	決議事項 第1号議案 第〇〇期監査役会監査報告書の件 議長は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に会計監査人から第〇〇期会計監査報告について説明を受けるとともに、無限定適正意見を付した監査報告書を受領したこと、また、各監査役から取締役の職務執行について指摘すべき事項はなく適正である旨の監査報告書の提出を受けたことを説明した上で、「第〇〇期監査役会監査報告書（案）」を提案し、審議の結果、監査役全員これに賛成したため、原案のとおり承認可決された。 第2号議案 監査役選任議案に関する監査役会同意の件 議長より、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の第〇〇回定時株主総会に〇〇氏、〇〇氏および〇〇氏の3名を監査役候補者とする議案を提出することについて、会社法第343条第1項および第3項に基づく同意をしたい旨の提案があり、審議の結果、監査役全員これに賛成したため、承認可決された。 第3号議案 会計監査人選任議案の内容決定の件 議長より、会社法第344条第1項および第3項に基づき、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の第〇〇回定時株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容について、下記の監査法人の選任を提案し、監査法人の適格事由、会社との利害関係の有無、職業的専門家としての専門能力、職業倫理、内部管理体制、監査報酬予定額等に関して審議の結果、監査役全員これに賛成したため、承認可決された。 選任監査法人 有限責任〇〇監査法人

	報告事項 報告事項 1 第〇〇期期中監査結果の報告の件 議長より、第〇〇期の期中監査結果について報告があった。 報告事項 2 事業報告および計算書類ならびにこれらの附属明細書の監査結果の報告の件 議長より、第〇〇期の事業報告および計算書類ならびにこれらの附属明細書に関する監査結果を報告があった。 報告事項 3 会計監査人の監査報告書受領の件 議長より、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に会計監査人から第〇〇期の監査報告書を受領するとともに、会社計算規則第 131 条各号に基づく会計監査人の監査体制に関する説明を受けた旨の報告があった。 (注)会計監査人の説明の際に全監査役が出席していた場合は、本件は省略可。
6 月（定時株主総会開催前）	決議事項 第 1 号議案 第〇〇回定時株主総会招集手続き、提出議案・書類の件 議長は、第〇〇回定時株主総会の招集手続きおよび提出議案・書類について上程した。協議の結果、法令・定款等に従い適正に作成、決議されていることから、監査役全員本件について承認可決した。 第 2 号議案 第〇〇回定時株主総会の監査報告の内容および報告者決定の件 議長より、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催予定の第〇〇回定時株主総会における、監査役会監査報告の報告者および内容に関して、報告者は常勤監査役〇〇とし、報告内容は別紙「第〇〇回定時株主総会監査役口頭報告」のとおりとしたい旨提案があり、監査役全員これに賛成したため、原案のとおり承認可決された。
6 月（定時株主総会終了直後に開催する臨時監査役会）	決議事項 第 1 号議案 監査役会議長選定の件 監査役〇〇は互選により仮議長となり、監査役会規程第〇〇条第〇項による監査役会の議長の選定に関して以下の候補者を提案し、監査役全員一致で原案のとおり承認可決された。なお、監査役〇〇はその就任を承諾した。 監査役会議長 〇〇〇〇 第 2 号議案 監査役会議長の代行順序決定の件

	議長は、監査役会規程第〇〇条第〇項による監査役会議長の代行順序に関して以下の代行順序を提案し、監査役全員がこれに賛成したため、原案のとおり承認可決された。 議長の代行順序 (1) 監査役〇〇 (2) 監査役〇〇〇〇 第 3 号議案 常勤監査役選定の件 議長は、会社法第 390 条第 3 項、定款〇〇条および監査役会規程第〇〇条第〇項による常勤監査役の選定に関して以下の候補者を提案し、監査役全員がこれに賛成したため、原案のとおり承認可決された。なお、監査役〇〇はその就任を承諾した。 常勤監査役 〇〇〇〇 第 4 号議案 特定監査役選定の件 議長は、会社法施行規則第 132 条および会社計算規則 130 条ならびに監査役会規程第〇条による特定監査役の選定に関して以下の候補者を提案し、監査役全員がこれに賛成したため、原案のとおり承認可決された。なお、監査役〇〇はその就任を承諾した。 特定監査役 〇〇〇〇 協議事項 第 1 号議案 監査役報酬協議の件 議長より、本日開催の第〇〇回定時株主総会により監査役全員が改選されたので、会社法第 387 条第 2 項の定めに基づき監査役の報酬について協議したい旨提案があり、協議の結果、監査役全員の合意により、別紙の監査役報酬が決定した。
7 月（定時株主総会 終了翌月開催）	決議事項 第 1 号議案 第〇〇期監査方針および監査計画の件 議長は、第〇〇期の監査計画および監査方針に関して、年間監査計画の日程、重点監査項目等について、別紙のとおり提案し、審議の結果、監査役全員がこれに賛成したため、原案のとおり承認可決された。また、議長が、近々開催される取締役会において、第〇〇期監査方針および監査計画について報告することを、監査役全員が了承した。 （注）本件については、6 月開催の監査役会で決議することもある。 第 2 号議案 会計監査人の監査報酬同意の件 議長より、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付で代表取締役から第〇〇期の会計監査人の報酬を〇〇〇〇〇円としたい旨の説明があったことが説明された。審議の結果、〇〇年〇〇月〇〇日に会計監査人と確認した

	監査方針・計画を踏まえた監査見積もり時間がベースであり、報酬単価も合理的であることから、報酬額は妥当との結論に達し、監査役会は全員一致によりこれに同意した。 (注) 本件については、6月開催の監査役会で決議することもある。 報告事項 報告事項 1 第〇〇回定時株主総会監査結果報告の件 議長は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に実施した総務部長〇〇に対する第〇〇回定時株主総会終了後監査の結果につき、報告した。 報告事項 2 監査法人第〇〇期監査計画報告の件 議長より、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に実施した会計監査人との面談において、会計監査人から第〇〇期の会計監査計画に関して、監査時間、重点監査項目、監査要員体制、監査法人の内部体制等について説明を受けたこと、また、監査役からは第〇〇期の監査方針・監査計画について説明するとともに四半期レビュー報告会の実施を要請した旨の報告があった。 (注) 会計監査人の説明の際に全監査役が出席していた場合は、本件は省略可。
--	--

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

監査役各位

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

「確認書」ご提出のお願い【サンプル】

会社法第370条及び当社定款第〇〇条の規定に基づき、取締役会を開催することなく書面による提案事項の決議をいたしたく存じます。

つきましては、下記提案事項をご高覧いただき、「確認書」に「1. 異議なし」「2. 異議あり」いずれかに〇印を記入し、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇〇〇宛ご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

提案事項

【決議事項】

第1号議案：〇〇〇〇について

※議案内容の詳細につきましては添付の議案内容説明資料をご参照ください。

以 上

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇殿

確認書【サンプル】

私は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付にて貴殿から書面により提案がなされた下記提案事項に関し、会社法第370条及び当社定款第〇〇条の規定に基づき、取締役会を開催することなく書面にて取締役会の決議に付することの異議の有無について、以下のとおり確認する。

記

提案事項

〔決議事項〕

第1号議案：〇〇〇〇について

1. 異議なし
2. 異議あり

以 上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

監査役

〇 〇 〇 〇

印*1

*1：書式は任意であるため、監査役の記名のみで通知することも考えられる。

責任限定契約書【サンプル】

〇〇〇〇株式会社（以下、「甲」という）と甲の監査役〇〇〇〇（以下、「乙」という）とは、乙の甲に対する会社法第 423 条第 1 項による損害賠償責任について、会社法第 427 条第 1 項及び甲の定款第〇条の規定に基づき以下のとおり契約する。

第 1 条（責任の限度額）

乙の甲に対する監査役としての任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任については、乙が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇〇万円又は会社法第 425 条第 1 項が定める乙の最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする。

第 2 条（本契約の効力）

1. 乙が甲の定時株主総会において監査役として再任されたときは、本契約はそのまま効力を有するものとし、以後も同様とする。
2. 乙が甲又は甲の子会社の業務を執行する取締役若しくは支配人その他の使用人又は子会社の執行役となったときは、本契約は将来に向かってその効力を失う。
3. 乙が甲の監査役を退任した場合は、本契約は失効する。ただし、退任後も在任中の職務に対しては第 1 条の効力を有するものとする。

本契約及び法令に定めのない事項については甲乙協議して決定する。

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上各 1 通を所持する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇
 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇〇〇〇 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇
 〇〇〇〇 印

F - 1 会計監査人再任についての通知書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇株式会社 監査役会

常勤監査役 〇 〇 〇 〇 印

常勤監査役 〇 〇 〇 〇 印

監 査 役 〇 〇 〇 〇 印

監 査 役 〇 〇 〇 〇 印

会計監査人の再任について【サンプル】

当監査役会は、第〇〇期事業年度の会計監査人として、〇〇〇〇監査法人を再任すること及び本再任については、第〇〇回定時株主総会の会議の目的事項とはしないことに関して、監査役会規則第〇〇条に基づき、第〇〇回監査役会において審議した結果、監査役会として決定いたしましたのでご連絡いたします。

以 上

F - 2 会計監査人不再任及び選任通知書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇株式会社 監査役会

常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印

常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印

監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印

監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印

現会計監査人の不再任及び新たな会計監査人の選任議案について【サンプル】

当監査役会は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の第〇〇回定時株主総会における会計監査人選任議案について、会社法第344条第1項及び第3項に基づき審議した結果、現会計監査人〇〇監査法人を再任しないこととし、新たに会計監査人として〇〇〇〇監査法人を選任する議案の内容を決定しましたのでご連絡いたします。

なお、現会計監査人を再任しない議案の内容の決定理由及び〇〇〇〇監査法人を会計監査人の候補者とした理由は下記のとおりです。

記

1. 現会計監査人を再任しない議案の内容の決定理由

2. 〇〇〇〇監査法人を会計監査人の候補者とした理由

以 上

F-3 会計監査人監査の相当性判断に関するチェックリスト

「会計監査人監査の相当性判断」に関するチェックリスト

○：適正 ×：不適正 N/A：該当なし

相当性判断を行うための判定評価項目	結果	適用
1. 「監査の方法」の相当性判断 第一 監査法人の品質管理 1-1 監査法人の品質管理に問題はないか。		
1 ①品質管理に関する責任 監査法人は、監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成できるように、適切な方針及び手続を定めているか。	○	「会計監査人の品質管理に関するチェックリスト」記載の通り。
方針及び手続においては、理事長などの監査法人における最高経営責任者又は理事会等が、監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っていることが明確にされているか。	○	同上
②職業倫理及び独立性 監査法人は、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、以下の事項を含めて、それらの方針及び手続が遵守されていることを確かめているか。 －監査実施の責任者が、監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守し、それらが補助者により遵守されていることを確かめていること。	○	同上
監査法人は、独立性が適切に保持されるための方針及び手続を定め、以下の事項を含めて、それらの方針及び手続が遵守されていることを確かめているか。 －監査実施の責任者が、監査法人の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、それらが補助者により遵守されていることを確かめていること。	○	同上
監査法人は、独立性に違反した場合の報告及びこれに対する適切な対応に関する方針及び手続を定めているか。	○	同上
監査法人は、監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関して、以下の事項に係る方針及び手続を定めているか。 －監査業務の主要な担当者が長期間に亘って継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する規準を設定すること。 －監査実施の責任者、審査担当者及びローテーションの対象となるその他の者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付けること。	○	同上
会社から非監査証明業務を受嘱している場合、受嘱業務やその報酬額が独立性を阻害するおそれがないか。	○	
③監査契約の新規の締結及び更新 監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、監査法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、並びに、以下の場合を含め、監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しているか。 －監査実施の責任者が、監査契約の新規の締結及び更新について、監査法人の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめていること。	○	同上
④監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任 監査法人は、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を定め、監査業務を実施するために必要な能力、経験及び求められる職業倫理を備えた監査実施者を確保しているか。	○	同上

相当性判断を行うための判定評価項目	結果	適用
監査法人は、監査実施者の選任と構成に関する方針及び手続を定め、企業の事業内容等に応じた適切な監査を実施するための能力、経験及び独立性を有するとともに、監査業務に十分な時間を確保できる監査実施者を選任しているか。また、監査法人は、下記の事項について、確かめているか。 － 監査実施の責任者が、監査業務に補助者を使用する場合には、当該補助者が 監査業務に必要な能力、経験及び独立性を有するとともに、十分な時間を確保できることを確かめていること。	○	同上
⑤業務の実施 1) 監査業務の実施 監査法人は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を定め、監査に必要な情報及び技法を蓄積し、監査実施者に適時かつ的確に情報を伝達するとともに、適切な指示及び指導を行う体制を整備し、監査業務の品質が合理的に確保されるようにしているか。	○	同上
2) 専門的な見解の問い合わせ 監査法人は、監査法人内外の適切な者から専門的な見解を得るための方針及び手続を定め、監査実施の責任者がそれらを遵守していることを確かめているか。また、監査法人は、以下の事項について確かめているか。 － 監査実施の責任者が、監査法人の定める方針及び手続に従い、監査法人内外の適切な者から見解を得た場合には、その内容を適切に記録し、得られた見解が監査業務の実施及び監査意見の形成において十分に検討されているかを確かめていること。	○	同上
3) 監査上の判断の相違 監査法人は、監査実施者間又は監査実施の責任者と監査業務に係る審査担当者等との間の判断の相違を解決するために必要な方針及び手続を定め、それらの方針及び手続に従って監査実施の責任者が判断の相違を適切に解決していることを確かめているか。	○	同上
4) 監査業務に係る審査 監査法人は、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定め、企業の状況等に応じて審査の範囲、担当者、時期等を考慮し、監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成について、適切な審査が行われていることを確かめているか。	○	同上
監査法人は、監査業務に係る審査の担当者として、十分な知識、経験、能力及び当該監査業務に対する客観性を有する者を選任しているか。	○	同上
⑥品質管理のシステムの監視 監査法人は、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を含む品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめているか。	○	同上
監査法人は、品質管理のシステムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証によって発見された不備及びこれに対して改善すべき事項が、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者並びに監査実施の責任者等に伝えられ、必要な措置が講じられていることを確かめているか。また、監査法人は、以下の事項について確かめているか。 － 監査実施の責任者が、指摘された不備が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと及び必要な措置が的確に講じられたかどうかを確かめていること。	○	同上
監査法人は、監査業務に係る監査実施者の不適切な行為、判断並びに意見表明、関連する法令に対する違反及び監査法人の定める品質管理のシステムへの抵触等に関して、監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめているか。	○	同上

相当性判断を行うための判定評価項目		結果	適用
2	監査法人は、セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティ対策基準等を定め、それらが遵守されていることを確かめているか。	○	同上
3	理事長などの監査法人における最高経営責任者又は理事会等は、監査業務の質を重視する監査法人の風土を醸成するため、そのための行動とメッセージを、教育・訓練、会議、公式又は非公式の意見交換、監査法人の運営上の基本理念、ニュースレター又は連絡文書などによって伝達しているか。	○	同上
1-2	監査法人から、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した結果、問題はないか。		
1	品質管理レビューにおける改善勧告事項又は検査による指摘事項がある場合は既に改善済みか、若しくは根本的な原因分析に基づく適切な改善計画が策定されているか。	○	「外部機関による検査等の結果について（〇〇年〇〇月〇〇日）」
第2 監査チーム			
2-1	監査チームは独立性を保持しているか。		
1	監査チームは、関連法令、監査の基準及び監査法人の品質管理手続を遵守しているか。	○	「〇〇〇〇年〇〇月期 監査計画概要書」
2	監査チームの担当者が会社と長期又は密接な関係を有する場合に、会社の利益に過度にとらわれるという馴れ合いは生じていないか。	○	
3	監査チームの職業倫理及び独立性に関する適切な研修を受ける時間が確保されているか。	○	同上
2-2	監査チームは職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持・発揮しているか。		
1	監査チームは、会社の監査を実施するために必要かつ適切な水準で専門的な知識と技能を習得し、維持しているか。	○	同上
2	監査チームは、注意深く、適時に会社の求める項目を含む専門業務を提供しているか。	○	同上
3	監査チームは、適用される職業的専門家としての基準を遵守しているか。	○	同上
4	監査チームは、虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、経営者の主張を批判的に評価する姿勢を有しているか。	○	「〇〇〇〇年〇〇月期 監査結果報告書」
5	監査チームは、監査の実施過程で入手した情報と説明を批判的に評価しているか。	○	同上
6	監査チームは、財務諸表の虚偽表示につながる可能性がある経営者の動機を理解しようと努めているか。	○	同上
7	監査チームは、先入観を持っていないか。	○	同上
8	監査チームは、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持・発揮しているか。	○	同上
9	監査チームのメンバーは、他のメンバーの判断を批判的に検討しているか。	○	同上
10	監査チームのメンバーは、経営者の説明を批判的な態度で検討し、結論を出すまで事象を調査する粘り強さを持っているか。	○	同上
11	監査チームのメンバーは、入手した他の証拠との不整合や、文書や質問への回答の信頼性に疑問を抱かせるような証拠に注意しているか。	○	同上
2-3	監査チームは会社の事業内容を理解した適切なメンバーにより構成され、リスクを勘案した監査計画を策定し、実施しているか。		
1	監査チームは、全体として、必要な能力を有しているか。	○	「〇〇〇〇年〇〇月期 監査計画概要書」
2	監査チームは、会社の事業を理解しているか。	○	同上
3	監査チームは、合理的な判断を行っているか。	○	同上
4	監査実施の責任者は、リスク評価、リスク対応手続の立案、監査業務の監督及び査閲に積極的に関与しているか。	○	同上

相当性判断を行うための判定評価項目		結果	適用
5	監査チームのメンバーが実施している詳細な監査手続は、監査チームの上位メンバーにより適切に指揮、監督及び査閲されているか。また、監査チームのメンバーは、短期かつ頻繁に入れ替わることなく、合理的な範囲で継続して従事しているか。	○	同上
6	監査実施の責任者及び監査チームのメンバーは、効果的な監査を実施するのに必要な時間が割り当てられているか。	○	同上
7	監査チームは、会社の経営環境や業界を取り巻く経済環境を踏まえたリスク分析を実施しているか。また、認識しているリスクに前回分析からの変更点はないか。	○	同上
8	監査チームは、リスク分析を踏まえた監査計画を策定しているか。また前期からの変更点は何か。	○	同上
9	監査チームは、経営者や内部監査部門等とのコミュニケーションを踏まえ、関連する監査の方法についても意見交換し、監査計画に適切に反映させているか。	○	同上
10	監査チームは、期中における経済環境や経営環境の変化に対応して、監査計画を適切に修正しているか。	N/A	
第3 監査報酬等			
3-1 監査報酬（報酬単価及び監査時間を含む。）の水準及び非監査報酬がある場合はその内容・水準は適切か。			
1	監査報酬は、会社の規模、複雑性、リスクに照らして合理的であるか。	○	「〇〇〇〇年〇〇月期 監査報酬提案」
2	監査内容の変更等（実施範囲及び時期、手続の変更等）により監査報酬を増減する場合は、その理由について監査役等に説明があるか、また、その理由は合理的か。	○	同上
3	監査報酬の前期からの変動額及び変動割合、監査実施の責任者及び監査チームのメンバーのチャージ時間の前期からの変動時間及び変動割合は、合理的か。	○	同上
4	前年度の計画と実績の乖離内容の分析を踏まえた監査時間、報酬単価になっているか。	○	同上
5	監査役等は、非監査証明業務の受嘱に関する方針及び手続について、会計監査人から説明を受けたか。なお、非監査報酬の額によっては、会計監査人の独立性を阻害するおそれのあることに留意する。	○	同上
6	監査役等は、（特に中小規模監査法人の場合）報酬依存度に関する具体的な判断基準及びセーフガードについて、説明を受けたか。	N/A	
3-2 監査の有効性と効率性に配慮されているか。			
1	監査チーム内において会社から入手した情報の共有に問題はないか。	○	「〇〇〇〇年〇〇月期 監査計画概要書」
2	合意したスケジュールと報告期限は遵守されているか。	○	同上
3	監査の実施過程で識別した課題を解消するため、経営者や内部監査部門等と適時な打合せが行われているか。	○	同上
4	効果的かつ効率的な監査を実施するために、会社と監査の進め方について調整しているか。	○	同上
5	監査チームは、IT を適切に活用しているか。	○	同上
第4 監査役等とのコミュニケーション			
4-1 監査実施の責任者及び現場責任者は監査役等と有効なコミュニケーションを行っているか。			
1	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、近年の会計・監査の一般的動向と、それが会社に与える影響について情報を提供しているか。	○	「〇〇〇〇年〇〇月期 監査結果報告書」

相当性判断を行うための判定評価項目		結果	適用
2	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、例えば経営者は重要な虚偽表示のない計算書類を作成するための内部統制を整備及び運用しているか、会計監査において制限のない質問や面談の機会が提供されているか、監査役等是有効な監視機能を果たしているか等、会社の会計監査対応や会計業務執行能力に対する評価について情報を提供しているか。	○	同上
3	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、以下の項目について情報を提供しているか。 ・ 会社が採用している会計方針や会計上の見積り（固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、貸倒引当金など）の合理性 ・ 事業計画等の将来予測の合理性 ・ 確認状の発送額と回答額との間に差異が発生した場合の監査手続 ・ 関連当事者との取引に係る監査手続 ・ 不正が発生しやすい領域、形態とそれに対応する監査手続 ・ 会社が実施する内部統制評価に係る監査手続 ・ 特に期中で議論となった、会計処理等の事項や見解の差異が生じた事項	○	同上
4	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、特別な検討を必要とするリスクと当該リスクに対応する監査手続について情報を提供しているか。（監査上の主要な検討事項（KAM）についての説明を含む。（有価証券報告書提出会社））	○	同上
5	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、専門家の利用状況と、その業務が適切であることの評価方法について情報を提供しているか。	○	同上
6	会計監査人は、内部監査部門から入手した、被監査会社の事業経営及び事業上のリスクに関する情報を、会計監査人の実施するリスク評価に役立てているか。	○	同上
4－2 監査役等からの質問や相談事項に対する回答は適時かつ適切か。			
1	監査役等からの専門的な見解の問い合わせに関する方針及び手続が整えられているか。	○	同上
2	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に対し適切なタイミングで質問や相談事項への適切な回答を伝えているか。	○	同上
第5 経営者等との関係			
5－1 監査実施の責任者及び現場責任者は経営者や内部監査部門等と有効なコミュニケーションを行っているか。			
1	経営者と監査チーム間で重要な見解の相違はなかったか。仮に相違があった場合、適時、適切に調整されたか。	○	同上
2	監査実施の責任者及び現場責任者から経営者や内部監査部門等に対して、以下の情報が適時、適切に提供されているか。 ・ 会社の財務報告実務に関する改善の可能性 ・ 財務報告に係る内部統制の改善の可能性 ・ 財務報告、会計基準に関する動向 ・ 業界に関する視点 ・ 会社の法令遵守に関連する事項 等	○	同上
3	監査チームが問題点の指摘などにおいて、経営者をはじめとした会社側の意向に影響されことなく、自己の見解を経営者に明確に伝えているか。	○	同上
第6 グループ監査			
6－1 海外のネットワーク・ファームの監査人若しくはその他の監査人がいる場合、特に海外における不正リスクが増大していることに鑑み、十分なコミュニケーションが取られているか。			
1	会計監査人は、グループ全体の環境を理解し、量的重要性に加え質的重要性も勘案し、重要な虚偽表示リスクを適切に評価しているか。	○	同上

相当性判断を行うための判定評価項目		結果	適用
2	会計監査人は、他の監査人の監査を適切に評価し、監査の品質に関する懸念事項の有無について把握しているか。	○	同上
3	会計監査人と他の監査人との意思疎通に問題はないか。	○	同上
4	会計監査人は、他の監査人が実施する監査の概要を理解し、適切なインストラクションを発信しているか。また、他の監査人との意思疎通や情報共有を十分に図っているか。	○	同上
5	監査役等が求める他の監査人に係る情報及び評価について、会計監査人から適宜提供されているか。	○	同上
6	会計監査人が把握した、グループ会社の経営者や従業員による不正又は不正の疑いに関する情報が監査役等に提供されているか。	N/A	
第7 不正リスク			
7-1	監査法人の品質管理体制において不正リスクに十分な配慮がなされているか。		
1	不正リスクへの対応を徹底するための職員教育が行われているか。	○	「監査品質に関する報告書」
2	監査実施者の業務の監督及び査閲に関する方針及び手続に不正リスクへの対応が適切に扱われているか。	○	同上
3	不正の兆候の解明等に必要となる専門家の見解の取付けのための手続が定められているか。	○	同上
4	不正リスクに関連して監査法人に寄せられた情報を受け付け、関連する監査チームに適時に伝達するための体制並びに監査チームの検討内容を監査法人内で検証する体制が構築されているか。	○	同上
7-2	監査チームは監査計画策定に際し、会社の事業内容や管理体制等を勘案して不正リスクを適切に評価し、当該監査計画が適切に実行されているか。		
1	監査チームは、監査計画策定に際し、会社の事業内容や管理体制等を勘案して、不正リスクについて十分な分析を行っているか。	○	「〇〇〇〇年〇〇月期 監査計画概要書」
2	監査チームは、会社の規模・業容等を勘案して不正リスク要因を分析し、当該不正リスク要因を踏まえた監査計画を策定し、監査を実施しているか。	○	同上
3	監査チームは、期中における経済環境や経営環境の変化等による不正リスク要因の変化に敏感に対応して、監査計画を適切に修正しているか。	N/A	
4	監査チームは、監査役等及び経営者等の会社関係者と不正リスク要因の分析に必要な情報の交換を適切に行っているか。	○	「〇〇〇〇年〇〇月期 監査結果報告書」
5	監査チームは、不正の兆候と判断される事項を発見した場合に、速やかに監査役等とその対応について協議が行えるよう、期中を通じて監査役等との連携を密にし、双方の認識するリスクについて、随時共有を図っているか。	○	同上
6	監査チームは、不正リスクに常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持・発揮しているか。	○	同上
7-3	不正の兆候に対する対応が適切に行われているか。		
1	監査チームは、不正の兆候と判断される事項を見逃すことなく、適切に監査役等に報告しているか。	N/A	
2	監査チームは、不正の兆候と判断される事項を発見した場合に、品質管理体制で定める手続に従い対応しているか。	N/A	
3	監査法人が監査を行っている他社において監査法人の品質管理体制に疑義が生じるような不正事例が発覚した場合、その取り扱い等につき、監査チーム及び監査法人は、監査役等に情報を提供し、意見交換を行っているか。	N/A	
2. 「監査の結果」の相当性判断			
8-1	会計監査人監査報告書は監査基準（企業会計審議会）に従って適正に作成されているか。		
1	追記情報、その他の記載内容に関する事項を含めた記載項目に漏れはないか。	○	
2	記載された項目の内容は適正か。	○	

相当性判断を行うための判定評価項目	結果	適用
8-2 監査意見は相当であるか。	○	

上記1.「監査の方法」及び2.「監査の結果」の確認に基づき、会計監査人の「監査の方法」及び「監査の結果」は、相当であると判断します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 〇〇〇〇株式会社
 常勤監査役 〇〇〇〇 ㊞

F-4 会計監査人の品質管理に関するチェックリスト

会計監査人の品質管理に関するチェックリスト【サンプル】

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

【確認項目の引用基準（会計監査人が準拠すべき基準）】

基準A：監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日 企業会計審議会）

基準B：監査事務所に関する品質管理（平成18年3月30日 公認会計士協会 品質管理基準委員会報告書第1号 平成27年5月28日最終改正）

基準C：監査業務における品質管理（平成23年12月22日 公認会計士協会 監査基準委員会報告書220 平成27年5月29日最終改正）

※ 通知－会計監査人の職務遂行に関する事項の通知（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に受領）

確認項目	確認番号	確認項目	確認結果	プロセス 監査報告書等	コメント
品質管理のシステムの整備及び運用	1	監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを適切に整備し、運用しているか。 (基準A第21)	適正	通知書(項番)	
	2	監査法人は、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録し、保存するための方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめているか。 (基準A第23)	適正	通知書(項番)	
	3	監査法人は、少なくとも次の事項に関する方針及び手続からなる品質管理のシステムを設けているか。①品質管理に関する責任、②職業倫理及び独立性、③契約の新規の締結及び更新、④専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任、⑤業務の実施、⑥品質管理のシステムの監視 (基準B II 2、15)	適正	通知書(項番)	
	4	監査法人は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者を明確に定めているか。 (基準A第42)	適正	通知書(項番)	
	5	監査法人の最高経営責任者等は、監査業務の質を重視する監査法人の風土を醸成するため、そのための行動とメッセージを、教育・訓練、会議、公式又は非公式の意見交換、監査法人の運営上の基本理念、ニュースレター又は連絡文書などによって伝達しているか。 (基準B III 3、(1) 4)	適正	通知書(項番)	
	6	品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者は、品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験等を有し、必要な権限が付与されることを確保するための方針及び手続を定めているか。 (基準B II 3、18)	適正	通知書(項番)	
職業倫理及び独立性	7	監査法人は、職業倫理の遵守及び独立性の保持に関する方針及び手続を定め、それらの方針及び手続が遵守されていることを確かめているか。 (基準A第51)	適正	通知書(項番)	
	8	監査実施の責任者は、職業倫理の遵守及び独立性の保持に関する方針及び手続が補助者により遵守されていることを確かめているか。 (基準A第52、二1)	適正	通知書(項番)	
	9	大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付けているか。(基準B II 24(2))	適正	通知書(項番)	
	10	監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、監査法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、並びに、監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し適切な監査業務を実施することができているかを判断しているか。(基準A第61)	適正	通知書(項番)	

会計監査人の品質管理に関するチェックリスト【サンプル】

監査役実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任	11	監査実施の責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、監査法人の定める方針及び手順に従って適切に行われていることを確かめ、当該契約の新規締結及び更新の適切性に重要な疑義を簡す情報を入手した場合には、監査法人に、適宜、伝えているか。 (基準A第六2)	適正	通知書(項番)	重要な疑義をもたず情報がある場合には、システム上部門のリスク管理責任者に報告される。この表現は、通知上の「リスク」に応じて定められた適切な承認者の承認を得るものとしています」に含まれている。
	12	会社の監査業務に適した能力及び経験を有する者が確保されているか。(基準A第六1)	適正	通知書(項番)	
	13	監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項は存在したか。 (基準A第六2)	適正	通知書(項番)	契約締結・更新の判断に重要な影響を及ぼす事項は識別されていない。
	14	監査法人が、新規の関与先と契約の締結を行う場合、既存の関与先と既存の契約を更新するかどうかを判断する場合、及び既存の関与先と新規の契約の締結を検討する場合、それぞれ状況において必要と考えられる情報を入手し、利益相反の可能性が識別された場合、監査法人が当該契約を締結することが適切であるかどうかを判断しているか。 (基準BⅡ5、26(1)(2))	適正	通知書(項番)	
	15	問題点が識別されたにもかかわらず、監査法人が関与先と契約の新規の締結又は更新を行う場合、監査法人がその問題点をどのように解決したかを文書化しているか。 (基準BⅡ5、26(3))	適正	通知書(項番)	問題点が識別された場合には、契約締結・更新を行っている。
	16	監査法人は、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定め、監査業務を実施するために必要な能力、経験及び求められる職業倫理を備えた監査実施者を確保しているか。(基準A第七1)	適正	通知書(項番)	
	17	監査法人は、法令・基準等に準拠して業務を実施し、かつ適切な監査報告書を発行するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するための方針及び手続を定めているか。(基準BⅡ6、28)	適正	通知書(項番)	
	18	人事に関する方針及び手順において、すべての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供することによって、専門要員に必要な適性や能力を維持し開発しているか。(基準B6、A、22)	適正	通知書(項番)	
	19	監査法人は、例えば、監査法人内において適切な専門的研修を実施できない場合、監査法人外の適格者を利用しているか。(基準B6、A、23)	適正	通知書(項番)	通知書(項番)に記載のとおり、「当法人は、日本の公認会計士のみならず、米国公認会計士、システム監査技術者をはじめ、特定業種に関する専門的な知識と経験を有する人材」を有している。 また、会計又は監査の特殊な領域において、専門知識を有する者を監査チームのメンバーとして利用する必要がある場合には、当該メンバーを関与させている(監査基準委員会報告書220第A17項)。この内容は、通知書(項番)の「監査業務の実施」に含まれる。
	20	(監査実施者の選任) 監査法人は、法令・基準等に準拠して業務を実施し、かつ適切な監査報告書を発行するために必要とされるための必要な適性及び能力を有する専門職員をそれぞれの監査業務に適切に選任するための方針及び手続を定めているか。(基準BⅡ6、30)	適正	通知書(項番)	
	21	監査法人は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を定め、監査に必要な情報及び技法を蓄積し、監査実施者に適時かつ的確に情報を伝達するとともに、適切な指示及び指導を行う態勢を整備し、監査業務の品質が合理的に確保されるようにしているか。 (基準A第八ー1)	適正	通知書(項番)	
	22	監査法人は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続に、監査手続の遂行、監督及び査閲の方法、監査調書として記録及び保存等に関する適切な規程を含めているか。 (基準A第八ー2)	適正	通知書(項番)	
業務の実施 (1)監査業務の実施					

会計監査人の品質管理に関するチェックリスト【サンプル】

	(監査実施者の評価、報酬及び量連) 監査業務の品質を重視する風土を醸成するためには、監査業務の品質が優先されるという監査法人の姿勢を反映した、専門要員の評価、報酬及び量連(インセンティブ)システムを含む。等の人事に関する方針及び手続を定めているか。(基準BⅢ3。(1)A5)	適正	通知書(項番)	
	監査法人は、業務の実施における品質保持のため、監査マニュアル、ソフトウェア・ツール又はその他の標準化された定型文書、及び関係先の事業や監査業務に特有の事項に関する資料等を利用し、蓄積しているか。(基準BⅢ7。(1)A28)	適正	通知書(項番)	
	監査責任者は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を指示、監督及び実施しているか。(基準C5。(1)14(1))状況に応じた適切な監査報告書を発行しているか。(基準C5。(1)14(2))	適正	通知書(項番)	
	また、監査報告書日以前に、監査調書の査問や監査チームとの討議を通じて、得られた結論と監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠が入手されたことを確かめているか。(基準C5。(2)16)	適正	通知書(項番)	
(2)専門的な見解の問合せ	監査法人は、監査法人内外の適切な者から専門的な見解を得るための方針及び手続を定め、監査実施の責任者がそれらを遵守していることを確かめているか。(基準AⅧ21)	適正	通知書(項番)	専門的な見解の問い合わせを受けるべき事項がある場合には、監査上の重要事項として審査担当者による審査が行われることとなり、十分に検討されている。
	監査実施者の責任者は、監査法人の定める方針及び手続に従い、監査法人内外の適切な者から見解を得た場合には、その内容を適切に記録し、得られた見解が監査業務の実施及び監査意見の形成において十分に検討されているかを確かめているか。(基準AⅧ22)	適正	通知書(項番)	
(3)監査上の判断の相違	監査法人は、監査実施者間又は監査実施の責任者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違を解決する為に必要な方針及び手続を定め、それらの方針及び手続に従って監査実施の責任者が判断の相違を適切に解決していることを確かめているか。(基準AⅧ31)	適正	通知書(項番)	
	監査実施の責任者は、監査法人の定める方針及び手続に従って、監査実施者間の責任者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違を解決しているか。(基準AⅧ32)	適正	通知書(項番)	
(4)監査業務に係る審査	監査法人は、監査業務の審査に係る方針及び手続を定め、企業の実況態に依拠して審査の範囲、担当者、時期等を考慮し、監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成について、適切な審査が行われていることを確かめているか。(基準AⅧ41)	適正	通知書(項番)	
	監査法人は、監査業務の審査に係る担当者として、十分な知識、経験、能力及び当該監査業務に対する客観性を有する者を選任しているか。(基準AⅧ42)	適正	通知書(項番)	
	監査法人及び審査の担当者は、監査法人の定める方針及び手続に従って、監査業務に係る審査の内容及び結論を、監査調書として記録及び保存しているか。(基準AⅧ43)	適正	通知書(項番)	審査項目の内容は、電子監査調書システム上で予め定められており、その結論を記載しないと、監査業務は完了しない。
	監査法人は、審査に関する方針及び手続に、審査において以下を考慮しなければならないことを含めているか。 (1) 独立性に関する監査チームの評価 (2) 監査上の判断の相違、又は専門性が高く判断に困難が伴う事項や見解が定まっていないう事項について適切な専門的な見解の問合せが行われたかどうか、及び専門的な見解の問合せから得られた結論 (3) 重要な判断に関する監査調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか。 (基準BⅦ7。(2)3)	適正	通知書(項番)	左記の項目は、審査規程においても審査項目として定められている。

会計監査人の品質管理に関するチェックリスト【サンプル】

品質管理のシステム の監視	34	監査法人は、すべての監査業務について監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、審査に関する方針及び手続を定めているか。審査の内容、時期及び範囲を示した方針及び手続を定めているか。この方針及び手続において、監査報告書の日付を審査の完了日以降とすることを定めているか。 (基準B7. (2)34、35)	適正	通知書(項番)	審査の方針及び手続においては、審査規程により定められている。この審査規程には、審査の内容、時期及び範囲の他、監査報告書の日付を審査の完了日以降とすることを定めている。
	35	監査法人は、審査に関する方針及び手続に、審査において以下を実施しなければならないことを含めているか。 (1) 重要な事項についての監査責任者との討議 (2) 財務諸表等と監査報告書案の検討 (3) 監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討 (4) 監査意見の評価及び監査報告書案が適切であるかどうかの検討 (基準B7. 36)	適正	通知書(項番)	左記の項目は、審査規程においても審査項目として定められている。
	36	監査法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めているか。また、監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を確保するため、監査調書の管理に関する方針及び手続を定めているか。また、自らの必要性を満たす十分な期間又は法令等が要求する期間にわたる監査調書の保存に関する方針及び手続を定めているか。 (基準B7. (4)44～46)	適正	通知書(項番)	監査ファイルの最終的な整理については、PwC Audit Guideで定められており、監査報告書日から60日を超えてはならない、としている。また、監査調書の管理及び保存に関する手続についてもPwC Audit上で定めている。
	37	監査法人は、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめているか。(当該方針及び手続には、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証が含まれる。)(基準A第九1)	適正	通知書(項番)	
	38	監査法人は、品質管理のシステムの目標的監視及び監査業務の定期的な検証によって発見された不備及びこれに対して改善すべき事項が、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者、監査実施責任者等に伝えられ、必要な措置が講じられていることを確かめているか。 (基準A第九2)	適正	通知書(項番)	識別した不備については、まずその影響の評価を行うが、その影響の評価においては、当該不備が監査意見に影響を与えていないかどうかの判断も含まれている。
	39	監査実施の責任者は、指摘された不備が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと、及び必要な措置が的確に講じられたかどうかを確かめているか。(基準A第九3)	適正	通知書(項番)	当法人内外からもたらされる不服と疑義の申し立てについて、監査ホットラインを導入している。通知書(項番)の「不服と疑義の申し立て」参照のこと。
	40	監査法人は、監査業務に係る監査実施者の定める品質管理のシステムへの抵触率に関して、監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめているか。(基準A第九4)	適正	通知書(項番)	
	41	監査法人は、後任の監査法人への引継に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめているか。(基準A第十1)	適正	通知書(項番)	
	42	監査法人は、前任の監査法人からの引継に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめているか。(基準A第十2)	適正	通知書(項番)	
監査事務所間の引継					

F-5 会計監査人報酬の同意依頼書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社 監査役会 御中

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

会計監査人の報酬等に関する同意を求める件【サンプル】

第〇〇期（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）の事業年度における会計監査人の報酬等の額について下記のとおり定めたく、会社法第 399 条に基づき、監査役会のご同意を賜りたく、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までにご回答頂けますようお願い申し上げます。

記

1. 契約内容

第〇〇期（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）決算についての会社法、金融商品取引法に基づく法定監査（内部統制監査を含む）および四半期レビュー

2. 監査報酬額

報酬等の額：〇〇〇〇千円

なお、算定の根拠は別紙の通りであります。

以 上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇株式会社 監査役会

常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印

常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印

監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印

監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印

会計監査人の報酬等に関する同意書【サンプル】

当監査役会は、第〇〇期（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）の事業年度における会計監査人の報酬等の額について、会社法第 399 条第 1 項に定める同意をいたします。

記

1. 報酬等の額：〇〇〇〇千円
2. 同意の理由：会計監査人と確認した第〇〇期の監査計画を踏まえた監査見積もり時間に基づいたものであり、報酬単価も合理的であることから、報酬額は妥当と判断した。

以上

（注）同意の理由は、施規 126 条 2 号により公開会社の事業報告に記載されるため、事業報告の内容との整合性を確認のこと。

F - 7 会計監査人報酬の同意に関するチェックリスト

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

監査役会

〇〇〇〇年〇〇月期の会計監査人の監査報酬の同意に関するチェックリスト

【サンプル】

	確認項目	評価	根拠資料（例）
1	執行部門（経理部）からの入手した情報		
(1)	会計監査人の監査計画に基づく監査報酬の算定根拠		会計監査人の提示した監査計画ならびに監査報酬に関する資料
(2)	執行部門が作成した監査報酬に関する検討資料		監査報酬に関する予実対比表 他社の監査報酬額に関する資料
(3)	監査報酬決定の手続き（手順・日程）		監査役会への監査報酬の同意依頼
(4)	執行部門責任者へのヒアリング		ヒアリングメモ
2	会計監査人から入手した情報		
(1)	監査計画の概要 監査の保証範囲、監査対象会社、監査項目、 監査体制・監査スケジュール		会計監査人の提示した監査計画ならびに監査報酬に関する資料（監査契約書案、監査報酬見積書及び根拠データ等）
(2)	当期における重点監査項目		会計監査人の提示した監査計画ならびに監査報酬に関する資料
3	監査報酬の妥当性の検討		
(1)	監査報酬（報酬単価及び監査時間を含む）の水準は適切か		
(2)	・ 前期との比較		監査報酬に関する予実対比表
(3)	・ 他社との比較		日本公認会計士協会 「監査実施状況調査（〇〇〇〇年度）」
(4)	監査の有効性と効率性に配慮されているか。		会計監査人の提示した

F - 7 会計監査人報酬の同意に関するチェックリスト

				監査計画ならびに監査報酬に関する資料
	(5)	非監査報酬の内容・金額は妥当なものであるか。		同上
4		その他		
	(1)			
	(2)			

以上